

(四) 中央政府設置問題

ソ連は米英の主張する連邦化、過度の地方分権化に反対し、ワイマル憲法の精神に則したドイツ政治機構を提案し、州議會と州の自治行政を破壊したヒトラー式中央集權を廢止し、州議會と國會とを有するヒトラー政權確立以前の行政組織を復活すること、(イ)ドイツの政治的經濟的統一を確保するとともに、連合國にたいするドイツの義務を實行する責任を負う臨時中央政府を樹立すること、(ロ)臨時中央政府樹立への第一歩として中央行政機關を設置し、ボツダム協定にしがい金融、工業、運輸、通信、對外貿易を掌握させること、(ニ)連合國ドイツ管理々事會をしてドイツの民主的諸政黨、労働組合、反ナチ團體と協議の上、民主的臨時憲法を制定させ、右憲法にもとづく選舉によつて臨時中央政府を樹立すること、(ホ)ドイツ國および州の憲法は人種、言語、性の區別なく言論、出版、信教、集會の自由を保障すること、(ヘ)ドイツは大統領および二院制の國會を有する民主的共和國とすること、しかして大統領は國會によつて選出され、國會は名簿式比例代表制により、かつ、兩院とも全國選舉人の直接投票によつて選出されること、等を骨子とする中央政府の樹立を主張した。すなわち、ソ連は連邦の枠内で中央政府の權限を強化しようとし中央政府の權限をできるだけ縮小しようとするフランス、およびその中間に立つ米英と對立した。

(五) 國境問題

東部國境に關し、アメリカは、(イ)東プロシヤの南部はポーランド領とする、(ロ)上部シレジアの工業地帯をポーランド領に編入するが、右地域より産出される石炭およびその他の資源は歐洲經濟維持のために使用される、(ハ)主として農業地帯である殘餘の領域の分割はポーランド人、ドイツ人および歐洲全體の必要を考慮して決することを提案した

が、ソ連は獨逸國境はボツダム協定によりオーデル、ナイセの線に最終的に確定されっていると主張した。また西部國境に關し、フランスが、(イ)ザールの單獨管理、(ロ)炭坑および製鋼製鐵所の所有權を含めルール地方を連合國の管理に移すこと、(ハ)ラインランドには獨立的な地位を與えてドイツの侵略防止のため兵力を常駐させること、を提案したのにたいし、ソ連はルール、ラインランドの分離に反対し、またザール問題に關してはまずソ連が提案した四國管理問題の審議方を主張した。

第二款 オーストリア問題

(一) 國境および賠償問題

ソ連はユーゴスラヴィアの(イ)南部カリンシアおよびステイリアの一部地方の併合、(ロ)工場設備および新規生産物を含む一億五千萬ドルの賠償、(ハ)戰時中ユーゴより撤去された資産の返還要求に關する主張を支持したが、米英はオーストリアは侵略國ではなくヒトラーの犠牲者であるとしてこれに反対した。

(二) 在墮ドイツ資産問題

在墮ドイツ資産(ボツダム協定により賠償に充當されることとなつてゐる)の定義に關し、米英が『獨逸合併以後強力または強迫によつてドイツ側に取得されたものはドイツ資産と認めない』と主張したが、ソ連は『直接の強力またはユダヤ人財産の沒收によりドイツに取得されたものだけをドイツ資産と認めない』と主張し、アメリカはドイツ資産に關し紛争が生じた場合、條約中に規定された仲裁委員會による決定に服することを主張したが、ソ連はソ墮兩國直接の交渉によることを力説した。

成することおよび統一ドイツの鋼鐵生産能力の水準を年一千五十萬トンに引上げること等に意見の一致を見た。

(五) ドイツの賠償問題

ソ連は(イ)工業施設等の資本財の一回限りの撤去、(ロ)毎年の生産物による引渡し、(ハ)ドイツ在外資産、(ニ)各種のサーヴィスによる賠償を求め、賠償総額はポーランドの要求額を含め百億ドル、支拂期間はポツダム協定公布の日より二十カ年以内とすることを主張し、アメリカはソ連の賠償要求は實行不可能なりとして要求額の減少に努力したが、ソ連は自説を固執して譲らないため、十二月十五日マーシャル國務長官は無期休會を動議し、會議は次期會議期日を決定することなく閉會された。

なお、今次外相會議に關しモロトフは十二月三十一日ソヴェト記者團にたいし、『ドイツ問題に關し意見の一致に到達することは可能である。舊樞軸五カ國との講和條約がすでに發効する段階に達した以上、四大國は對獨および對日講和問題に全力を集中すべきである。とくに對獨條約の締結は歐洲の平和確立に極めて重大な意義を有する。今回の外相會議はアメリカがドイツをアメリカ帝國主義の足場にしようとしたために失敗に終つた』との見解を發表した。

第二章 一般國際會議にたいするソ連の態度

國際連合および平和問題關係のものを除く一般國際會議にたいするソ連の態度は資料不足のため明確をかくものが

あるが、ソ連およびそのブロック諸國の參加狀況を判明した分について列擧すれば左の通りである。

第一節 政治的會議

(一) 國際社會主義者大會

一九四七年十一月二十八日から十二月一日にわたりアントワープに開催された第二インターナショナル系の本大會にはソ連側諸國中チェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーの反政府派代表が参加しようとしたが各國政府の阻止するところとなつた。

(二) 國際婦人大會

一九四五年十一月パリで開かれた。ソ連は連邦反ファシズム委員會議長エム・ボタロヴァを首班とする大代表團を派遣した。

(三) 國際民主主義婦人連盟第一回大會

一九四七年二月二十二日より二十六日にかけてブラグで開催、ソ連の外、チェコ、ユーゴ、ポーランド、ブルガリア、ルーマニアの五カ國が参加、ソ連代表は世界における平和と民主主義建設、ファシズム残存勢力清算のため労働組合および青年團體と密接に提携することを強調した。

(四) 世界青年會議

一九四五年十一月一日より十日までロンドンで開かれソ連よりは青年共產連盟中央委員會書記ミハイロフを首班と

する代表團が參加、全世界青年連盟および同連盟委員會の設置を確認した。

(四) 全アジア會議

本會議は一九四七年三月二十五日から四月二日までニューヨークで開かれソ連は構成下のアジア系六共和國より代表を送つた。

(六) 九カ國共產黨協議會(本執務報告第三部第一章第二節參照)

第二節 經濟的會議

(一) 國際商業會議

一九四五年十一月十一日より十八日までニューヨーク州ライで開かれ、ソ連はオブザーヴァを派遣した。

(二) 國際捕鯨會議

一九四六年十一月二十日より十二月二日までワシントンで開かれた。ソ連は最後まで參加の有無を明らかにしなかつたが、十一月二十六日會期半ばにして俄かに水産海洋協會會長エス・ボグダーノフを派遣、十二月二日國際捕鯨協定および同議定書に調印させた。ちなみにソ連はドイツより賠償として捕鯨母船一隻を獲得一九四七年南氷洋に出漁した。

(三) 國際羊毛會議

一九四六年十一月十一日より十五日までロンドンに開かれた。ソ連は當初參加をほのかしたが、結局參加しなかつた。

(四) 羊毛研究團體會議

一九四七年三月三十一日より四月三日までロンドンで開かれ、ソ連は出席しなかつたが、ブロック諸國中チェコ、ポーランド、ユーゴ三國が參加した。

(四) 國際綿花諮問委員會會議

一九四六年六月九日より十一日までワシントンで開催、ソ連の外、チェコ、ユーゴが參加した。

(六) 國際農業生產者連盟總會

一九四七年五月十五日より二十三日までシニペアンで開かれ、フィンランドの加入が承認された。

(四) 統一海運諮問委員會會議

一九四六年十月ワシントンで開かれた第一回會議にはソ連ブロックよりはポーランド、ユーゴの二國が、また翌四七年五月パリの第二回會議にはポーランドだけが參加した。

(六) 歐洲復興會議

一九四七年七月より九月にかけパリで開かれたソ連ブロック諸國中チェコだけが一たん參加を表明したが、その後取消した。

第三節 社會文化的議會

(一) 第三回全米スラヴ民族大會

一九四六年九月ニューヨークで開催され、大會理事長レオ・クゼツキの招請に應じソ連よりは全スラヴ委員會會長グンドロフ將軍、ゴルブノフ教授等六名、ウクライナよりは前外務人民委員コルネイチューク等五名が派遣され、大會の席上公然バーンズ長官およびアメリカの對外政策を攻撃するところがあつたが、大會後も引續きアメリカに滞在するや、米司法當局より「外國代表」としての登録を求められ、豫定を打切つて歸國した。なお、アメリカはユーゴ代表八名に對しては共產黨員であることを理由に入國を拒否したおもむきである。

(二) スラヴ・コンGRES

一九四六年十二月八日より十一日にかけてベルグラードにおいて開かれた。参加國はソ連、ユーゴ、ポーランド、チェコおよびブルガリアの五カ國で、外にアメリカおよびカナダのスラヴ代表も出席した。日程は

(1) 「平和と民主主義確立のための闘争におけるスラヴ諸民族」——ユーゴ國務相ミロヴァン・ジラスの報告檢討

(2) 世界文化にたいするスラヴ民族の貢献についての各國代表の報告檢討

(3) 一般組織問題の檢討

で、十一日全スラヴ民族にたいするけき文、スターリンおよびニューヨーク國連總會および外相會議で活躍中のモロトフ外相にたいするメッセージを採擇した。席上ユーゴ首相チトー元帥は挨拶を述べ、スラヴ民族解放上ソ連軍およびロシア民族の演じた絶大な役割を賞揚し、スラヴの排他的な團結を鼓吹したが、折柄の國際情勢を反映して開會前の觸れ込みに反し文化面よりは政治面に力を入れるに至つた。

なお、ソ連代表の提唱によりコンGRESの恒久本部は、ファシズムと敢闘したユーゴのベルグラードに設置されることとなつた。

(三) アメリカ新聞編輯者協會會議

一九四六年四月ワシントンに開かれ、ソ連よりはブラヴダ紙(軍事評論家ガラクチオーノフ)、イズヴェスチヤ紙(作家エレンブルグ)、赤星紙(作家シームノフ)代表等が出席した。

(四) 國際新聞記者會議

一九四六年六月コペンハーゲンにおいて開催、ソ連よりは國際評論家ザラフスキー外二名が参加した。

(五) プラীগ國際記者會議

一九四七年六月三日より九日までプラীগにおいて開催、ソ連の外ポーランド、チェコ、ユーゴ、ブルガリア等が参加したが、會議においてはソ連ブロックが常に主導的役割を演じた。

(六) 太平洋協會會議

一九四七年九月のストラットフォード會議にソ連は招請されたが、これを拒否した。

註 一般國際會議中國際連合と關係ある諸機關については第一編第十二章參照

第二章 東歐諸國

第一節 ポーランド

第一款 親ソ統一政府の樹立助成

ソ連は獨ソ開戦後いくばくもなくして(四一・七・三〇)對獨戰遂行の必要上在ロンドン・ポーランド亡命政府と緊密な關係を樹立したが、その東部國境の決定をめぐつて右關係を斷ち(四三・四・二五)、新に自國領内にポーランド愛國者連盟を設け、亡命政府に對抗する親ソ政權の樹立工作に着手した。ついで、ソ連軍のポーランド舊東部國境線突破(四四・一・三)後間もなくポーランド領内にポーランド國民會議を設置し(四四・二・一二)、前記愛國者連盟と緊密な提携の下、ポーランド解放に協力させた。その後、國民會議はポーランド解放委員會を設置し、七月二十一日ソ軍のカーソン線突破を待ち、右委員會をしてソ連の主張を取入れた内外政策の基本方針を宣言させた(四四・七・二四)しかして、ソ連は新に外交權の獨立を認められた白ロシアおよびウクライナ兩共和國をして解放委員會との間に住民交換協定を結ばせ(四四・九・一四)、同委員會を政府として承認する措置にでた。その後、一九四五年一月一日解放委員會は改組されて、ルブリンにポーランド臨時政府が樹立されるや、同五日ソ連政府はこれを正成に承認して外交關係を設定し、四月二十一日期限二十年の友好、相互援助ならびに戦後協力に關する條約を締結

して、兩國の關係を一層緊密にするとともに、ソ連の對ポーランド政府の在り方を内外に發表するところがあつた。

他方、ソ連は英ソ紛争の種となつていた亡命政府の解消を策し、前記委員會と亡命政府の合同を英政府に申入れ、その仲介により亡命政府との折衝を繰返したが、結局、クリミア會議において英米兩國と協議を遂げ、對獨戰終了後の六月に入り、始めて統一政府樹立を決定した。かくて、漸く六月二十八日に至り臨時政府派、國內反政府派および亡命政府派の三派代表からなる統一ポーランド政府が成立した。

第二款 統一政府樹立後の政策

ポーランドが西方よりする外敵の對ソ侵攻の都度、その通路となつた歴史的經驗ならびに帝政およびソ政權を通じポーランド人が抱いてた歴史的惡感情にかんがみ、ソ連は統一政府成立後の對ポーランド政策の基調を同國が政治的にも經濟的にも、はたまた軍事的にも眞に有力な友邦となることに置き、充分の努力を注いでいるようである。前述のようにソ・英・米三國の協議によつて成立した統一政府は寄り合い世帯で、多くの異分子を含んでいたが、ソ連はポーランド共產黨をバツクしてこれが清掃に當らせる一方、戰禍の最も甚しい同國の經濟的ならびに軍事的復興の援助に専心し、よつて兩國民の融和につとめた。

第三款 兩國間基本問題の調整

一九四五年四月二十一日の友好、相互援助ならびに戦後協力に關する條約により、兩國は軍事、經濟、文化における揚携協力を約したが、さらに戦争以來懸案となつてた兩國間左記諸問題を解決した。

④ 兩國間國境の劃定

第一次大戰以來ソ連側が不満を持つてゐるソ波兩國間國境問題を解決するため、一九四五年八月十六日の國境劃定に關する協定(四六・一・一三ソ連批准)により混合委員會が設置され、兩國は一九四七年四月三十日國境劃定に關する議定書を署名、ほば、カーゾン線を基準とする國境が劃定された。

⑤ 戰時中發生した兩國間債權債務の破棄

一九四六年五月二十三日ポーランド大統領ベイルト、大臣會議議長オスブカ・モラフスキー以下政府代表團はモスクワを訪問、ソ連政府首脳部と會談したが、兩國は戰時中生じたシヨルスキー政府以來の債權債務を相互的に破棄することに合意が成立した旨の共同コミュニケが五月二十七日發表された。

⑥ 住民の交換

前記一九四六年五月二十七日の共同コミュニケはポーランド代表團訪ソの際、ソ連在住ポーランド人ならびにポーランド在住ロシア人、白ロシア人、ウクライナ人、リシアニア人の本國歸還問題につき相互の協力が約されたことを明かにしたが、ソ連側はその後一九四七年三月五日に至りソ領居住ポーランド人の本國復歸を促進することを約した。

⑦ 國際問題に關する協力の約定

前記共同コミュニケによれば、兩國政府は兩國が利害を有するドイツその他の諸問題に關し協力を約した。

(註、ソ連が戰後、他の東歐諸國と締結した友好、協力、相互援助條約には等しくこの種の約定が含まれてゐる。なお、ソ連とポーランドの協力振りについては本書第一編國連、スペイン問題、その他参照)。

第四款 兩國經濟の緊密化

英米側は統一政府の樹立に當りソ連の主張に一應讓歩したとはいえ、歐洲再建に關してはソ連と見解を異にし、左翼勢力の指導によるポーランドの再建に反對の態度を持ち、政府反對派彈壓に對する抗議、アンラによる援助打切り、クレジットの停止等政治的、經濟的措施をもつてその施策をさまたげようとした。ソ連はこれに對處してポーランドの經濟再建に鋭意援助を與えポーランド民心の把握に務めた。

⑧ 兩國間經濟協力の具體的諸原則確立

經濟協力の基本原則はすでに前記友好、相互援助、戰後協力條約において確立されているが、これが具體化のため、まず、一九四五年七月七日兩國間の通商關係を律する通商條約を結び、兩國の通商關係の増進および最惠原則の適用を約した。ついで、一九四六年五月ポーランド政府代表團の訪ソの際、ソ連はポーランド通貨を安定させるためクレジットの供與を約し、一九四七年三月五日の協定により兩國の債務調整ならびに貸借決済に關する原則を設定して兩國通商上の障礙を除去することに務めた。

⑨ 通商關係

戰禍による農業生産力の低下に加うるに土地改革、領土變更に伴う住民の移住等に起因するポーランドの食糧難を緩和することはソ連がポーランド大衆の人心把握上緊要事であつた。従つて、ソ連は自國の食糧不足にも拘わらず相當量の穀物その他食料品をポーランドに輸出し、また、ポーランドが豊富な炭田を擁しながら、各種鑛石に乏しく、輕工業原料の入手にも困難を感じてゐる状況にかんがみ、主として鑛石、綿花等の原料を供給し、製品、半製品を買取

つてゐる。兩國間の經濟關係協定が主として一カ年の短期間のものであるのはポーランドの復興計畫の進捗状況に應じて、所要物資の品目ならびに數量を取極めるためである。

一九四五年七月七日の交易協定（四五年七月—四六年三月を期限とし、總額一億二千萬ドル）によりソ連は鐵礦二十五萬トン、マンガン鐵三萬トン、綿花二萬五千トン、煙草三千トン、亞麻二千四百トン、燐灰石四萬トン、セルローズ紙その他をポーランドに供給し、ポーランドよりは石炭五百萬トン（ただし、石炭の對ソ引渡は事實不履行に終つたものようである）一九四七年三月五日に至り、ソ連は本協定により受取るべき石炭を半減することに同意した。鋼および鐵六萬七千トン、亞鉛五萬トン、セメント七萬トン、石灰ソーダ二萬五千トン、羊毛製品、綿製品等を受取るが、一九四六年四月十二日の交易協定（四六年三月より四七年三月、總額一億九千六百萬ドル）は前年度協定に則つており、ソ連の對波供給品中にポーランドの工業建設に必要な鐵、鋼、石油製品、工業施設を、また對波輸入品目中にコークス、硝子を追加している。ついで、同年五月、ソ連は「戰災により生じた著しい食糧難」を緩和するためクレジットによる食料および農具の供給を追加した。さらに一九四七年四月三日の協定では四六年度の交易協定を更新し、四月より七月までの間に總額一千三百萬ドルの交易を取極め、ついで同年八月四日一カ年の交易協定を締結したが、これによれば從來の品目の外にポーランドの對ソ供給品として砂糖が加えられている。また同月二十九日ソ連は穀物三十萬トンの對波供給協定を締結した。

③ 工業技術上の援助

一九四七年三月五日ソ連は工業生産における科學技術上の協力に關する協定を締結して、ポーランドの工業生産力

の向上を助成することとなつた。

④ 交通運輸上の援助

ソ連はドイツ・ソ連占領地區との連絡確保および兩國間の運輸交通の圓滑化を計るため、一九四五年十一月二十三日には鐵道直通連絡協定を、また一九四六年三月二十四日には民間航空協定（モスクワ—ワルシャワ—ベルリン間空路）を締結したが、一九四七年三月五日の協定により、ソ連は戰利品中鐵道車輛をポーランドに讓渡すること、ソ連軍の敷設したクラコフ—カトヴィツェ—プシェムイスリ間鐵道を同年十一月一日までに歐州ゲージに改めること、および舊ドイツ船舶中ポーランドの取得すべき部分の引渡を同年五月十五日までに完了することを取極めた。また、同年九月十七日の協定によりソ連はシテディン港をポーランドに讓渡した。

第五款 軍事上の對ポーランド援助

ポーランドが自國領土の防衛のためばかりでなく、ソ連その相互援助條約を忠實に履行するに足る軍事力を保持することはソ連の重大關心事である。従つて、ソ連は統一政府樹立以來ポーランド軍の建設に多大の援助を與えてきた。すなわち、一九四五年九月二日バルト艦隊中驅逐艦以下二十三隻の艦艇をポーランドに提供し、翌四六年三月十九日さらに若干艦艇の讓渡協定を締結した。また、前記兩國政府首腦部協議に關する一九四六年五月のコミュニケによれば、ソ連はポーランドが自ら兵器生産を整備するに至るまで、長期クレジットを設定してポーランド軍に兵器および軍需品を供給することを約し、一九四七年三月五日の協定により、武器および軍需品供給クレジットを設定した。

なお、ポーランド駐とんソ連軍の兵力削減問題については一九四六年初頭以來兩國間に交渉が進められていた趣で

あるが、翌四七年一月二十日のソ連側放送によれば一九四六年末までに半減された由である。

第六款 文化關係

兩國は一九四五年四月二十一日の條約において文化關係の強化増進を約したが、翌四六年五月下旬ポーランド文化使節團はモスクワを訪問、兩國の文化交流の積極化を鼓吹した。

第二節 チェコスロヴァキア

第一款 亡命政府の本國復歸までのソ連・チェコ關係

ミュンヘン會議において英佛兩國が取つた態度に含むところのあるチェコスロヴァキアはソ連にたいし極めて友好的であつた。數ある亡命政府中ソ連の政策に全面的に同調し、これを終始支持したのはチェコだけで、従つて、チェコにたいするソ連の政策はポーランドにたいする場合と異り、なんらの摩擦もなく、極めて圓滑に實施された。

ソ連は獨ソ開戦直後(四一・七・一八)チェコ亡命政府とも緊密な關係を設定したが、チェコ大統領は卒先してソ連の要求を支持して第二戦線結成を叫び(四二・八・二)、また、翌四三年十二月には英國政府の反對を排してモスクワを訪問した。しかしてベネシユ大統領以下チェコ亡命政府要人のモスクワ滞在中、十二月十二日ソ連との間に期限二十年の友好、相互援助ならびに戦後協力に關する條約が成立した。この條約はソ連が西方近隣諸國との間に戦時中および戦後に結んだこの種條約の先鞭をつけたもので、ソ連側は對小國政策の代表的具體化形式としてこれを極めて重要視し、かつ、歓迎した。ついで、一九四四年三月、ソ連軍がチェコ領に接近するや、チェコ政府は本國內の

國民にたいし、對獨遊撃戰の積極化を呼びかけ、ソ連軍のチェコ領内進出(四四・五・八)に際してはチェコ軍はこれと協力し、また、ソ連の對ポーランド政策にも全面的な支持を表明した。

このように、ソ・チ兩國の關係は他に類例を見ない程密接なもので、一九四五年三月中旬亡命政府の本國歸還に際しても、政府首脳部はわざわざモスクワに立寄り、兩國將來の政策につき協議した。

第二款 亡命政府の本國復歸還後の兩國關係

政府ならびに國民一般を通じ親ソ的感情が支配していたチェコにあつては、反ファッシン闘争を標榜する共產黨のイニシアティブによる政治的、經濟的、社會的變革は比較的圓滑に遂行され、チェコスロヴァキアをもつて東歐におけるの經濟建設の支柱としようとするソ連の政策は、一九四七年七月のマーシャル計畫參加問題にたいするチェコ側の逡巡を除き殆んどなんらの障礙にも逢着しなかつた。

第三款 兩國間基本問題の調整

一九四三年十二月十二日の條約は軍事、經濟、文化の各部門にわたつて兩國の提携協力を規定し、戰爭を通じて育成された兩國の親善・協力關係を成文化したが、さらに、兩國關係を調整して、一そう強化するため次の諸措置が講じられた。

(4) ザカルパト・ウクライナの對ソ割讓

亡命政府の本國歸還後いくばくもなく、六月十九日、ザカルパト・ウクライナ(チェコ領ボドカルパト・ルシ)に關する條約(四五・一一・一三)を締結して、住民中ウクライナ人が占める

右地方をウクライナ共和國に歸屬させること、ならびに付屬議定書により同地方住民にたいし國籍選擇（期限四六・一・一）を許し、關係政府の許可をえて、十二カ月以内に移住する權利を與えることを取極めた。

④ 兩國住民の相互的本國歸還

兩國は一九四六年七月十日國籍の選擇および移住に關する協定により、兩國政府、一方舊ヴォルイニ縣（カーゾン線以東に位する舊ポーランド領で新にソ連領となつた地域）居住のチェコ人およびスロヴァキア人、他方チェコヴァキア領域内居住のロシア人、ウクライナ人および白ロシア人にたいし、九月十五日までにソ連、チエコいずれかの國籍を選擇し、同年十一月十五日までに移住する權利を賦與する取極めを行つた。なお、國籍選擇ならびに移住の期限はその後、それぞれ四六年十一月十五日、および四七年十二月十五日に延期された。

⑤ 國際問題に關する協力の約定

一九四六年七月三日組閣を終えたチェコ首相ゴットワルトはポーランドの例にならつて外相マサリック以下を從え、七月二十日モスクワを訪れ、二十五日までソ連政府首脳部と協議を行つたが、ソ連政府は講和會議、とくにハンガリー講和條約にたいしチエコのとるべき態度に諒解を與えた旨、同月二十七日共同コミュニケをもつて發表された。

⑥ 在チエコ・ドイツ資産の無償讓渡ならびにソ連占領地區内チエコ在外資産に關する問題

前記七月二十七日の共同コミュニケによれば、同月二十五日成立の條約により、ソ連側は戰時中ドイツが建設した工場としてソ連が受取るべきモスト市の大化學工場およびその他工場の機械設備を無償にてチエコスロヴァキアに引渡すことになつた。また、ソ連はその占領地區内にあるチエコスロヴァキアの個人ならびに法人に屬する在外資産の

所有權を確保することに同意した。

第四款 兩國經濟關係の緊密化

元來チエコスロヴァキアは戰前においても西歐先進國に伍して工業國として繁榮していた。一九三九年のアンシュルス以來ドイツは戰略的見地からチエコ領内に大規模の工業建設を行つたが、これはほとんど戰禍を蒙ることなく戰後チエコスロヴァキアにうけ繼がれ、東歐ソ連圏だけでなくソ連の經濟復興に少なからぬ役割を演ずることとなつた。

チエコスロヴァキアとソ連との間の通商關係は戰前においてほとんど見るべきものがなかつたが、戰後、ソ連は東歐諸國中隨一の工業國であり、高度の技術と大規模の設備を擁するチエコスロヴァキアを經濟的見地から最も重要視し、前述のように、ソ連に歸屬するべきチエコ領内の舊ドイツ資産をチエコに與え、チエコ産業の保存振興に配慮した。チエコスロヴァキア側においてもこれより先、一九四六年より實施されるソ連の第四次五カ年計畫に協力する旨を發表した（四六・一・二二、チエコ情報大臣ヴァチエスラフ・コベキー談）。

このようにして兩國政府の協力はチエコが經濟復興ニカ年計畫を採用するに及び漸次効果を擧げつつあるようである。

④ 兩國間經濟協力の具體的原則確立

兩國經濟協力の基本原則はすでに前記の一九四三年十二月十二日の條約によつて確立されたが、その具體化のため一九四六年七月二十日以來兩國首脳部の協議の結果、同二十五日パートナー制、チエコ・クロネ貨建、契約の手續等

を内容とする取極が成立し、一九四七年十二月十一日通商航海條約が成立した。

(4) 通商關係

ソ連の對東歐政策と密接に結びついたチェコスロヴァキアの經濟計畫の實施と關連して、ソ連は漸次西歐經濟圏より離脱しようとするチェコにたいし、その必要とする工業原料、例えば、各種原礦（鐵礦、黃鐵礦、クロム礦、マンガン礦）、ニッケル、亞鉛、石油、石綿、化學藥品、輕工業原料（綿花、亞麻、ゴム）、食糧、肥料等を供給し、チェコスロヴァキアよりは鋼材、機械、工場施設、器具、化學製品、織物、ガラス、砂糖等を輸入している。

一九四六年四月十三日一カ年の交易協定を締結したが、チェコスロヴァキア經濟復興二カ年計畫實施に伴う必要を考慮して短期通商協定を長期通商協定に変更することとなり、ついで、一九四七年七月チェコのマーシャル計畫不參加と關連して同月十日ソ連は交易品目の増大を約し、同年十二月十一日、年額五十億チェコ・クロネ（米貨約一億ドル）の割當制による五カ年期限の通商協定、交易ならびに支拂協定が前述の通商航海條約および科學・技術協力協定とともに締結され、ソ連はチェコにたいし、毎年右取引年額の限度内においてクレジットを與えることになつてい

る。なお、七月十日の發表によれば、右五カ年通商協定の交易品目は次の通りである。

ソ連は一九四八年度において小麦二十萬トン、飼料用粒穀、同とうもろこし二十萬トン、加里肥料六萬トン、ちつ素肥料五千トン、綿花二萬トン、搾油種子、豌豆類、羊毛、鐵礦、マンガン礦、クロム礦、合金鐵、銑鐵、石炭酸、磷酸鹽、石油製品を供給し、チェコスロヴァキアより鋼管、レーキ、機關車その他の鐵道資材、動力設備、製靴施設、精糖施設、工作機械、電氣モーター、エクスカヴェイター、蒸氣機關、種畜、砂糖、靴、織物、ガラス、化

學藥品等を輸入することとなつた。

なお、二カ年計畫第一年度の一九四七年のチェコの對ソ貿易は輸入十七億七千七百萬、輸出十四億四千五百萬クロネで三億三千二百萬クロネの入超となつている。この數字は戦前の兩國取引高に比すれば非常な増加であるが、チェコ貿易總額の約六%に當るだけで、ソ連はチェコの貿易においてはイギリス、スイス、アメリカ、オランダ、スエーデンに次ぎ第六位を占めている。

(4) 科學、技術上の協力

ソ連はチェコスロヴァキアとの間に一九四七年十二月十一日科學・技術上の協力協定を締結し、相互の産業發展に役立てることとなつた。

(4) 通信および交通運輸上の協力

兩國は一九四五年十月二十二日の協定により郵便電話電信連絡を開始したが、さらに翌四六年七月二十五日航空連絡に關する協定を締結し、ついで鐵道連絡に關する協定に調印することに同日合意が成立した（ただし、鐵道連絡協定については成立の有無等不明である）。

第五款 軍事上の對チェコ援助

兩國は一九四三年十二月十二日の條約により軍事上の協力を約しているが、その具體化の一つとして、一九四五年十月一日チェコスロヴァキア參謀本部は三カ年の訓練を受けるため青年將校十五名をソ連の士官學校に派遣し、また、ソ連は一九四六年七月二十五日の取極でチェコスロヴァキア軍にたいしクレジットで武器および軍需品を供給す

ることを約した。

なお、チェコスロヴァキアは米ソ兩國軍隊の駐とんが同國の經濟に負擔となり、その復興を阻害しているとして、撤兵方兩國政府に要請していたが、兩國はこれに同意し、ソ連軍は一九四五年十一月十五日頃から撤退を開始、早くも同年末までに完了した趣である。ソ連軍の撤収に先立ち、同年十一月八日チェコ国防相スヴォボダ將軍はソ連軍のジャードフ大將以下將官九名および下士官九十九名にたいし勳章を贈り、同國に與えたソ連軍の援助に感謝の意を表し、併せてチェコ軍の抱懐する對ソ友好感情を披瀝するところがあつた。

第六款 文化關係

文化關係の増進強化を目的とする兩國の協力は一九四三年十二月十二日の條約に規定されているが、右條約と相前後して、兩國間に文化經濟連絡協會が設置された。戰時中培われた兩國の親善關係は戰後一段と強化され、兩國政府代表團の外、労働組合代表、文化團體代表等が頻々と往復し、文化交流の實を擧げており、一九四七年に入つてからは、九月チェコの著名作家がソ連作家同盟の招請に應じてソ連を訪問した。

また、スターリンは一九四六年十二月十二日兩國相互援助・戰後協力條約三周年記念日にあたり、プラハの名譽市民に推薦され、ブラチスラフ、ブルノ兩市も同様名譽市民の稱號をスターリンに贈つた。

第三節 ユーゴスラヴィア

第一款 統一政府樹立までのソ連・ユーゴ關係

獨ソ開戦直後ソ連は在ロンドン・ユーゴスラヴィア亡命政府と國交を回復したが(四一・七・一九)、ソ連の關心はむしろユーゴ本國內におけるバルチザン活動に向けられ、チトーの指導する國民解放軍を支持した。従つて、一九四三年末ユーゴ亡命政府がチェコスロヴァキアになつて友好、相互援助ならびに戰後協力に關する條約の締結方を提議した際も、ユーゴ國內における亡命政府派が獨軍と協力している節があるとして、右提議を拒否し、結局英米をしてミハイロヴィチを見棄て、チトー支持を決意させた。一九四四年九月ソ連はチトーにスヴォーロフ勳章を贈つてその功績をたたえ、また同月二十九日ソ連軍はハンガリー作戦を理由にユーゴ領内に進駐、チトーを援助してその勢力の擴大に協力した。しかし、ソ連の實力がアドリア海岸まで進出したことは英國側をいたく狼狽させ、十月九日英ソ兩國協議の上ユーゴに對する共同政策を決定した。この間ソ連は解放委員會との親善關係を強化し、經濟援助(小麦四萬トン、トラック數百臺)を提供した。十一月二十日に至り、亡命政府首相シュパシチおよび解放委員會議長代理カルデリはモスクワに赴き、スターリンおよびモロトフと會談の結果、統一政府樹立に決定、一九四五年三月七日チトーを首相とし、シュパシチを外相とする統一政府が成立、ソ連はサドチコフを大使に任命、正式外交關係を設定した。なお、サドチコフ大使のイラン轉出に伴い、ソ連は一九四六年三月ロシア共和國外務人民委員でバルカン通として知られているア・イ・ラヴレンチェフをその後任に補した。

第二款 統一政府樹立後の兩國關係

イタリアの没落ならびにイギリスの衰退に乘じ地中海をうかがおうとするソ連はそのバルカンにおける足場としてユーゴスラヴィアを重要視したことはいふまでもない。また、ユーゴに對するソ連の政策はたいバルカン政策の重要

な一環となつており、両者は密接な關連を持つてゐる（第一篇、第八章第三節のらびに同第九章第三節および、第一篇第一章トリエストに關する部分參照）

一九四五年四月十一日ソ連はユーゴとの間に期限二十年の友好、相互援助ならびに戦後協力に關する條約を締結したが、その調印に當り、モロトフ外相は本條約はソ連と民主主義ユーゴとの戦後における經濟的、文化的連絡強化の基礎となるであろうと述べ、これにたいしチトーは本條約はユーゴスラヴィアの平和建設の基礎となるであろうと答えた。

第三款 兩國間基本問題の調整

一九四六年五月二十七日ユーゴ大臣會議議長チトー元帥は内相、交通相、參謀總長等を隨えて同日歸國したポーランド代表團と入れ替りにモスクワに到着、直ちにソ連政府首脳部との間に一九四五年四月十一日の條約にもとづき、兩國の經濟的提携、通商、ユーゴ軍にたいする武器、彈藥等の供給、文化的、政治的協力等の諸問題を討議、六月八日密接な經濟的協力につき合意が成立した。その内容は、ユーゴ政府の公表によれば、前記ソ連、ポーランド間の協定（本章第一節第三款參照）とほぼ同様のものである。

第四款 經濟關係

ユーゴスラヴィアは元來後進國であり、かつ、長期にわたるドイツの占領とこれにたいするバルチザン活動等の結果國內の荒廢甚だしいものがあつた。従つて、統一政府は國內復興をもつて戦後經營の第一義として、一九四五年ます二カ年計畫を實施し、次いで一九四七年より工業化を目指して五カ年計畫に着手した。ソ連はその對バルカン政策

と關連して、ユーゴ政府の右努力に全面的な支援を行つてゐる。

一九四五年四月十一日の條約に引續いて、同月十三日交易協定が成立し、ソ連は軍需品および民需用物資の對ユーゴ供給を約し、ユーゴより戰略物資その他の商品を購入することとなつた。また、一九四六年五月二十七日モスクワ政府代表團と協議の結果、ソ連は六月八日交易協定を締結、ユーゴにたいし原料、資材を供給してその經濟復興を援助することとなつたが、東歐諸國のマーシャル計畫参加拒否と關連して一九四七年七月二十五日さらに廣汎な通商協定を締結した。

右協定は①借款協定、②交易協定の二より成つてゐるもので、①において、ソ連はユーゴの工業化五カ年計畫助成の目的をもつて、クレジットにて鐵礦、金屬、石油、化學、木材各工業施設を供給し、かつ、これら諸施設の建設、整備、運営について技術上の援助を約し、②においては、ソ連は綿花、紙、セルロース、石油製品、石炭、コークス、鐵、鋼、非鐵金屬、乗用自動車、トラック、トラクター、肥料、その他を供給し、ユーゴより鉛、黃鐵礦、銅、煙草、ベニヤ板、麻、農産物を輸入することとなつてゐる。

また、一九四七年三月十八日ユーゴ・ソ連商業會議所が開設され、その規約が制定されたが、右開所式にはソ連側代表として全連邦商業會議所會頭エム・ヴェ・ネストロフが参加した。

第五款 軍事上の對ユーゴ援助

前記ユーゴ代表團のモスクワ訪問にあたり（四六・五・二七一―六・八）、ソ連政府は一九四五年四月十一日の條約にもとづいて兩國の協力提携を協議した際、軍事的問題も討議されたが、六月八日の共同聲明によれば、ソ連政府は

ユーゴ軍にたいし兵器、彈藥その他の軍需品を長期借款の條件をもつて供給し、ユーゴの軍需工業の再建復興に協力を約した。

第四節 ブルガリア

第一款 休戦協定までのソ連・ブルガリア關係

ブルガリアは獨ソ開戦とともに中立を宣言したが、その後戦争の擴大するに及び一九四一年十二月十三日米英兩國にたいしてだけ宣戦した。しかし、ソ連はブルガリアが終始ドイツにたいし好意的態度をとつたことにつき再三抗議するところがあつた。一九四三年九月イタリーの戦争離脱關係に次いで南伊を基地とする米空軍のバルカン各地爆撃の熾烈化を契機として動搖したドイツの與國に對し、ソ連は切崩し工作を開始し、ブルガリアにたいしてはコミンテルンの前議長ディミトロフを表面に押出し、ブルガリア國內の地下運動を支持した。一九四四年に入つて戦局の變化に伴い、ソ連は八月十二日ブルガリアにたいし對獨斷交方をすすめたが、ブルガリアは同二十六日中立の再確認をもつて答え、同時に對ソ國交の調整を企圖した。この間、ルーマニアの屈伏に狼狽したブルガリアは九月二日内閣を更迭し、親ソ政策を聲明すると共に英米との和平交渉を開始した。この報に接したソ連はその對バルカン政策とも關連して、米英兩國と對等の地位をもつて對勃講和に参加する機を失わないため同五日突如ブルガリアにたいして宣戦し、同八日各所においてドナウを渡り大部隊の進駐を開始した。

他方、ブルガリアは直ちにソ連の提示した對獨斷交、國內獨軍の武装解除ならびにソ連軍にたいするその引渡、黒

海およびドナウ諸港にあるドイツ船舶の引渡等を中心とする休戦條件を受諾したが、同九日左翼祖國戦線派のクーデターにより局面は一變し、新内閣は對ソ協力、對獨戰遂行を聲明すると共に親獨分子の逮捕に着手した。

ソ連がブルガリア進駐と相前後してユーゴスラヴィアに兵力を進めたことは英米の地中海方面にたいする危惧を招き、かつ、ブルガリアの休戦交渉をめぐつて英米兩國とソ連との間に意見が分れたため休戦協定は容易に成立しなかつた。その後チャーチルの訪ソにより、十月十一日漸く兩者間に共同政策に關する協定が成り、同二十八日モスクワにおいて對勃休戦協定が成立した。これにより、ソ連はブルガリア處理につき發言權を確保したが、その後は、歴史的文化的關係を利用し、ソ・勃親善協會を設立させる等親ソ勢力の擴大強化に努めるところがあつた。

なお、右休戦協定はブルガリアにたいし、(1)軍事行動の停止、(2)ドイツおよびハンガリーとの斷交、(3)ソ連軍占領費の賠償、(4)ブルガリア軍および官吏のギリシヤ領トラキアおよびユーゴスラヴィア領マケドニア撤退、(5)ギリシヤおよびユーゴ領のブルガリア編入に關連する一切の法令の廢止、(6)ファッショ團體の禁止、(7)戦争犯罪人の拘禁を命じたものであつた。

第二款 休戦協定成立後の兩國關係

戦後處理問題をめぐつて、イギリスが漸次ソ連と其の見解の相違を明かにしてゆくなかにあつて、ギリシヤに兵を進めたことは、對東歐政策の實現を目指すソ連をしてブルガリア（ギリシヤに接壤し、かつ背後に當時共產勢力の確立するに至つていないルーマニアを控えた）の地理的位置にかんがみ、その評價を漸次變更させることゝなつた。

前述のようにソ連は進駐以來、その實力を背景とするブルガリア共産黨の活動と相まつて親ソ勢力の擴大強化に努

めていたが、外見上は實力の直接行使を避けつつ、一九四五年八月十四日には外交關係を回復し、ついで九月三日休戦條件の一部を緩和してソ連駐とん軍にたいする援助義務を大巾に緩和するとともに家畜飼料の供給を約する等盛にブルガリア民心の收らんに努めた。

第三款 ソ連の對ブルガリア政策の變遷

一九四五年十二月のモスクワ外相會議は民主主義の實現を保障するためブルガリア政府を改造し反對派より二名を入閣させることに決定したが、その際モスクワを訪問したブルガリア政府代表團との間に(四六・一・七—一・一〇)兩國間の經濟協力および兩國關係その他の事項につき政策協定が行われた旨發表された。

なお、政府改造の實施については一九四六年一月九日ソ連政府はとくにヴィンスキ外務人民委員第一代理をソフィアに派し、ブルガリア政府首脳部ならびに反對派代表と接觸させ、種々工作を行つた。この間アメリカの對勃申入れをめぐつて米ソ間に應酬が行われたが、三月三十一日に至つて漸く反對派の入閣問題が解決した(執務報告第四部第五章第一節第二款参照)

第四款 經濟關係

ブルガリアは元來農業國で、今次大戰による戦禍も僅少であつたが、ソ連は對東歐政策上同國の工業建設を支援している。

一九四六年一月前記ブルガリア代表團訪ソの際兩國の緊密な經濟提携が約されたが、これに先立つて前述のように一九四五年九月三日ソ連は戦時の消耗および凶作により窮迫したブルガリアにたいし家畜飼料の供給を約した。ついで、四月二十七日には一九四六年度交易協定が、また八月二十三日には一九四七年度交易協定が協定された。後者は

で、四月二十七日には一九四六年度交易協定が、また八月二十三日には一九四七年度交易協定が協定された。後者は總額八千七百萬ドルを内容とし、ソ連側はクレジットにより肥料製造施設、發電所施設、半製コークス製造設備を供給し、その建設に必要な技術援助を與えることとなつてゐる。

第五款 軍事關係

ソ連駐とん軍兵力は進駐當初は約十萬といわれていた。一九四七年二月十日の對ブルガリア講和條約によれば、連合國はその發效の日より九十日以内に占領軍を撤退することとなつてゐるが、右條約は九月十五日發效した。

また、一九四七年九月二十六日ブルガリア臨時大統領ワシル・コロロフは講和條約の發效による連合國管理委員會の解散に伴い、同委員會所屬のソ連將校等にたいし叙勳した。

第六款 文化關係

ソ連はソ・勃親善協會の設立により、その歴史的、文化的關係を利用して兩國の文化交流を圖つており、兩國科學、藝術使節團の交換が頻りに行われているが、ブルガリア赤十字社代表團は一九四七年二月ソ連赤十字社および赤色半月社連合執行委員會の招きに應じてソ連に赴き交かんを行つた。

また一九四七年七月十八日ブルリガア國民議會議長代理ダミヤノフを團長とする議員代表團三十五名はソ連を訪問、一カ月にわたり各方面との交歡に努めた。

第五節 ルーマニア

第一款 休戦協定成立前のソ連・ルーマニア關係

二一〇

失地回復をねらうルーマニアは一九四一年六月二十二日ドイツの對ソ攻撃と同時に宣戦し、獨軍と共同して對ソ進撃を開始した。ソ連は翌年一月二十五日ルーマニア人俘虜の集會を開き、これをして對ルーマニア工作に當らせる一方、一九四三年八月頃から漸く激化したトランシルバニアをめぐるルーマニア、ハンガリー兩國の抗争を取り上げ、兩國の離間を圖り、ルーマニアの戦争離脱を策した。その後戦局の好轉に伴い、ソ連軍は一九四四年四月二日ルーマニア領内へ進出、同十二日ルーマニア政府にたいし、(1)對獨斷交とルーマニア軍の對獨共同闘争、(2)一九四〇年の條約にもとづくソ連、ルーマニア間國境の復活(ベッサラビアおよび北部ブコヴィナの對ソ割讓)、(3)對ソ損害賠償(三億ドル)、(4)聯合國の一切の俘虜および抑留者の返還、(5)聯合國軍の自由移動にたいする便宜供與等を要求し、(6)トランシルヴァニアに關するウィーン仲裁條約の決定破棄ならびに、(7)トランシルヴァニア解放にたいするソ連の援助供與を提案し、これをもつて和平條件とした。ルーマニアは一たん、右ソ連の提議を拒けたが、戦局の悪化により八月二十三日の政變を機會にこれを受諾、九月十日よりモスクワにおいてソ英米代表と交渉の結果、同十二日休戦協定が成立した。右協定は大體ソ連の和平提案を骨子としており、對ソ賠償、親獨反ソ團體の解散、トランシルヴァニアに關する前記仲裁條約決定の失效ならびにそのルーマニアへの返還承認を規定している。

第二款 休戦協定成立後の兩國關係

ソ連軍のブルガリアおよびハンガリー進駐後においてはルーマニアは西歐との連絡路を斷たれ孤立化した。休戦協定成立後はソ連は他の國におけると同様實力の行使を極力避けて、ギリシヤ正教を國教とする同國との文化的關係

を利用し、親ソ氣運の醸成に努め、かつその庇護の下に共產黨勢力の育成を圖つた。

しかし、國民の間になお人氣があり、戦争末期には對ソ協力の功があつたミハイ國王にたいしてはブルガリア王室にたいすると同様、慎重な態度をとつたためソ連は戦後の對ルーマニア政策實施上種々の障礙に逢着、一九四七年十月三十日共和制宣言に至るまでには相當の迂餘曲折をへた。

第三款 ソ連の對ルーマニア政策の變遷

一九四〇年ソ連のベッサラビアおよび北部ブコヴィナを略取以來反ソ感情の濃厚な同國にたいし、政治面では、ソ連軍進駐と共に擡頭した同國共產黨勢力の擴大を圖り、經濟面では戦前米英資本が支配し、かつ、ルーマニア唯一の重要産業であつた石油工業を合辦會社の經營に移し、斯業の再建と併せて反ソ反共分子の經濟的基盤の覆滅に努めた。

ソ連は一九四五年十一月八日休戦協定の履行監視に藉口してヴァインスキ外務人民委員第一代理をブカレストに派遣、國王に強壓を加え、數度の内閣改造を利して、共產黨關係の數を増大させ、また、一九四五年三月六日共產黨員グロージを首班とする親ソ内閣が成立するや、同月九日、さきに休戦協定において約したトランシルヴァニアのルーマニアへの返還を實行する等露骨な工作をもつて共產黨を援助し、その勢力擴大を容易とさせた。その後、同年七月二十九日國王ミハイがグロージの辭職を要求するや、ソ連は八月六日突如、外交關係の復活を通告して國王の態度を牽制し、また、同月下旬國王が親英米政府の樹立に關し、英米ソ三國に親書を提出するや、同月二十八日任命後間もないカフタラーゼ公使を大使に昇格してソ連の對羅關心の大なることを示しながら、右親書にたいしては默殺の

舉に出た。他方、ソ連は前記のようなルーマニアの政情にかんがみ、グロージ内閣の補強を決意、九月上旬グロージ首相およびタレスク外相をモスクワに招致して同月十二日ルーマニア國民の「不幸とその食糧危機の一掃」を主眼とする協定を締結し、グロージ内閣の地位を高めることに努力した。なお右協定は、(1)一九四六年十月までのソ連の對ルーマニア食糧供給、(2)ソ連占領軍の使用する飼料および穀物の減量、(3)ルーマニアの撤去した舊ソ連財産返還期限の三カ年延長、(4)ルーマニア鐵道管理權の返還、(5)ルーマニア軍捕りよの送還、(6)黒海およびドナウ河用ルーマニア船舶の返還を約したものであつた。

このようなソ連の對ルーマニア政策は米英兩國の抗議を招き、結局一九四五年十二月のモスクワ三相會議の決定により、一九四六年一月八日グロージ内閣は反共派の自由黨および農民黨より各一名の代表を入閣させた。もつとも、ソ連の支持により確固とした基盤を築きえたルーマニア共産黨は、もはや獨力で反對派を彈壓するに充分な力を養い、一九四七年七月二十日にはルーマニア反政府派の巨頭國家農民黨首マニウ等を逮捕處断して事實上獨裁政權を確立した。

第四款 經濟關係

ルーマニア經濟が蒙つた戦禍はプロセスの製油施設等を除けば比較的輕微ではあつたが、領域の変更(ベッサラビア、北部ブコヴィナおよび南ドブルヂヤの喪失とトランシルヴァニアの回復)とこれに伴う住民の移動その他の條件により農業生産が著しく低下した。また石油工業はソ連軍進駐直後、ソ連軍の施設撤去により一時不振に陥つたが、ルーマニアにおける共産黨勢力の強化にともない、従來の窒息政策を改め、ソ連はソ・羅合辦會社を通ずる等の方法

により石油工業の復興だけでなく、他の各種工業の建設を指導援助する態度を示すに至つた。

(一) 基本的經濟關係の設定

ソ連は一九四五年五月八日經濟協力に關する協定を締結して、ルーマニア經濟の復興開發にたいするソ連の資本ならびに技術の導入を規定したが、さらに一九四七年二月二十日の兩國の基本條約として通商航海條約を締結して相互に商・工業に關する最惠國待遇の原則を適用することとなつた。

(二) 通商關係

兩國の通商は短期(一カ年)協定により實施されており、ソ連は一九四五年五月八日交易協定を締結したが、ルーマニアの食糧難緩和のため、同年九月十二日の協定(この(一)参照)により一九四六年十月に至る期間中一定量の食糧の供給を約した。

また一九四七年二月二十日成立した一九四七年度交易ならびに支拂協定により、ソ連はルーマニアにたいし總額二千五百萬ドルの製鐵工業および織維工業用の資材、施設ならびに原料を供給し、石油製品、建築資材その他を輸入することとなつてゐる。しかして、右二千五百萬ドルの中一千萬ドルは同日署名のクレジット協定により、年利二%にてルーマニアに四カ年間貸與され、ルーマニアは一九四七年度内に石炭十萬トン、コークス十萬トン、鑛石五萬トン、銑鐵二萬五千トン、鋼鐵二萬一千トン、綿花一萬三千トンの供給を受ける。

(三) 對ソ賠償問題

休戰協定によりルーマニアの對ソ賠償額は三億ドルと決定されたが、その内譯けは一九四五年一月十六日の協定に

より、(4)支拂期間一九四四年十一月十二日ないし一九五〇年十一月十二日、(5)年支拂額五千萬ドル、(6)賠償品目、現金三千万ドル、石油製品一億五千万ドル、粒穀、家畜、木材五千四百萬ドル、海洋ならびに河川用船舶、各種機械設備、鐵道施設六千六百萬ドルと決定された。

もつとも、戦後ルーマニアの不作による食糧難にかんがみソ連は四五年度の食糧賠償を免除し、一九四六年十一月二十日コミュニケをもつて四六—四七年度分賠償としてソ連に引渡すこととなつていた穀物についても要求を撤回しており、また、その後一九四七年二月十日支拂期間は當初の六カ年から八カ年に延長された。

(四) 合辦會社の設立

ソ連はルーマニア進駐直後、同國內舊ドイツ石油資産を接收するため、兩國合辦會社を設立したが、イギリス月刊誌「石油通信」一九四七年六月號によれば、同社は漸次ルーマニア經營の企業を吸収しており、かつ、この種合辦會社は石油工業の外、他の諸産業にも及んでいる趣である。

第五款 軍事關係

一九四七年九月十五日對ルーマニア講和條約は發効したが、ルーマニアにあるソ連軍はオーストリアとの連絡確保のため引續き駐とんしている。

第六款 文化關係

ソ連はギリシャ正教を國教とするルーマニアにたいしては宗教上の連絡をもつて文化工作の一助としているものと見られ、一九四七年中モスクワ大主教のルーマニア訪問等の企てがあつたが、ソ連の對ルーマニア文化工作は主とし

てソ連・ルーマニア文化協會を通じて行われており、同協會の手による文化使節團の來往があつた。ことに一九四七年十一月にはロシア共和國教育學アカデミー總裁カイロフのほか、文化、音楽家よりなるソ連文化使節團がブカレストを訪問、兩國民の交歡を行つた。

また、一九四七年六月三日にはブカレストにソ連・ルーマニア研究所が設置され、ルーマニア人のロシア語講習の普及を計つている。

第六節 ハンガリー

第一款 休戰協定成立までのソ連・ハンガリー關係

ハンガリーはドイツの對ソ戰開始の翌日、一九四一年六月二十三日ソ連と斷交、同二十七日宣戰を行つた。ソ連側はルーマニアの場合と同様、一九四二年二月在ソ・ハンガリー人俘虜の集會を催し、ハンガリーにたいする工作に當らせた。

別項(第五節第二款および第三款)のようにトランシルヴァニア問題をめぐつてソ連が好意を示したルーマニアが一九四四年八月下旬樞軸陣營から脱落したことはハンガリー國內に少なからぬ動搖をもたらした。ソ連軍が一九四四年十月下旬ハンガリー國內に進駐を始めるや、ホルチ攝政はソ英米に休戰申入を行つたが、ブタベストにおいては親獨派がクーデターを起し、戰爭繼續を聲明した。

しかし、ソ連軍がブタベスト攻撃を開始する頃(十一月末)におよびソ連の占領地區に親ソ地方政府が樹立された。

ついで十二月中旬に入り、共産黨員一名を含むハンガリー臨時政府は遂に對ソ休戦を申入れ、同月三十一日對獨宣戦を行つた。こゝにおいて、一九四五年一月十八日休戦交渉が開始され、同月二十日ハンガリーは、(1)チェコスロヴァキアを含む連合國を相手とする戦争から離脱する、(2)國內ドイツ兵力の武装を解除し、これを捕虜として連合國側に引渡す、(3)陸海空軍を連合國の指揮下におく、(4)チコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの各占領地域より撤退する、(5)ソ連に對し二億ドル、チコスおよびユーゴへ一億ドルの賠償を現物により支拂う、等の條項より成る休戦協定が締結された。

第二款 休戦協定成立後の兩國關係

ハンガリーは最も頑強にかつ最後まで對ソ抵抗を續けた國だけにその反共勢力にも根強いものがあつた。休戦協定成立後ソ連軍は残存獨軍の掃蕩を理由として一九四五年一月中ハンガリー大半を占領し、その實力を背景に同國共産勢力の育成に努めた。

第三款 ソ連の對ハンガリー政策の變遷

非スラヴ國として元來親獨的傾向の最も濃厚であつたハンガリーにたいしては、ソ連は苛酷な取扱い振りて示し、英米とともにトランシルヴァニアをルーマニアに返還させてハンガリーの負擔においてルーマニアの要求を満足させたが、ソ連軍進駐後においては専らハンガリー・ソ連文化連絡協會を通じて兩國民の接近を圖り、また、一九四五年九月二十五日外交關係を復活した。しかして經濟面ではハンガリー經濟の統制權を掌握するに努め、政治面では劣勢の共産黨の育成に努めたことは他の東歐諸國の場合と軌を一にしている。本來ソ連は舊敵國內において外見上實力行

使と見られるような行動は人心收らんの見地から極力避けてきた。

しかし、ハンガリーにおける反共勢力は共産黨獨力をもつては制禦できない事態に立至つており、一九四七年初めの國際的客觀情勢は放任を許さないものがあつたので、ソ連は駐とん軍にたいする陰謀事件に藉口して、直接手を下し小農民黨書記長ベラ・コワチを逮捕し、英米より激越な抗議を受けた。

第四款 經濟關係

前述のようにハンガリーは頑強に抗戦を續けた結果、産業經濟上蒙つた戦禍も比較的大であつた。そこで再建問題はハンガリー自體に關するだけでなく、また、對東歐政策の實施に着手したソ連が多々の關心を寄せるところであつた。共産勢力のまだ微弱な段階すなわち一九四七年春頃までは、もつぱら反共派の經濟的基盤を奪い、共産黨の活動をこの面からも支持しようとする目的をも兼ねて、徹底的な干渉を行つた。即ち、ソ連はまず一九四五年八月二十七日經濟的協力に關する協定を結んだ後、その實力を背景に經濟の全重要部門にわたつて合辦會社を設立し、その指導權を掌握した。この事實はソ連駐とん軍の現地調達政策とともにしばしば米英側よりハンガリー經濟を破局に導くものであるとして抗議を招いた。

しかし、一九四七年上半年期における共産黨地盤の確立ならびに同年七月、ハンガリーのマーシャル・プラン拒否と關連して強硬政策を漸次緩和し、戦時中以來ドナウ河に沈没していたハンガリー船四十六隻を引上げ、修理の上、九月八日ハンガリー側に引渡し、ついで十二月九日合辦會社およびボツダム協定によりソ連に歸屬した諸企業運営問題および前記一九四五年八月二十七日の協定による經濟協力問題に再検討を加えた後、議定書を作成した。

(一) 合辦會社の設立

ソ連はまず一九四五年八月八日の通商條約をもつて、ポーキサイト・アルミニウム合辦會社、および石油、天然ガスの採掘、精製、販賣を目的とする合辦會社、その他重工業、商事合辦會社の設立に關する原則を定め、ついで、一九四六年三月二十九日の協定により合辦汽船會社、合辦民間航空會社を設立し、四月十五日の協定によりポーキサイト・アルミニウム合辦會社、および石油、天然ガスの採掘精製販賣を目的とする合辦會社を設立したが、いずれの場合においても、ソ連は株式の五一%を取得して、企業運営の實權を掌握した。

(二) 通商關係

兩國通商航海條約は一應ハンガリー國內反共派の彈壓を終え、同國がマーシャル・プラン參加拒否を表明した後一九四七年七月十五日締結されたが、これより先、兩國は一九四五年八月八日の通商條約においてパーター制による交易を約し、同月二十七日總額三千萬ドルの一カ年交易協定を結んだ。また、ソ連は一九四六年四月七日には石油船舶運輸協定を締結して、ハンガリー石油および船舶の各五〇%を取得し、一九四七年七月十五日右通商航海條約と同時に交易協定を締結した。なお、本協定によればソ連は鐵礦、コークス、合金鐵、綿花、化學肥料、各種化學製品、鹽その他をハンガリーに供給し、石油製品、鋼材、機械、電氣機械器具、綿布、煙草、アルコール、各種農産品を受取ることとなつてゐる。

(三) ハンガリーの對ソ賠償ならびに在ハンガリー、ドイツ資産處理問題

一九四六年四月七日ソ連はユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアとともにハンガリーをして賠償協定を結ばせ、

六カ年賦で現金、現物、勞力をもつて三億ドル(内、二億ドルはソ連へ)を支拂うことに同意させた。その後、ソ連は前述のようなソ連の對ハンガリー政策にたいする米英の非難を緩和するため、同年五月上旬右支拂期間を二カ年延長することに同意したが、非共産勢力の強大な間はソ連の同國にたいする強硬態度は實質上い然緩和されず、終戦當時ハンガリーがもつていた對獨債務三億ドルをドイツの在外資産と見なしてその對ソ支拂方を要求するとともに、同じくハンガリーの對獨供給に伴つて生じた對獨債權五億ドルの承認を拒絶し續けた。その後、ハンガリーの政變により共産黨の進出に伴い、ソ連は漸次その態度を緩和し、十二月九日に至つて、兩國間の經濟的協力問題を再検討するとともに、ハンガリーもまたその私人(即ち資商家)がドイツにたいして負える債務をソ連に支拂うことに同意した。

第五款 軍事關係

ソ連のハンガリー駐とん兵力は當初八十萬といわれていたが、一九四六年四月九日ハンガリー政府代表團のモスクワ訪問の結果、ソ連はこれを十萬に減少することに同意した。その後一九四七年九月十五日ハンガリー講和條約の發効により、オーストリア・ソ連占領軍の補給路確保に必要な兵力を残して、大半撤退することとなつたが、これにともない、連合國のハンガリー管理委員會は閉鎖されて、同委員會副議長スヴィリドフ中將は十月三日歸國した。なお、ソ連側の反ソ分子彈壓と關連して國內情勢が益々激化の一途を辿つていた一九四七年四月二十一日ハンガリー大統領チルディ・ソルタンはソ連のヴォロシロフ(前管理委員會議長)、トルブーヒン、マリノフスキー各元帥および管理委員會副議長スヴィリドフ中將その他七十五名のソ連將校に叙勳を行つた。

第六款 文化關係

ソ連は非スラブ國であるハンガリーにたいしてはハンガリー・ソ連文化連絡協會を通じ、兩國民衆の接近を圖つていたが、共産黨内閣の確立された後、右協會代表團は一九四七年九月二十七日全ソ對外文化連絡協會の招請によりソ連を訪問、兩國民の交歡を行つた。

第七節 フィンランド

第一款 休戦協定成立前のソ連・フィンランド關係

一九四〇年の戰鬪において一旦ソ連に屈したフィンランドは、ドイツの對ソ侵攻(四一・六・二二)に呼應して一九四一年六月二十五日ドイツの與國としてソ連に宣戰した。フィンランド軍はドイツ軍の援助によりさきに割讓したカレリヤ地峽その他の地域を速かに奪回したが、前回の對ソ戰による瘡痍もいえていない際でもあり、その上對ソ戰の第一目標を失地回復においていたため、その後はむしろ收めた戰果の確保に努め、ソ連軍を深追いすることをやめたため、レニングラード方面の戰線は最後まで膠着した。

由來、フィンランドに好意を有する英米ことにアメリカとしてはフィンランドの對ソ參戰は得策でないとし、一九四一年九月以來ひそかに同國にたいしソ連との和平を勸告していたが、他方ソ連側においても一九四四年一月初めからフィンランド戰線における大規模の反撃を開始するとともに積極的に對芬和平工作に乗り出し、三月二十六日パーシキヴィ等のフィンランド代表をモスクワに招致して討議したが、ソ連側の條件が苛酷であつたため、四月十九日兩國の交渉は不調に終つた。その後五月十三日に至りソ連は英米兩國とともにハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、

フィンランド四樞軸國にたいし、戰爭離脱の勸告を行つたにたいし、フィンランドとしても戦局が日に不利な點にもかんがみ、九月二日やむなくソ連の要求を受諾した。よつて、同月十四日モスクワにおいてソ、芬休戦協定締結交渉が開かれ、同月十九日協定の成立を見た。右協定は二十三項より成つてゐるが、その主な點は左の通りである。

- (イ) フィンランドは一九四〇年のソ・芬國境まで自國軍隊を撤退する。
- (ロ) フィンランドは國內にあるドイツ軍を武装解除し、これを俘虜として連合軍へ引渡す。
- (ハ) フィンランドはベツツアモ地區をソ連に割讓する。
- (ニ) ソ連はハンゲ半島の租借權を放棄し、ボルクカラ・ウッド地區を海軍基地設置のため租借する。
- (ホ) 一九四〇年のオーランド諸島非武装化に關する協定を復活する。
- (ヘ) フィンランドは商品、船舶および機械設備をもつて總額三億ドルの賠償を六カ年間にソ連に支拂う。
- (ヘ) フィンランドは國內の親獨反ソ團體を解散する。

第二款 休戦協定締結後の兩國關係

百餘年にわたり帝政ロシアの治下にあつたにもかかわらず、ほとんどスラヴ文化を取入れることなく、もつばらスカンデナヴィア文化の影響を受け、從來とも反露感情の強かつたフィンランドは獨立以來今回で三回にわたりソ連と兵火を交えた。

ソ連はフィンランドとの休戦協定成立後は對獨追撃戰に専念し、フィンランドにたいしては休戦條件の遵守を監視するに止め、兵力を進駐せず差當り同國にみなざる反露、反ソ感情の除去に乗り出した。しかして、他の東歐諸國の

例に反し、ソ連が兵力を駐とんさせなかつた事實は、その後におけるソ連の對フィンランド政策實施に著しい影響を與えたことは當然である。

ソ連は休戦協定締結直後の一九四四年十月五日ジュダノフを連合國監督委員會議長としてフィンランドに派遣し、協定の實施を監視させる一方、同月十八日パーシキヴィを會長とするソ・芬協會を設立し、親ソ宣傳を開始した。しかし、前述のように反ソ感情の濃厚なフィンランドにおいて背景となるべき實力を持たないソ連としては同國左翼勢力の擴張につき意のままに振舞うことができないで、休戦協定の範圍内において工作するの外なかつたようである。

なお、講和條約發効後フィンランドは他の舊樞軸四國とともに國連加入を申請、アメリカの熱心な支持の下にイタリアとともに決定票數を得たが、ソ連が五國の同時加入を主張してこれに反對、ついに拒否權を發動したため安保理事會のフィンランドの申請支持決議は却られた。

第三款 領土の割譲および租借地の提供にともなう境界の劃定

(一) ペッツアモ地區

フィンランドは休戦協定にもとづき、ミッケル鏞の産地として國防資源上重要であり、また、不凍港として大西洋およびスカンヂナヴィアにたいする戦略的要地であるペッツアモ地區(ロシア名ベチェンガ、一九二〇年のタルトゥ條約によりソ連がフィンランドに割譲した)をソ連に割譲すること、なつたが、兩國は右地區における國境劃定のため、休戦協定署名後、直ちに混合委員會を設置、一九四五年十月二十六日同地區國境劃定文書に調印した。

(二) ボルクカラ・ウッド租借地

フィンランドは休戦協定にもとづきヘルシンキ西南のボルクカラ・ウッド岬一帯の地を海軍基地としてソ連に租借させること、なつたが、兩國はジュダノフのフィンランド到着と同時に同地域の境界確定のため混合委員會を設置、同委員會は一九四四年十二月十六日その業務を完了した。

(三) ヤニコスキ、ニスカコスキ兩發電所地區

一九四七年二月三日兩國は後述の在フィンランド・舊ドイツ資産の處分に關する協定とともに右處分に關連して、ヤニコスキ(ラドガ湖北方)ニスカコスキ兩地區の對ソ賣却に關する協定を締結したが、右兩地區の境界劃定のため設置された混合委員會は六月十七日業務を開始、同十二月十六日これを完了、同日境界劃定文書に調印した。

第四款 賠償問題

フィンランドの對ソ三億ドル賠償は休戦協定において決定されたが、賠償品目の納入に關する詳細は一九四四年十二月十七日の賠償物資納入協定により取極められた。しかし、一九四六年十二月二十八日の協定によりソ連は當初の賠償條件を若干緩和してその支拂期間六年より八年に延長した。

ソ連の賠償取立は極めて酷であり、一九四六年度引渡延滞料金として二十萬ドルの追加要求を行つた。また休戦協定に定められた三億ドルの解釋につきその後一方的に一九三八年度の物價水準を基礎とすることを主張一九四七年度の水準に換算すれば、實質上約四億八千萬ドルになるといわれている。

なお、賠償問題とは別にソ連は戦時中フィンランド内に持込まれたソ連財産の返還を求め、これを實行してきたが、

一九四六年四月三十日、一九四六年度交易協定の締結に際して右財産の對ソ返還を打切ることに話が成立した。

第五款 在フィンランド・舊ドイツ資産の處分問題

在フィンランド・舊ドイツ資産約六十億フィシラント・マルクの處分に關しては一九四七年二月三日ソ・芬間に協定が成立したが、その内容は大要は次の通りである。

- (一) フィンランドは六十億フィンランド・マルクの中、約三十億フィンランド・マルクに相當する左記商品を一九四七—四八年中にソ連に供給する。馬匹、ズルフォン劑、標準型木造家屋、とびらおよび窓枠、ばん材、ベニヤ板、パルプ、紙、紙製品および厚紙製品、狭軌鐵道用無蓋貨車、製材用電氣のこぎり、コバルト、その他。
- (二) 残額三十億フィンランド・マルクは左の費用に充當される。
- (三) ソ連はフィンランドからパツツオ・ヨキ河流域のヤニスコスキ、ニスカコススキの兩地域を取得する（第三款(三)参照）。ヤニスコスキの發電所はフィンランドのイマトラ・ヴォイマ株式会社において、同社とソ連ベチェンガ・ニッケル綜合企業との間に締結される特別協定にもとづき復興する。
- (四) ソ連はイナリ湖の利水調整により湖岸各地に與えた損害をフィンランドに補償する。
- (五) フィンランドは装甲海防艦ヴァイニヤネイメン號ならびにフィンランド政府の所有に屬するレニングラード、ネフスキー大街所在の家屋および在ターリン舊フィンランド公使館の建物をソ連に賣却する。また、在ヘルシンキソ連公使館の建物を再建する。
- (六) 兩國均等の立場で人工纖維生産の合辦株式會社を設立し、ソ連は同會社株式の半額を負擔する外、工場建設に必要なクレジットの半額を提供する。

(七) フィンランド造船所におけるソ連船舶の修繕費、港灣諸費の立替額およびその他費用の支拂、ならびに、在ボルクカラ・ウッド・ソ連海軍基地にたいするフィンランド側よりの電力、燃料、糧まつおよびそ菜の搬送費。

(八) 残額約四億六千フィンランド・マルクは本協定署名當日の相場により外貨に換算してフィンランドよりソ連に引渡すこととし、その主要部分は一九四八年中に爲替に取組む。

第六款 經濟關係

ソ連は戦後の復興計畫とにらみ合わせ、フィンランドよりは木材、組立家屋、紙等を求め、これにたいし食糧、飼料、化學肥料を供給することをもつて兩國經濟關係維持の基盤としている。しかし、フィンランドにたいし、ソ連がとりつゝある峻嚴な賠償政策は政治的効果をねらうものであろうが、フィンランド經濟にとつては大きな負擔となつてゐる。また、ソ連は他の東歐舊敵國において合辦會社を設立し相手國の經濟を支配しようとする意圖を見せているが、フィンランドにおいても前述舊ドイツ資産の處分に關する協定中大造纖維生産合辦會社の設立を規定している。

(一) 通商基本條約の締結

一九四七年十二月一日兩國は通商條約を締結して、兩國間の通商航海上の一切の問題ならびに兩國領土内の工業その他の經濟行爲にたいし最惠原則の相互的適用を約した。

(二) 通商關係

一九四五年一月三十一日の通商協定により、ソ連は同年六月一日までに穀物三萬トン、砂糖一萬トン、菓子類三百

トン、フィンランドに供給し、これにたいしフィンランドは同年末までにニッケル、コバルト、硫黄、その他の軍需資材をソ連に引渡す外、フィンランド造船所におけるソ連船舶の修理サービスを提供することが規定された。

また、一九四六年四月三十日署名の一九四六年度交易協定によれば、ソ連は穀物十萬トンを供給する外、フィンランドの輸送施設改善のため援助を與え、これにたいしてフィンランドは燐礦をソ連に供給し、かつ、ベツツアモにおけるソヴィエト・ニッケル・コンビナートのためパツツオ・ヨキ河發電所の利権を許與することが規定された。

その後、同年十二月五日二カ年交易および支拂協定をもつて舊來の短期協定を更改したが、この協定はさらに期限を延長できる規定を含んでおり、また、一九四七年十二月一日、前記通商條約と同時に締結された一九四八年度交易協定によれば、ソ連は穀物、飼料用穀物、金屬、肥料その他の商品をフィンランドに供給し、木材、組立家屋、セルローズ、紙、その他の商品を受取ることとなつてゐる。

(三) 交通に關する協定

一九四七年三月十二日フィンランドは代表團をモスクワに派し、サイメン運河の使用權およびソ連海軍基地のあるボルクカラ・ウッド地區の通過權につきソ連側と折衝させた結果、同年五月二十四日鐵道連絡協定が成立し、ソ連は右海軍基地への貨客車通過權をフィンランドに許與した。

また、同年十二月十九日兩國は鐵道直通連絡協定を締結した。

第七款 軍事關係

フィンランドは東歐舊敵國中ソ連軍の進駐を見なかつた唯一の國であるが、國內にソ連實力の背景がないだけでな

く、元來反ソ的氣分の濃厚であつたため一九四七年末までには兩國間には軍事協力に關する取極も行われなかつた。従つてソ連はフィンランドの軍事協力を待期することなく、ベツツアモ、ボルクカラ・ウッドの場合のように自ら同國の戰略地點を手中に收めてゐる一方、非武装化の完成に努めてゐる。ソ連が休戰協定中にオーランド諸島の非武装化に關する一九四〇年の協定復活を規定し、また、前述の在フィンランド・舊ドイツ資産の處分に關する協定の一項としてフィンランド装甲海防艦の引渡を要求したなどはその例である。

第八款 文化關係

一九四四年十月設立されたフィンランド・ソ連協會は會員五萬と稱せられ、ソ連の對フィンランド政策實施上の有力な機關となり、休戰直後同協會員の政府部内における活動は顯著なものがあつた（一九四四年十一月十七日組閣したパトシキヴィは同協會の會長であり他に七名の協會員が入閣した）。しかし、同協會の本來の使命は兩國間の文化的接近であり同協會の手により兩國文化關係使節團の來往が頻繁に行われている。

すなわち、一九四六年十一月ソ連よりモスクワ市ソヴィエト代表團をフィンランドに派遣したのにたいし、フィンランドからは一九四七年五月二十三日ヘルシンキ市長以下の市參事會代表團がモスクワ訪問をもつて報い、兩國首都の交歡を行つた。

また、一九四七年八月六日のヘルシンキにおけるフィンランド・ソ連商業會議所年次會議にはソ連側から全連邦商業會議所經濟情報部長ルヂェンコが出席した。その他一九四七年中だけでもソ連スポーツ團のフィンランド訪問も一再ではなかつた。

しかしフィンランド国内にみざる一般的反ソ気分はソ連のフィンランドにたいする賠償の苛酷な取立て等と関連して拂拭されないだけでなく、時には國際間の客觀情勢等を反映して一層熾烈となつたこともある程で、一九四七年五月十五日ソ連公使館に對する焼夷彈投擲事件などはその顯著な一例である。なほ、事件に關連してフィンランド・ソ連協會が右事件ばかりでなく、その他の反ソ陰謀の徹底的審理を政府に要請し、これがため現行司法制度の改革を建言したことは同協會の性格の一面を物語るものであらう。

第八節 アルバニア

第一款 ユーゴを介するソ連とアルバニアとの關係

アルバニアは一九三九年四月七日イタリアの侵入以來「自由アルバニア」を組織して國內各地にゲリラ戦を展開していたが、イタリアの降伏後、ロンドンにあつたアルバニア亡命政府との關係を絶ち、ユーゴスラヴィアの例にならつて一九四四年五月二十四日反ファシヨ評議會を組織し、同日エンヴェル・ホジャ將軍は國民解放委員會委員長兼解放軍司令官に就任した。爾來、解放委員會はユーゴ解放軍と緊密な連絡を保ちつつ活動を續け、一九四五年十一月土地改革法を公布してソ連型政策の實施に當つていたが、一九四六年一月十一日人民共和國を宣言し、ユーゴスラヴィアとの間に同年七月十日友好、協力ならびに相互援助條約を、また同十一月二十七日經濟計畫の調整、關稅同盟の設定通貨の等價化に關する條約をそれぞれ締結し、益々その關係を緊密にした。

ソ連はアルバニアとの關係においては、當初自ら表面に立つを避け、基礎いよいよ鞏固となつたユーゴスラヴィアのチトー政權をして直接ホジャ政權の育成補導に當らせた。

第二款 兩國の直接關係

ソ連は一九四五年十一月十日付公文をもつてアルバニアと正式に外交關係を設定し、一九四六年初頭公使を交換した。一九四七年マーシャル計畫に對抗するため、東歐諸國間の政治經濟的提携がいよいよ強化される氣運にあつた折柄、七月十四日アルバニア首相エンヴェル・ホジャ將軍は、内相コチ・ジョゼを隨伴してユーゴスラヴィア法相、同外務次官とともに始めてモスクワを訪問、ソ連政府首脳部と協議したが、二十六日成立した兩國間通商協定により、ソ連は後進國たるアルバニアの要請を容れ、獨伊軍の侵入による同國の疲弊救済のため輕工業設備、農業機械等の購入資金として少額のクレジットを與えることとなつた。

なお、現在、ソ連の駐アルバニア公使はデ・エス・チュヴァーヒン、アルバニアの駐ソ公使はエム・プリフティである。

註 ソ連の國連におけるアルバニア支持振りについては、第一篇第九章第三節、第八章第九節、同第三節(ハ)を参照ありたい。

第九節 ドイツ

第一款 ソ連のドイツ占領地區に對する施策

一九四五年五月九日ドイツの無條件降伏と同時にスターリン首相は、『ドイツは完全に擊破された。ソ連は勝利を

祝つてゐるが、ドイツを滅亡させる意思は持つていない。やがてドイツ民衆の自由と平和の旗がひるがえるであろう』と述べてソ連の對獨政策のあり方を明かにした。

ソ連はベルリンを始め全ドイツの米英ソ佛四カ國による分割統治という機微な情勢を考慮して、占領地における軍政の施行に當つては民心の把握に努めた。すなわち、まずドイツ國民の對ソ恐怖心を除去するため占領と同時に食料品の配給に留意し、赤軍將兵にたいしドイツ人との交歡を禁止するような舉に出ないで、ヒトラーの政權掌握以前にドイツに存在していた社會民主黨、共產黨およびキリスト民主黨だけでなく、自由民主黨の結成をさえ許した。共產黨はソ軍の進駐とともに活潑な活動を展開したが、ソ連は軍政下の民政事務は主として社會民主黨をして擔當させ、共產黨には總監代理の地位を與ふるに止めた。

その後一九四五年九月占領地の通常事務を管掌するドイツ人をもつて構成する十二執政部を設置した旨を發表し、また藝術機關の復興ならびに活動手續に關する命令を發し、さらに翌年一月ベルリン大學を開校する等民心の安定に努めた。しかし幾ばくもなくソ連はその占領地域を漸次「鐵のカーテン」内に鎖し、自國の戰災復興のため多數の工業施設を撤去し、熟練労働者、技師、科學者および秘密兵器研究者等を優遇を約してソ連へ送り、また占領地區内の重要工場二百餘を接收（一九四六年八月二十五日オヴザヴァツ特派員の報道）するとともに、他方ドイツ軍の解體、行政機構内よりの舊樞軸派および親ファッショ分子の追放、軍需工場の破壊を徹底的に遂行した上、農業改革を斷行し（一九四六年四月九日ベルリン發タスによれば同年三月一日までに沒收地の大部分の再分配を完了した由）、一九四六年九月一日ザクセン州を皮切りに地方選挙を施行し、十二月三日軍政下各州長官にたいし州議會および新に選出さ

れた州政廳に全權の移讓方を指令した。このようにソ連は機會ある毎にポツダム宣言を持出し民主化の名の下に自由に赤化工作を行い、その占領地區を強固なソヴェト勢力圏の一環とした。

第二款 ソ連占領地區と諸外國との通商關係

一九四六年十一月ソ連占領地區は米英占領地區との間に個別的に物資交換協定を締結したのを始めとし、その後一九四七年五月にはスエーデンおよびオランダと、七月にはスイス、ポーランドおよびフィンランドと、また八月にはブルガリアとの間にそれぞれ通商協定ないし物資交換協定を締結した。このように、ソ連占領地區は諸外國との間に經濟關係を設定して完全にソ連圈内の一翼としての役割を演ずるに至つた。

第三款 ドイツ處理問題にたいするソ連の態度（第一章外相會議の節參照）

第十節 オーストリア

第一款 オーストリアをめぐるソ連と米英との對立

一九四五年四月ソ軍は獨軍を追撃してオーストリア領に接近するや、ソ連は『オーストリアの領土を要求しないし社會制度の變革をも企圖しないで、オーストリアの主權と獨立とを尊重する』と聲明して同國に進駐し、四月十三日ウィーンを占領した。しかしイギリスがソ連にたいし連合國共同管理委員會の即時設置方を督促すると、ソ連は四月二十八日ウィーンにおいてレンナー博士を首班とする臨時政府（社會民主黨四名、キリスト社會黨四名、共產黨三名および無所屬三名より構成）が成立した旨を報じた。これにたいし、米英は同政府を承認しないと抗議したが、ソ連

は同政府は同國の獨立と民主主義共和國の再建を宣言しており、右は一九四三年のモスクワ會議におけるオーストリアの獨立宣言に合致するものであると應酬するところがあつた。

しかるに一九四五年十一月の總選舉を前に反ソ反共的態度を示しかつ舊ナチ分子にたいし比較的溫和政策を採ろうとするキリスト教社會黨および社會民主黨と共產黨との間に對立が生じ、選舉の結果は傳統的に勢力の強いキリスト教派および社會民主黨のために共產黨が大敗を喫し、選舉後成立したキリスト教社會黨フイグルを首班とする内閣において共産黨閣僚は一名となつた。かくて同國內には親米英的空氣が濃厚となり、共産黨と他の二黨との對立は漸次尖鋭化し、共産黨は他の二黨を公然と反動的と攻撃するに至つた。

一九四六年七月一日の「新時代」誌は「ウィーン便り」において左の通り述べ、オーストリア政府およびその背後にある米英を攻撃したが、これはオーストリアにたいするソ連の態度を端的に表明したものと見える。

『英米はオーストリアを國際的反動の道具に利用しようとしている。オーストリアの新聞および英米新聞はオーストリア問題の解決をソ連が妨害していると報道して同國の世論を反ソ的に導いている。英米の支持する人民黨および社會民主黨の指導者は占領軍の撤退は同國に平和と幸福をもたらすと述べているが、占領目的の重要課題である同國の非ナス化は行われていない。英米佛占領地區はファシスト黨の避難所となり、同地方にはヒトラーに協力した三十萬の外國人がいるが、連合軍當局はかれらを擁護している。最近ソ連がオーストリアにたいし經濟協定の締結方を希望したとの報道は同國紙上に發表されたが、右はオーストリアおよびそのパトロンには歓迎されるべき事件ではなく、オーストリアはソ連との協定に關し決斷に迷つたが、アメリカの壓迫はその態度を硬化させ、フイグ

ル首相は同國が完全に自由を回復するまではソ連と通商協定を締結しないと述べた。西に對する眼およびある方面の政治的考慮はオーストリア經濟の健全な基礎の復興に疑いもなく有望なソ連關係の改善を妨げている。

第二款 在奥ドイツ資産の接收問題

米英側においては、一九四五年九月ソ連がレンナー政府と東部オーストリア・チステルスドルフ油田の利權讓渡交渉を行つてゐること、また同年十月にはソ連占領地區における重工業、水運および鑛物資源を接收したことを傳へ、こゝで一九四六年三月にはソ連が占領軍用食料品調達のための土地を要求し、また兩國合辦貿易會社を設立し、同社を通じオーストリアの油田權利およびドナウ河航行運輸の實權を握らうとしている等盛んにソ連の經濟的進出に關し報道した。

しかしこの間ソ連は沈黙を守つていたが、一九四六年七月ポツダム宣言を楯に舊ドナウ汽船會社の財産引渡しを要求し、同月六日ソ連占領軍當局は東部オーストリア・ソ連占領地域内所在のドイツ人資産を接收する旨を發表した。右にたいしオーストリアは、『一九三八年以前にオーストリア人が所有していた財産はオーストリアに残されるべきであり、現在オーストリア管理規定によれば、連合國管理委員會の公文による指令がない限り、ソ連當局の命令に従ふことはできない』との理由で反對した。ソ連は七月十八日オーストリア政府に送つた長文の覺書において、在奥ドイツ資産に關する米英側の解釋を否定し、一九三八年獨逸合併以前にドイツに所屬していた資産だけでなく、アンシニールス後ドイツが武力またはその他の方法をもつて接收した財産、權益および獨軍が利用していた企業は擧げてドイツ資産と見なし賠償として要求することを明かにし、ドイツ資産を極めて廣範圍に解釋した。こ

のようなソ連の態度にもかんがみ、七月二十六日オーストリア國會が産業國有化法を採擇するや、これにたいしソ連は八月九日連合國オーストリア管理委員會において右國有化法を無視するであらうことを示唆し、ソ連の利益を保護するため必要な措置を講ずる権利を留保した。

しかしてソ連は一九四七年八月、オーストリア最大のローバウ精油所の接收を斷行した。右にたいしイギリスは同精油所は英米の權益に屬するものと看なしていると主張、嚴重抗議したが、ソ連はこれをドイツ資産と認めることを頑強に主張して譲らなかつた。

なお、在境ドイツ資産問題は對境講和條約の審議において論争の中心問題となり外相會議において米英對ソ連の間に激論が戦わされた(第一章外相會議の節参照)。

第三款 在ソ、オーストリア人捕虜の送還

一九四六年九月オーストリア共産黨はスターリン首相宛ソ連に抑留中のオーストリア人捕虜の送還を請願し、またその後、一九四七年五月數百名の婦人が捕虜送還促進を唱えてデモを行う等ことがあつたが、七月二十四日オーストリア共産黨機關誌は『スターリンよりソ連抑留中の同國人捕虜を全部釋放する旨の回答があつた』との記事を掲載した。

第四款 オーストリア救済協定にたいするソ連の抗議

一九四七年六月二十五日オーストリア首相と米軍司令官との間に救済協定が成立、オーストリアは米國より一億ドルの食糧および物資の贈與を受けることとなつたのにたいし、ソ連は右をもつてオーストリア管理協定違反であると

し、オーストリア政府に抗議したが、オーストリア政府はその當らないことを指摘してこれを斥け、米國代表も救済物資の分配に關し他の連合國が管理に参加することを排除するものではないと辯駁した。

第三章 對西歐關係

第一節 イギリス

第一款 イギリス要人の反ソ言動とソ連の反駁

(一) ウィルソン元帥の言説

一九四五年九月二十一日ワシントン發ロイターはウィルソン元帥がバルチモア・サン紙記者にたいし、マッカーサー元帥の日本占領軍兵力の減少案に反対し、右はソ連に舞臺を譲ることを意味すると述べた旨を報道した。右に關し同月二十七日モスクワ放送はウィルソン元帥の言説は一個人の見解とは見なし難く、右は米ソを取組ませ自らは英佛海峡の彼方に身を隠し、西歐における勢力の核心として英佛ブロックばかりでなく、西部ドイツ工業地帯を利用することにより英佛獨の提携を企圖するものであると痛烈にイギリスの態度を非難した。

(二) フルトンにおけるチャーチルの演説

チャーチル前英首相は一九四六年三月五日アメリカ・フルトン市の大學において、『ソ連の歐洲赤化は止まるところを知らない、英語國民は宜しく同胞連合を結成するべきである』との趣旨の演説を行つた。右にたいし三月十一日のブラヴダ紙は、チャーチルを帝國主義的干渉の張本人と酷評し、對ソ戰の放火者と斷じ、米英軍事同盟は國連の終

焉を意味すると論じたが、翌十二日イズヴェスチャ紙はタルレ教授の論文を掲げ、チャーチルの演説をゲッペルス以來最大の反ソ的言動と論じ、また十三日スターリンはブラヴダ記者とのインタヴューにおいて、『チャーチルの演説は連合國に軌轢の種を播き協調を阻害しようとする危険な行爲であつて、かれは確かに現在戦争挑發者の立場にある。英米にはこの種の人間は一人に止らず、かれらはヒトラー同様な種理論を振り廻し、非英語國民に最後通牒を突きつけたものである。ソ連と其の隣接歐洲諸國との友好關係を目してソ連の領土擴張慾と斷ずるのは明かに事實に反する誹謗である』と述べた。

右チャーチルの演説およびこれにたいするスターリンの見解は終戦直後の英ソ關係を示唆するものとしてとくに注目された。

第二款 英ソ同盟延長問題

ベヴィン英外相は一九四六年二月二十一日下院において、客年末モロフトにたいし一九四一年締結された英ソ同盟條約の期限を二十年より五十年に延長方を提案したと述べた。右に關しソ連は暫時默殺的態度をとつていたが、スターリンはブラヴダ記者とのインタヴュー中で、『チャーチルの英米軍事同盟の提唱と英ソ同盟條約延長の可能性が兩立するとすれば、英ソ同盟條約は反古同然の存在となるであらう』と述べた。

しかしてその後本問題に關し、一九四七年一月十五日ブラヴダ紙は前年十二月末ベヴィン外相が『イギリスは國連憲章にもとづく義務以外、いかなる外國にも拘束されない』と述べたことを取り上げ、右は英ソ同盟を認めないことを意味すると論じた。當時イギリスにおいては英佛同盟條約締結交渉中の折柄でもあり、右ブラヴダ紙の記事にたい

し公式聲明を行い、右同盟條約が今日においても有効であることを明かにするとともに、ベヴィン外相はとくにスターリンにメッセージを送り、辯明するところがあつた。スターリンは一月二十三日ベヴィン外相にたいし、『貴下の言明は若干の疑惑を起させた。敷衍的説明のともなわぬこのような言明は英ソ友好關係に敵意を有するもの利用されるおそれがあると考えられる。英ソ條約にいかなる留保があつても右條約が兩國を拘束することは明白である。貴下のメッセージとイギリス政府の聲明は本問題に關し完全な説明を與え、誤解の餘地を残さない。今や貴下と余が英ソ條約に關し見解を一にすることが明かになつた。しかし、イギリス政府の言及した條約の延長に關してはまず條約の効果を弱めている留保を撤廢した上で眞面目に語ることが可能となるであらう』と回答した。

右スターリンの回答中條約の効果を弱めている「留保」の意味は公表された條約文では不明であり、意味深長といふべきであるが、その後もさらにベヴィン外相は、三月モスクワ外相會議に出席中スターリンにたいし、同條約の期限延長に關するソ連側の意向を質し、また、四月二十一日在ソ・イギリス大使ビータソンよりヴィンスキにたいしかさねて本件を提案したが、ソ連は諸否を與えず、結局なんらの結果を齎すに至らなかつたといわれる。

第三款 英佛同盟條約にたいするソ連の態度

佛國首相レオン・ブルームは一九四七年一月十五日イギリスを訪問してアトリー首相と會談の結果、一月十八日『英佛兩國は國連憲章の枠内において、ドイツの侵略を防止しかつ平和と安全とを保持する目的をもつて、できる限り速かに同盟條約を締結することに意見の一致を見た』旨の共同コミュニケを發表した。右は英佛外交が從來の消極的な立場を脱して、漸次西歐独自の外交政策を推進しようとする第一歩と見られたが、ソ連はこれをもつて『フラン

ス經濟のルール依存性を利用してフランスを壓迫し続けようとするイギリスの老獪な手段である』と非難した。

しかしして對獨逸兩國との講和問題を審議するモスクワ外相會議開催の直前、三月四日ダンケルクにおいて英佛間に同盟および相互援助條約が調印されるや、ソ連は三月十四日の「新時代」誌において、『英佛は英佛同盟條約は國連憲章に忠實であると陳辨に努めているが、その意圖するところは明瞭で、英紙マンチェスター、ガーディアン等も、右條約をもつて反ソ西歐ブロック結成の一段階である、と書いている』と論じ、英佛同盟の狙いは反ソ西歐ブロックの礎石を築くことにあるとの見解を表明した。

第四款 英ソ通商交渉

英ソ通商交渉については一九四五年十二月十二日ロンドン放送がイギリス政府某高官は目下英ソ間に交渉が進められていと洩したと報じたのを始めとし、その後屢々交渉説が傳えられたが、現實には一九四七年三月モスクワ外相會議の際スターリン首相とベヴィン外相との會談中始めて問題となつた模様である。

右會談後間もなく一九四七年四月十八日、英商相ウィルソンを團長とする通商使節團がモスクワに到着し、ソ連との間に交渉が開始された。本交渉において、イギリスは穀物の供給を求めたが、ソ連は一九四一年八月十六日の協定によるイギリスの對ソ・クレヂット返済方法（一部の棒引きおよび利率の引下げ）等の改訂を要求して埒明かず、交渉はロンドンに移され續行されたが、ソ連の態度不變のため妥結に至らなかつた。

次いでウィルソン等は六月二十日交渉再開のため再びモスクワに赴き、七月二十五日まで交渉を續行したがこれまた不成功に終つた。これが原因に關し、七月二十七日モスクワ放送は、イギリスがソ連の希望する狭軌用レール、油

送管等の供給を確約することなく、また一九四一年の對ソ借款返済條件につき意見が一致しなかつたためであると述べ、なお、イギリスの希望品目は穀物、魚類および木材等であることを明かにした。

十二月五日、七月以來中斷されていた通商交渉再開のため、ウィルソン英商相は再度モスクワに赴き、ミコヤン貿易相との間に交渉を行つた結果漸く相互物資供給およびクレヂット返済條件の改訂に關し合意成立し、十二月二十七日兩國間に遂に期限五カ年の貿易および金融協定が調印されるに至つた。

右に關し、翌二十八日のワシントン紙は、本協定は兩國間の通商發展のための交渉の第一歩に過ぎない。兩國は一九四八年五月までに更に長期の相互物資供給協定の交渉を行うことに同意したと述べるとともに、右協定の内容に關し、

- (一) ソ連は一九四八年二月―九月の間に家畜飼料用穀物七十五萬トンを供給することとし、黒海諸港で四八年一月から積出しを開始する
- (二) これにたいしイギリスは、(a)戦時中の對ソ借款返済方法の改訂、(b)若干の例外を除き戦時中ソ連に供給した物資およびサービスに關する債權の放棄、(c)木材切斷機、同輸送機械、發電機、羊毛、ゴム、アルミニウム製品等の對ソ供給、(d)狭軌用レールの第一回分の速かな供給に同意し、錫の對ソ供給に關しては近く審議することに意見の一致を見るに至つた、と報じた。

第五款 英ソの親善交歡

(一) 労働黨使節團の訪ソ

イギリス労働黨は英ソ關係の改善のためにラスチー教授を團長とする労働黨使節團をソ連に派遣した。同使節團は

一九四六年七月二十九日モスクワに到着し、スターリン首相と會談したが、右會談においてスターリンは、英ソ兩國は方式を異にするがともに社會主義の方向に進んでおり、イギリスはソ連に比し平和裡に社會主義を樹立する機会に恵れていると述べた趣である。

(二) モントゴメリー英參謀總長の訪ソ

イギリス參謀總長モントゴメリー元帥はソ側の招請により一九四七年一月六日モスクワを訪問しスターリンその他ソ側要人と會談、ソ連軍事施設を視察した。ソ連政府は同元帥を國賓として歓迎し、APは「最近數カ年間において最も歓迎された賓客」と報じた程で、その滞在中はソ連の新聞は毎日その行動を大きく報道し、クレムリンにおける晩さん會の席上スターリンは同元帥にたいしソ連將官用の黒てん裏の外套と帽子を贈つた。その際モ元帥はソ軍參謀總長ワシレフスキー元帥を一九四七年夏イギリスに招待し、その快諾を得たと伝えられたが、同年中にはその實現を見なかつた。

(三) ソ連最高會議議員團の訪英

ソ連最高會議民族會議々長クズネツォフを團長とするソ連最高會議々議員團は一九四六年のイギリス議員團の訪ソに答えるため一九四七年三月十日ロンドンに向つて出發し、各地を視察四月十二日歸國したが、歸國談としてかれは「イギリス國民の壓倒的多数はソ連との相互理解を欲しているが、一部反動勢力がアメリカ等の反動團體と緊密に提携して英ソ兩國關係の將來に悪影響をおよぼしはしないかとの點に若干の不安を抱かないわけにはゆかない」と述べた趣である。

(四) ソ連労働組合代表團の訪英

ソ連労働組合代表團はイギリス製鐵工業労働組合の招請により一九四七年五月三日ロンドンに赴いた。しかして歡迎會の席上「イギリスの反動分子は新戦争に迫らまうとしているが、英ソ兩國の冶金工業労働者はこのような戦争挑發者を曝露しなければならない」との聲明を發した由である。

(五) 英地中海艦隊のセヴァストポリ入港

一九四七年七月二十八日イギリス地中海艦隊司令艦搭乗の巡洋艦リヴァール號外二隻は終戦後始めてセヴァストポリ入港したが、ソ連はこれにたいし禮砲を交換し歓迎した趣である。

(六) コンシリアカス以下の労働黨議員等は東歐諸國およびソ連各地を視察したが、十月上旬カフカズ黒海岸のソに休養中のスターリン首相は一行を引見、共產主義情報事務局(コミンフォルム)は第三インターの復活ではないこと、ソ連の對外政策は變るところなく英米その他各國との政治的經濟的協調にあることを明かにした。

第二節 フランス

第一款 ソ佛關係の増進

フランスが獨軍より解放されるや開戦初期以來モスクワに亡命中であつたフランス共產黨領袖トレーズはいち早くパリへ歸還し、共產黨勢力の擴大強化に努めたが、ソ連政府は一九四四年末ようやく英ソの利害對立が表面化し、西歐連合案が云々されるに至つた折柄フランスとの間に友好相互援助條約を締結してフランスの抱き込みを計つた。

このような経緯もありかつ戦後フランスにおいては共産黨勢力が顯著に擡頭した結果、ソ佛關係は一九四七年春フランスの外交方針が轉換するまでは引續き順調な發展を示した。

兩國間には、(1)一九四五年十二月フランス労働組合代表團一行がソ連職業組合中央會議の招請にもつきモスクワを訪問して交歓に努めたのを始めとし、(2)一九四六年七月フランス青年團代表のモスクワ訪問、(3)ソ連スポーツ團の一九四七年二月フランス共産黨機關紙ユーマニテ主催の戦後最初のクロスカントリー競技會参加があり、また、(4)ソ連は一九四七年八月モスクワ市八百年祭にパリ市會議長を招待し、(5)九月九日モスクワにおいて第三回ソ佛労働組合會議を開催して兩國労働組合關係の強化を旨とする等として民間左翼團體を通じて親善交歓が行われた。

第二款 フランスの西歐ブロック加入とソ佛關係の冷却

對獨逸講和條約を審議するためのモスクワ外相會議を前に一九四七年三月四日締結された英佛間の同盟および相互援助條約はフランスが西歐ブロックに加わる第一歩であるとして、ソ連は頻りに氣に病むところがあつた。ついで『共産主義の膨脹に反對するものには援助が與えられない』ことを示唆したトルーマン・ドクトリンは、ド・ゴールに反共統一戦線を目指すフランス國民連合の結成を促し、また、戦後引續き共産黨を含む連立内閣であつたフランス政府をして五月五日、共産黨關係を放逐させるに至つたが、さらにマーシャル・プランによつてフランスは完全に東歐ブロックに對立する西歐ブロックに参加することとなつた。

第三款 ド・ゴールの反ソ言動

久しく沈黙を持っていたド・ゴール將軍は四圍の情勢にかんがみ、フランス國民連合を結成し、自らその總裁に就

任したことは前述の通りであるが、一九四七年六月二十九日北佛リール市においてソ連勢力擴大の危険を警告、『ソ連は歐洲で危険な政治的支配權を確立している。米ソ對立尖鋭下の危険下にあつて、フランスは西歐國家として米ソ兩國間の橋渡しとなり歐洲再建に努力するべきである』と述べ、また、七月九日パリの英米新聞記者協會において、ソ連の侵略主義をこのまま放置すれば、歐洲は早晚ソ連の支配下に置かれ、大規模な決定的世界戰爭を招來すると喝破、マーシャル案をもつて賢明な政治的措置であると稱讚した。その後もレンヌにおける演説中、フランス共産黨が某大國の指令で働いているとソ連を攻撃したが、ソ連新聞はド・ゴールの言動を『ドル帝國主義に阿諛する』ものとして鋭く攻撃するところがあつた。

第四款 在佛ソ連人の引揚およびソ連人收容所手入れ問題

ソ佛間には一九四五年六月兩國國民の本國送還協定が締結されこれによれば、ドイツおよびオーストリアのフランス占領地域にある流民中、一九三九年九月以前に「ソ連人」であつた者だけが強制的に歸還させられることとなつていゝた。その後一九四七年五月、ソ連側が引揚げのはかばかしくないので不満を表明し、フランス當局は同國獨逸占領地區内居住のソ連人を勞働力補給の目的をもつて、舊バルト三國領事等の發給の書類により、フランス、モロッコ、ブラジル等に送り、また、フランス管下の收容所へのソ連代表の出入を拒み、被收容者には反ソ宣傳を行い、歸國しないよう説得に努めると攻撃した。

これにたいし、フランス當局は、歸國を希望するロシア人だけがソ連に引渡されること、ドイツ占領地區居住ロシア人九、五〇九名中ソ連籍を認めているのは僅か七五三名に過ぎないことを言明したが、十一月十五日フランス警察

はポールガールのソ連引揚者收容所内に不穩の氣配が起るや、これに手入れを行い、暴動をせうしたとの理由でソ連公務員十九名を國外追放處分に付した。

右事件に關しソ連政府はフランス政府にたいし嚴重抗議したが、フランス側の態度も強硬であつたので、十二月九日、モスクワ、フランス代理大使を通じ、前記送還協定の廢棄および折柄行われていた後述のソ佛通商交渉の打切りを通告した。

第五款 フランス共産黨のコミンフォルム参加

ソ佛關係は以上のようにフランスが西歐ブロックに参加したのにもない悪化の一途をたどるに至つたが、この間に處してソ連はフランス共産黨にたいし積極的に働きかけたものらしく、同共産黨は一九四七年九月ワルシャワに開かれた九カ國共産黨協議會にデククロおよびファジョンを派遣、いわゆるコミンフォルムのメンバーとなり、またフランスの左翼陣營の政府攻撃は急に熾烈を加えるに至つた。

第六款 ソ佛通商關係

(一) 通商協定の締結

一九四五年十一月末金融經濟産業關係の専門家を網羅したフランス使節團一行は通商交渉のためモスクワを訪問し、同地において交渉の結果、十二月二十九日兩國間に最惠國條項を含む通商協定が調印された。こゝて一九四六年四月六日には當時ウクライナおよび白露兩共和國がアンラにたいし食料品の供給を要請中にもかかわらず、ソ連はフランスの要請にもつき四、五、六の三月間に小麥四十萬トン大麥十萬トンの供給を約し、さらに同年五月二日パリ

發ロイターによれば、ソ佛間にはフランスは化學製品、電機機械等を、ソ連は石油、木材、マンガ、皮革等を供給する期限五カ年の貿易協定が締結された趣である。

(二) 對佛穀物供給交渉

一九四七年秋フランス政府はソ連にたいし、小麥百五十萬トン供給方を申入れたのにたいし、ミコヤン・ソ連貿易相は十月初めこれに應ずる用意ある旨を言明、こゝて十一月月上旬、一九四八年八月までに三十萬トンの對佛穀物供給が可能であると正式に通告した。よつて、フランス側においてもソ連に供給すべき商品のリストを作成、本件ソ連の對佛穀物供給交渉は極めて順調に進行中と信じられていたところ、たまたま前記第四款記述のソ連歸還者收容所手入れ事件の勃發により、十二月九日ソ連政府は本件交渉の打切りをフランス側に通告した。フランス政府は交渉中止の責任はフランス側でないことを強調するとともに、ソ連から供給豫定の小麥は少量ではあるが、フランスにとつては頗る有用なものであり、ソ連のとつた措置は遺憾であるとの見解を表明した。

第七款 アメリカの對佛基地要求説とソ連

一九四七年五月タスは、アメリカが戦時中設定したフランス本國およびその屬領における海空軍基地の保有を引續き許與するようフランスに要求したと報道し、また、八月十日のブラヴダ紙が、アメリカは對佛借款の條件として佛領チュニスのビゼルタ海軍基地の讓渡を要求していると傳えたが、フランス當局はその都度ソ側報道を正式に否定した。

第三節 イタリア

第一款 イタリアをめぐる米英對ソ連の對立

今次大戦中ソ連は地中海方面に對し多大の關心を示し、一九四四年三月米英を出し抜いてバドリオ政權を承認して同國の歡心を買ひ、また同國の解放後いち早く共產黨領袖トリアッチを歸國させて同國の混亂に乗じ共產黨勢力の擴大強化を計らせた。

戦後對伊講和問題の審議に際してソ連はトリエストおよびヴェネチア・ジュリア地方のユーゴ歸屬、トリポリおよびエリトリアのソ連による單獨信託統治、ドデカネス諸島にたいする基地を要求、地中海方面にたいする出口を求めた。對伊講和問題において、トリエスト問題およびイタリア植民地問題が難關中の難關となつた一因はソ連の地中海方面への進出企圖が極めて強かつたことにある（第一章外相會議の節參照）。

一九四七年二月十日舊樞軸衛星五カ國との講和條約は調印されたが、右調印に際してもソ連は米英軍の占領下にあつたイタリアに關しては、『イタリアにおいてはファシズムは根絶されていない』（「新時代」誌）となした。その後トルーマン・ドクトリンの影響の下にデ・ガスペリ首相が、アメリカの借款供與は政治の安定を條件としている點を主張し、共產黨閣僚の追出しを行い、さらにマーシャル・プランにもとづきイタリアが積極的に西歐ブロックに加入するに至るや、ソ連は八月二十六日イズヴェスチヤ紙において、『今やイタリアはマーシャル・プランの線に沿おうとしている。かくしてアメリカはイタリアを第二のトルコ、ギリシャとさせようとしている』と論じた。

このようなイタリア政府の態度にもかんがみ、ソ連は裏面において同國共產黨にたいし積極的に働きかけたものら

しく、イタリア共產黨はコミンフォルムに参加し、講和條約の發効に伴う米英占領軍の撤退とも關連し、九月北部イタリアにおける農業労働者の罷業、同月十二日共產黨の政府不信任の提案、十一月下旬左右兩陣營の衝突の激化等イタリア共產黨の攻勢は愈々熾烈となつた觀があつた。

第二款 イタリア左翼團體との交歡

(一)一九四六年イタリア青年戦線の招請にもとづき、クラサフチェンコを團長とするソ連青年代表團はイタリアを訪問、(二)一九四七年七月二十三日イタリア婦人連盟中央委員一行はソ連婦人反ファシスト委員會の招請によりモスクワを訪問、また、(三)八月二十二日にはソ連邦職業組合中央會議の招請により、イタリア労働總同盟代表團一行はソ連を往訪し、互に交歡に努めるところがあつた。

第三款 ソ伊通商關係

講和條約調印後まもなく一九四七年三月イタリアとユーゴとの間に通商協定の調印を見たのを始めとし、その後チエコおよびポーランドとの間にも經濟協定の締結を見た。ソ連との間にはローマ駐さつソ連大使が經濟交渉のためイタリア使節團の訪ソを提案した（七月二十九日ローマ發ロイター）と伝えられたが、前記兩國關係の疎隔に伴い立消えとなつたようである。

第四節 スウェーデン

第一款 北歐ブロック案にたいするソ連の態度

ソ連は今大戦中スエーデンにたいし、同國は中立の蔭に隠れて對獨援助を行つてゐると機會ある毎に非難したが、戦後においてもソ連はスエーデンの發意により北歐ブロックの結成計畫があるとして、一九四六年三月四日ブラダ紙は、『スエーデンはノールエイ、デンマークおよびフィンランドを含む北歐ブロックを結成しようとして訓策してゐるが、右は反ソ的企圖にもとづくものである』と論じ、また、一九四七年九月十二日イズヴェスチヤ紙は『北歐關稅同盟計畫の樂屋裏』と題するグリシニンの論文を掲げ、『北歐關稅同盟の計畫はヒトラーの新秩序をほうふつさせるものがある。右計畫は現情の下においては米英の反動グループが西歐ブロックを形成したように北歐軍事政治ブロックの構想に達することは必定である』と論じ、北歐ブロックの結成にたいし強く反對の態度を示した。

第二款 金融および通商協定

一九四六年五月以來モスクワにおいてソ瑞間に交渉が行われた結果、十億スエーデン・クロネ(約二億七千七百萬元ドル)の對ソ借款および五億クロネ(約一億三千八百萬元ドル)の原料および製品の供給を内容とする期限五年的金融通商協定が署名された旨十月六日發表された。本協定について八月三十日アメリカ政府は二國間協定は多角的協定による國際貿易振興の趣旨に反するから、十月十五日開催の豫定である世界通商國際會議まで協定の締結を延期するようソ連政府に申入れ、他方スエーデン政府にたいしても多角的協定の基礎の上に立つ通商振興の一般協定に合致する修正を認める適當な條項を挿入するよう希望するところがあつたが、ソ瑞兩國は共に『兩國間の通商交渉はアメリカ政府が國連加盟國に採用しようとしてゐる自由貿易計畫になんら抵觸するものではない』との趣旨をもつてアメリカの申入れと拒否した。なお、本協定の履行についてはスエーデン現在の生産力をもつては少なからぬ無理を

伴うこととなる趣で、スエーデン國內においても政府が調印の時まで協定内容を國民に知らせなかつたとの理由により、業界および労働組合を通じて一般に不評判であり、バルブ業者などは、アメリカ等古くからの顧客にたいする義務を優先的に履行するべきものとすれば、ソ連との契約は後廻しとなつても致方ないと述べてゐる程である。ちなみにソ連はクレジットにたいし、一九四七年前半中すでに六千二百萬元以上の發注をしたといわれる。

第三款 定期航空路協定

十月二十六日モスクワにおいてモスクワ、ヘルシンキ、ストックホルム間定期航空路開設に關する協定が署名された。モスクワ―ヘルシンキ間はソ連機、ヘルシンキ―ストックホルム間はスエーデン機により運航される取極めである。

第四款 その他の協定

(一) 引渡協定 一九四五年秋ソ連の要求するドイツ將兵約二千名ならびに舊バルト諸國人約百六十名の對ソ引渡しを取極められた(一九四五年十一月二十七日ロンドン放送)。

(二) ドイツ・ソ連地區との物資協定 スエーデンは織物、魚類、鋼、機械類を、ドイツ・ソ連占領地區は鹽、カリ、セメント、電氣工業施設を相互に供給することを内容とする物資交換協定が締結された。

第五款 兩國の大使交換

一九四七年十月スエーデン政府の要請により、ソ瑞兩國は相互に公使館を大使館に昇格させることに決定、ソ連は駐瑞公使ユ・エス・チェルヌイシェフを、スエーデンは駐ソ公使エル・スルマンをそれぞれ大使に任命した。

第五節 ノールウェイ

第一款 ソ連のノールウェイ撤兵

ソ連は戦時中北歐作戦に伴いノールウェイ北部に進駐したが、戦後の撤兵に關するモスクワ放送によれば、ノールウェイ外相は一九四五年十二月九日新聞およびラジオを通じ同國北部に進駐していたソ連軍隊は地方住民に多大の援助を與えたこと、撤收に際し駐屯地區を完全な秩序の下に復したとおよびソ連と住民との關係は極めて良好であつた旨を述べた由である。

第二款 兩國國境劃定

フィンランドのペツァモ地區の對ソ割讓に伴い、同地區においてソ連、ノールウェイ兩國は國境を接するに至つた結果、國境劃定交渉を行つたが、一九四六年八月二十一日ノールウェイ外務省は兩國間に國境協定が成立したと發表した。

第三款 通商協定

ついで十二月二十七日兩國間に期限二カ年の通商支拂協定が署名され、同時に一九四七年度の交易品目を決定したが、これによればソ連は工業原料を輸出し、國內産業に必要な物資を輸入することとなつた。なお四八年度の物資交易については四七年十二月二日のモスクワ協定が成立した。

第四款 ソ連のスピツベルゲン諸島における軍事基地要求問題

(一) 一九四七年一月十日オスロイ發INSはソ連がスピツベルゲン諸島にたいし軍事基地を要求した旨を報道し、

センセーションをまき起したが、ことに一九四五年アイスランドに海軍基地の設置を申入れソ連の横槍を受けた経験のある米國は右に關し重大關心を有する旨聲明するところがあつた。

(二) ソ連はス島のノールウェイ歸屬および基地設定を禁じた一九二〇年の條約に一九二五年に至り加入したものであるが、一月十六日タスをもつて本件の交渉経緯を大要左の通り發表した。

(三) 一九四四年および一九四五年初め、ソ連とノールウェイとの間にスピツベルゲン島の問題に關し交渉が行われ、この際ソ連は一九二〇年のスピツベルゲン條約の改訂を提案した。

(四) 右條約はソ連になんらの通告もなく、北方におけるソ連の安全および經濟的利益を全然考慮に入らず、ソ連の參加なしに調印されたもので、しかも調印國中には今次大戰中敵國として連合國と戰つた諸國もある以上同條約はもはや効力を保持できない。

(五) 前記(四)の交渉の際兩國間にス島共同防衛の必要性については合意を見た。同時に條約改訂のため關係諸國と協議することが考慮されていたが、交渉は最終的に妥結するに至らなかつた。

(六) しかしその後一九四六年十一月ニューヨークにおける國連總會開催中モロトフとノールウェイ外相間に本問題に關し前記交渉のラインに沿ひ意見の交換が行われた。

(七) これにたいし、ノールウェイ政府は左の越旨の發表を行つた。

(八) 大戰の結果事態に變化を來したことは認めるが、共同防衛措置は一九二〇年の條約改訂後でなければ實施できない。

(甲) ノールウェイ政府はソ連の諒解の下に本交渉の内容を随時米英政府に通報したが、いずれよりもなんらの申出に接していない。

(乙) 本問題についてはニューヨークにおいてモロトフ外相よりかさねて交渉開始方希望があつたので、ノールウェイ政府および議會は目下研究中である。

(丙) 本問題は結局ノールウェイ議會の審議に移され、その結果は注視されていたが、議會は二月十五日秘密會議において一〇一對一一票(反対は共產黨議員團)の多數をもつてソ連の申出を拒否することに決した旨三月四日發表された。

第六節 デンマーク

第一款 ソ連軍のボルンホルム島撤兵

ソ連軍は對獨戰爭終了後コペンハーゲン東方約一二五マイルのデンマーク領ボルンホルム島を占領し、約二萬の兵力を同島に駐とんさせてきたが、これについてはデンマーク政府の諒解をえていなかったため、兩國間に一再ならず問題となつた。その後一九四六年三月六日ソ連はデンマークが同島に派兵するにおいてはソ連軍隊を撤収する用意があると申送り、デンマーク政府が折返しこれに同意であることを通報するや、同月十六日より撤兵を開始した。

第二款 兩國通商關係

五月二十九日デンマーク通商代表團はモスクワに赴き、同地において交渉を行つた結果、兩國間に七月八日、デンマークはバター、肉類を輸出し、ソ連より工業用原料を輸入することを内容とする期限二カ年の相互物資交換協定が

締結された。これと同時に外相ラスムッセンおよび農漁相エリクセンもソ連を訪問したが、八月十七日には兩國間の通商および航海に關するあらゆる問題に最惠國の原則を相互に適用する期限五カ年の通商航海條約が締結された。

なお一九四七年八月の兩國貿易協定は總額九千七百萬クローネと定め、デンマークは各種農産物を、ソ連はボタンウム、石綿、木材、羊毛、織物、粘結炭、煉炭、銑鐵、亞鉛、銅、リゾール、石油を相互に供給することを規定している。

第三款 グリーンランドにおけるアメリカ空軍基地問題にたいするソ連の態度

一九四七年四月アメリカがグリーンランド駐とん軍の撤退を求め、デンマーク政府の申入れを拒否した旨の報道が傳わるや、ソ連放送はオスロ發タスとして、アメリカが同島の航空基地四カ所の建設を了し、アイスランドよりグリーンランド、カナダ、アラスカをへてアリューシャン列島に至る一連の空軍基地の一環としてアメリカはもはやグリーンランドを手離すまいと述べた。その後アメリカのグ島買交渉説が行われるにおよび、ソ連はしきりに氣を病み、新聞ラジオを通じてアメリカのソ連包圍體制を攻撃するところがあつた。

第七節 スイス

第一款 スイス抑留ソ連人の送還

ソ連はスイスに抑留されていたソ連軍捕虜およびソ連労働者にたいするスイス政府の待遇が不當でありかつその送還が遅延されているとて抗議したが、一九四五年十月二日モスクワ放送によれば、本件はスイス側が全面的にソ連の

要求を容れたため圓滿解決を見、抑留ソ連人は全部本國へ歸還した趣である。

第二款 兩國間外交關係の復活

外交關係復活に關するスイス政府の申出に應じ、一九四六年三月十三日ベルグラードにおいて兩國代表間に右に關する文書の交換が行われ、一九二三年ローザンヌ會議ソ連代表ヴォロフスキー殺害事件に關連し外交關係を斷つたままとなつていたスイスとの間に二十三年振りで國交關係が回復された。しかしてソ連政府は四月に入り前駐ギリシヤ公使ア・クラエンコフをスイス駐さつ公使に任命、同公使は九月十七日着任した。

第三款 兩國通商關係

一九四七年九月スイス政府は在ベルン・ソ連公使館にたいし兩國通商交渉開始を申入れ、ソ連政府はこれに應諾したが、同年末までにはその實現を見るには至らなかつた。

なお、ドイツ占領ソ連軍當局の發表によれば、一九四七年七月十三日ドイツ・ソ連占領地區とスイスとの間に通商協定が締結された趣である。

第八節 ギリシヤ

第一款 ギリシヤをめぐる英ソの對立

一九四四年九月ソ連赤軍のブルガリア進駐とともに、イギリスはソ連がマケドニア問題を利用して對ギリシヤ工作に乗り出すことを憂い、ギリシヤ政府の要請に應じて速かに派兵した。しかしてイギリスは對ブルガリア休戰條約に

おいてブルガリア軍のユーゴおよびギリシヤ領撤退を要求、その結果ブルガリア軍はギリシヤ領トラキアを引揚けたが、その後ソ連は外相會議およびパリ平和會議において終始ブルガリアの主張を支持し、ギリシヤをバックする米英と最後まで對立した。すなわち、賠償問題についてはソ連はパリ會議決定のブルガリアの對ギリシヤ賠償六二五〇萬ドルを九〇〇萬ドルに削減することを主張して結局四五〇〇萬ドルに引下けることに成功したが、領土問題については、エーゲ海への出口を要求するブルガリアの主張を貫徹できないで、希勃國境ブルガリア側非武装地帯設置に關するギリシヤの要求を阻止することもできなかった。

第二款 ギリシヤとの外交關係設定

ソ連は戰後アテネ政府と外交關係を設立することに決し、一九四五年十一月サンフランシスコ會議におけるソ連代表の一人であつたロディオーノフ海軍中將を初代ギリシヤ駐さつ大使に任命した。その後ギリシヤの内戦およびギリシヤの北接三國を相手とする國連提訴にともないソ希關係が悪化するにおよび、ロ大使は一九四七年四月示威的にアテネを引揚げ、その後ソ連政府は後任を任命していない。

第三款 内戦にたいするソ連の態度

ギリシヤ内戦についてはソ連はツァルギリス政府の「反動」政治を攻撃し、叛徒に聲援を送るとともに、イギリスの駐兵をもつて内政干渉なりとし、平和を脅威するものであると難じた。またトルーマン・アメリカ大統領の對ギリシヤ援助聲助については、「ドルの帝國主義」と酷評した（ギリシヤ問題については本執務報告書第四部ユーゴスラヴィアの章参照）。

第九節 その他諸國

第一款 オランダ

終戦後オランダ國內に残留したソ連人の本國歸還については、ソ連當局はオランダ側の不誠意により實現が極めて緩慢であるとし、一九四六年二月タスをして、オランダ在住ソ連人七〇〇名中三〇〇名は各種團體によりかくまわれている。これはソ連がすでに三萬三千名のオランダ人を歸國させた事實と對照して誠に奇異であるとの趣旨を發表させたが、オランダ側はその後これらソ連人を送還し、ソ政府の要望に副う態度を示した。

第二款 ベルギー

ドイツ軍撤退後ベルギー國內にび蔓した共產勢力にたいしビエルク政府が彈壓をもつて臨むや、ソ連各紙は同政府の反動性を攻撃した。また、ベルギー政府が同國よりのソ連人の歸國に關する協定を履行しなかつたとて、一九四六年一月同國駐さつソ連大使はベルギー政府にたいし抗議するところがあつた。

第三款 スペイン

國連におけるスペイン問題の討議にあつては、ソ連は決定的措置を要請し(第一編國連安保理事會の章參照)、一九四六年四月三十日にはソ連が押収したドイツ外務省の書類中にスペイン、ドイツ間秘密軍事議定書があり、これによればフランコ政權は戦時中ドイツを實際に援助したばかりでなく、ヒトラーと軍事同盟を結び、機を見てドイツ側に立つて參戰することを約していたと、ソ連新聞をして一齊に發表させた。また、同年十月平和會議出席のためパリ

滞在中のモロトフ外相はスペイン亡命政權首相ホセ・ヒラールを引見長時間にわたり會談した旨ソ連側より報道されたが、同十一月フランコはソ連のこのような態度を評し、『自己の意思を屈することを欲しない國にたいしソ連が用いつつある方法は、ソ連とスペインの通商關係についての交渉をさえ不可能とさせている』と酬いている。

なお一九四七年二月ソ連とスペイン間に通商交渉が行われているとの報が傳わるや、ソ連は直ちにこれを否定した。

第四款 ポルトガル

ソ連はポルトガルの國連加入問題につき、同國がソ連と國交關係を有しないことを理由として反對を續けているが、一九四六年八月同國の國連加入申請に當りトルード紙は次のように論じた。

『ポルトガルはファシズムと密接な關係があり、その國連加入申入れは自由愛好國民を驚がくさせた。また同國はアメリカに海空軍基地を提供したことからいつても平和愛好國とはいえない。』

なお、一九四六年十一月ポルトガル首相サラザールは、議會における演説中、戦時および平時におけるソ連の業績を賞讃し、各紙はその全文を掲載したが、ソ連にたいする讃辭がポルトガル新聞に掲載されたことは前例を見ないおもむきである。

第四章 對米州關係

第一節 アメリカ合衆國

第二款 米ソの對立に關するスターリンの言説

(一) AP特派員ギルモアへの回答

一九四六年三月二十二日モスクワ特派員エディ・ギルモアの書面質問にたいしスターリンは要旨左の通り回答した。
 (1) 國際平和維持の手段としての國際連合にたいし多大の意義を付する。(2) いかなる國民もまたいかなる軍隊も新戰爭を欲していないことを確信する。(3) 最近における戰爭の危險は新戰爭の宣傳に躍氣となりかつこれにより國際間に反目と不信の種を蒔きつつある若干の政治的グループの活動によりひき起されたものであると思う。(4) 従つて戰爭宣傳屋が頭を擡げる度毎に世論ならびに言論機關の側よりこれに痛棒を加え、もつて適時戰爭挑發者の正體を暴露することが必要である。

(二) サンデー・タイムズ特派員ワースへの回答

一九四六年九月十七日付スターリン宛サンデー・タイムズ・モスクワ特派員アレキサンダー・ワースの書面質問にたいしスターリンは要旨左の通り回答した。

(1) 新戰爭の現實的危險を信じない。現在新戰爭について騒いでいるのは、主として軍事、政治的密偵と官界における少數のかれの支持者である。(2) 米英兩國は、たとえその支配層が欲するとしても、ソ連にたいし資本主義的包圍を形成できるものと考えない。(3) 一部の政治家が考えている程原子爆弾は大きな力があるとは考えない。原子爆弾は若干の氣の弱い者を嚇すために造られたものではあるが、戰爭の運命を決することはできない。

(三) UP社長ベイリーへの回答

一九四六年十月二十三日ロンドン滞在中のUP社長ヒュー・ベイリーの書面質問にたいしスターリンは要旨左の通り回答した。

(1) 米ソ間の緊張増大説を否定する。(2) 目下世界平和の最大の脅威は新戰爭の點火者であつて、その最たる者はチャーチルおよび英米兩國におけるかれの同類である。新戰爭を回避するため新戰爭の點火者共を暴露して、これに制肘を加えるべきである。

(四) エリオット・ルーズヴェルトとの會談

一九四六年十二月二十一日スターリンは故ルーズヴェルト大統領の次男エリオット・ルーズヴェルトを引見し、同氏の質問にたいし要旨左の通り回答した。

(1) アメリカ國民の民主主義が、ソ連のような共産主義體制と互に相手の内政に干渉することなく共存して行くことは可能なばかりでなく、賢明であり、かつ完全に實行できることである。(2) 米ソ兩國間に製品と原料資材との交換を計るため、廣汎な經濟協定を成立させることは平和への重要な措置であると信ずる。(3) 米ソ間には、これまで誤解があり、兩國關係に若干の悪化が生じたことは事實であるが、平和の侵犯または武力衝突の危險が誇大に宣傳された。しかしたとえ一國の政府が戰爭を熱望しても、現在では戰爭のため大規模な兵を起すことは不可能である。その理由はいかなる國も現在ではその國民の協力なしに戰爭することができないが、國民は今や戰爭を嫌い戰爭に飽いているからである。そればかりでなく新戰爭を正當化するような納得のできる理由は見つからない。(4) 従つてアメリカ政府の一部が兩國關係の悪化を口にしても氣にかける必要もなく、かく見るときは新戰爭の危險は實際的でないと考える。

一九四七年四月九日スターリンは次期アメリカ大統領共和黨候補者スタッセンを引見し、同氏の質問にたいし要旨次の通り回答した。

ソ連の經濟機構とアメリカの經濟機構は同一の世界で共存し、戦後においても互に協力できる。兩者の間の差異は兩國が協調する限り本質的な意義は持たない。ドイツとアメリカとは經濟機構は同じであつたが、兩國間には戦争が起つた。アメリカとソ連は經濟機構は異つてゐるが兩國は戦つたことなく、戦時中協力してきた。この二つの組織が戦時中協力できたとすれば、なぜ平時に協力できないことがあるか。要は協力にたいする欲求のいかにある。余は二つの異なる機構の協力が不可能であると言つたことはない。アメリカとソ連が相互に獨占主義者だとかあるいは全體主義者であるとか惡罵し始めたならば、協力は得られないであらう。われわれはそれぞれの國民が賛成した二つの機構が存在するという歴史的事實から出發するときこの基礎の上にだけ協力は可能である。

第二款 原子爆彈にたいするソ連の態度

アメリカの獨占する原子爆彈がソ連に多大の脅威を與えていることは今更贅言を要しないところであつて、ソ連は國連の原子力委員會においてこれが嚴重な國際管理を主張(第一編第九章第一節參照)するとともに、他方自國において原子爆彈の製造に絶大の努力を拂つてゐることは、ソ連が原子力關係の科學者を表彰してゐること等によつても窺われるところであるが、アメリカの原子爆彈にたいするソ連の主な論調を挙げれば次の通りである。

一九四五年十一月「新時代」誌は、アメリカにおける一部論者は國防上の理由にもとづき新武器の占有を主張して

いるが、原子爆彈が攻撃的武器であることは周知の事實であり、また米英カナダ三國以外の諸國がやがて右製造方法を知るに至ることも事實であると論じ、一九四五年十月革命記念日祝賀演説においてモロトフは、『原子爆彈の秘密を一國ないし數國が獨占することは許されず、またこれを維持することは不可能であらう。ソ連は原子力だけでなく、他の多くのものを發明するであらう』と述べ、十一月十八日モスクワ發APによれば、ソ連外交評論家ソコロフは「新時代」誌において、『原子爆彈は全世界における濟度し難い反動主義者に危險な反ソ宣傳開始への信號を與えたもので、米英世論を益々反ソ的に導こうとしている』と論じ、さらにまた一九四六年三月十五日の同誌は、アメリカは原子爆彈を見せびらかし、原子力による世界支配を企圖しているが、このような反動的ジシゴイズムは國連による原子力管理案にたいする世界の信頼を損うだけである』と論じた。

なお、スターリンの原子爆彈にたいする見解は第一款の(二)において述べた通りである。

第三款 トルーマン・ドクトリン・マーシャル・プランにたいするソ連の態度

一九四七年三月獨逸兩國との講和問題を討議するためのモスクワ外相會議が開催された直後、すなわち同十二日トルーマンの對希土援助の聲明が發せられた。これにたいし三月十四日のイズヴェスチヤ紙はアメリカのこのような行動は國連を無視するものであると論じ、四月七日安全保障理事會においてソ連代表は、『右はギリシヤにたいする内政干渉であり、トルコに關しては同國の戦時中の行動にかんがみ同國はこのような援助を受ける資格がない。なおこの種の援助は國連の特別委員會の監視下におかれるべきである』と述べた。さらにまた「新時代」誌第二十四號は、『近東におけるアメリカの政策について』と題する論文において、『近東は傳統的にイギリス帝國の勢力圏であり、

チャーチルはカサブランカ會議においてルーズヴェルト大統領よりイギリスは近東およびバルカンにおいて連合國の軍事作戦ならびにそれより派生する外交政策にたいし完全な責任をとることの同意をえた。しかるに近東における英帝國の地位が失われるにおよび、アメリカの外交政策は近東におけるイギリスの地位接收を目標とするに至つたもので、トルーマン・ドクトリンの内容はこれを物語つてゐる。現に、近東諸國におけるアメリカ商社の活動振りを見れば、アメリカ勢力の滲透振りも明瞭であつて、アメリカの對トルコ援助もトルコ民衆を對象とするものではなくトルコ軍に對する援助であり、右はトルコを中近東におけるアメリカの侵略政策のための前哨基地としようとすることに外ならない』と論じた。

しかしてトルーマン・ドクトリンはさらに六月五日マッシュタル・ブランへと發展した。マッシュタル國務長官が行つた對歐經濟復興援助聲明にもつき、英佛兩國外相は六月十七、十八日會談を行い、歐洲各國によりその復興計畫を作成することに意見の一致を見、マッシュタル・ブラン實施準備のために英佛ソ三國外相會議の開催をソ連に提案した。右にたいしソ連はアメリカの援助内容および英佛外相會議の内容につきなんらの知識を有することなく英佛提案を受諾するとコメントを付して會議に参加した。三國外相會議は六月二十七日パリにおいて開催されたが、英佛が歐洲諸國の經濟管理を行うべき指導委員會の設置を提案したのにたいしモロトフは、三大國が歐洲各國のために包括的經濟計畫を作成するとなれば、これは強國の意思を他の歐洲諸國に強要する結果内政干渉となるとの理由で反對し、まず協力委員會を設置し、アメリカの援助にたいする歐洲各國の需要見積りを集め、これを検討し、戰爭被害國の要求を査定し、アメリカがこのような援助を與えることができるかどうかの可能性の有無を確かめ、しかして歐洲各國が右援助をえられるよう援助斡旋することを提案した。このようにして英佛とソ連の見解は相對立し、七月二日會議は決

裂するに至つた。

右外相會議に關し六月二十八日タスは、(一)歐洲の經濟復興にアメリカの援助は望ましいが、アメリカは豫想される戦後の經濟恐慌を回避するため海外市場の擴張に關心を有している。(二)ソ連はアメリカの援助なしに經濟復興を行へるが故に今回の問題に積極的な關心を持ってない。(三)歐洲諸國中ポーランドおよびチェコスロヴァキアのような國はソ連と同様に經濟計畫を樹立している。しかるに英佛の主張するような全體的な經濟計畫を樹立するとなれば、これら諸國の計畫經濟を脅威することとなる。國內問題は各國民自身決定すべきで外國が干渉すべきではない。(四)今次の會議はアメリカの經濟援助にたいする歐洲諸國の要求の査定、アメリカの許與できる經濟援助の可能性の討議、および歐洲諸國にたいする援助促進に關する各國の協力の確立を使命とするべきである。(五)アメリカの經濟援助にたいする各國の要求額を決定するに當つては、ドイツに占領され、かつ連合國に協力した諸國の主張が舊中立國および舊敵國のそれに優先するべきである、とソ連の見解を發表した。

三國外相會議の決裂後英佛は直に聲明を發してアメリカの援助計畫を實行する決意を表明し、歐洲二十二カ國(ユーゴ、アルバニア、チェコ、ポーランド、ブルガリア、ハンガリア、ルーマニア、フィンランドのソ連衛星八カ國を含む)政府にたいし七月十二日開催の歐洲復興會議への招請狀を發し、ソ連にたいしては協力を期待するとの意味で右招請狀の寫を手交した。右にたいしソ連はもとよりソ連衛星八カ國は會議への参加を拒否した。

歐洲復興會議はソ連およびソ連諸國不参加のまま豫定通り七月十二日パリに開催されたが、同會議に關し「新時代」誌第三〇號は「マッシュタル・ブランの本質は歐洲諸國の經濟をアメリカの利益に從屬させようとするものであ

る』と論じ、また七月十二日のブラヴダ紙は、『英佛は全歐州をその指導下に統合し、ドル・クレジットの割當およびこれの使用監督についてアメリカの手先となろうとしている。しかし英佛には自力で復興計畫を樹立して立派に成功している東歐諸國を指導する資格はない』と報じた。

マーシャル・プランは元來ソ連およびその衛星諸國を除外するものではなかつたが、結局豫想されたように歐州を西歐と東歐の兩ブロックに分裂させるに至つた。このようなトルーマン・ドクトリン、マーシャル・プランをめぐり國際間の動きに伴い、ソ連とその衛星諸國との間に、また衛星諸國相互の間には頻りに通商協定の締結が傳えられ、ソ連と衛星諸國との關係を經とし、衛星諸國相互の關係を緯とする經濟關係網が設けられただけでなく、文化協定あるいはさらに進んで相互援助條約も續々締結された。かくてソ連は經濟的ならびに政治的にソ連圏の自主確立を計るとともに國內各國における保守分子の肅清工作を助け、左翼政權の確立を促してきたが、九月末ワルシャワにおいて開催された九カ國共產黨協議會は共產主義情報事務局(いわゆるコミンフォルム)の設置を決定した。これら一連の動きはトルーマン・ドクトリンおよびマーシャル・プランにたいしソ連のとつた對抗策に外ならない。

第四款 アチソン國務次官のいわゆるソ連ひ謗事件

(一) 一九四七年二月十日上院における原子力問題の審議にあたり、マッケラー上院議員の『ロシアが原子爆彈を所有すれば、ヨーロッパおよび世界の残りの部分を併せんと考へる』かとの質問に答へ、アチソン國務次官は『ロシアの對外政策は侵略的であり、領土擴張主義である』と答へた。

(二) 右に關し二月十四日モロトフ外相はモスクワ駐さつアメリカ大使ベデル・スミスに覺書を送り、ソ連政府は身公

職にあるに拘わらず、ソ連を甚だしくひ謗し、かつ敵意ある言動をなしたアチソンの不都合な行動につき、アメリカ政府の注意を喚起すると申入れた。

(三) 二月十七日マーシャル國務長官はモロトフ外相宛に要旨左のような回答を發し、ソ側の申入れを反駁した。

貴官がソ連にとつて無禮かつ敵對的であると判断された問題の言明は、アメリカ流に言えば、公的政治問題に關するつましい論評であつて中傷とは認められない。アメリカでは行政府の官吏は立法府に出頭を求められた場合、所管事項に關し、公安に反しない限り率直に回答する義務がある。アチソンはこの義務に従ひ率直に所信を表明しただけのことである。

(四) これに對し、モロトフ外相は二月二十日マーシャル長官宛にかさねて覺書を送り、アチソン言明に關する長官の回答は納得できないものであり、ソ連政府は前覺書の見解を維持する旨述べるところがあつた。かくて本問題は双方見解對立のまま打ち切りとなつた。

第五款 ソ連新聞のトルーマン大統領およびマーシャル國務長官中傷事件

(一) 一九四七年九月二十九日發行の週刊「文學新聞」第三十九號はソ連著名作家ボリス・ゴルバートフの寄稿を掲載したが、ゴはその中においてトルーマン大統領をヒトラーにたとへ、またウォール街の資本家達のために世界支配に乗出していると非難した。

(二) 右に關し、駐ソ米大使スミスは九月二十五日モロトフ外相にたいし、『右ト大統領中傷記事は友好國の最高責任者にぶつを加えたものであり、アメリカ國民は侮辱を感じる。これはソ連政府の意見を反映したものと信じら

れないから、ソ連政府が正式に記事の取消しをすることを要求する』と抗議した。

(三) モロトフ外相は同二十九日、スミス大使に回答を渡し、ソ連政府はあらゆるソ連新聞に掲載される記事につき責任を負えないこと、ソ連新聞は他のいかなる新聞にも増して外國の真相を伝え、もつて諸國民間の友好關係の増進に寄與しようと努めていることを強調するとともに、アメリカ新聞こそソ連について虚偽の報道をしているにかかわらず、アメリカではこれにたいし眞面目な對策が講じられていないと逆襲した。

(四) なお、ポロディンの筆名をもつて、マーシャル長官を、ウォール街のシャイロックになぞらえ、マーシャル計畫をもつて高利貸のどん慾無慈悲なシャイロック計畫であると非難した一文も同紙に掲載された趣である。

第六款 兩國通商關係

(一) 武器貸與法による對ソ援助決濟および借款問題

今次大戰によつて甚大な戰禍を蒙つたソ連はその復興のためアメリカの援助を必要とする見地から、すでに戰時中から機會ある毎に米ソ通商關係の増進必要を説き、ことに戰後武器貸與法の打切りを見越し、借款の獲得に努力するところがあつたが、ウォーレス・ジョンストンその他アメリカの實業家をソ連に招待したことはその實現を計るためと見られる。

終戰直後の一九四五年九月アメリカの武器貸與法打切り當時におけるアメリカの武器貸與法による對ソ援助は總額百十一億四千萬ドルで、これにたいしソ連の逆貸與は僅かに二百十一萬三千ドルであつた。同法停止の善後措置として引渡し未済の貸與物資總額三億五千萬ないし四億ドルを利息二パーセント八分の三、期限三十年の借款條件にて引

渡し協定が成立した(十月十六日AP)と伝えられた。ソ連は貸與法の打切りと關連してアメリカよりの借款を希望し、一九四五年九月アメリカ議員團一行訪ソの際スターリン首相は戰災復興のため六十億ドルの借款を要望したと伝えられ、また、一九四五年八月駐米ソ連物資購入使節ルデンコ大將が十億ドルの借款を申入れた旨、ならびにアメリカは一九四六年一月末ソ連にたいし借款交渉開始の用意ある旨を通告したのにたいし、ソ連よりまだ回答がない旨同二月一日アメリカ國務省スポークスマン談として發表された。

右貸與法にもとづく對ソ援助の決濟については、アメリカは一九四六年三月十八日ソ連政府に對し交渉開始を申入れ、その後再三督促を重ね、一九四七年四月五日五度目の申入れにたいし、ついにソ連はこれに應諾を與え、四月三十日ワシントンにおいて公式に會談を開催するに至つた。

ソ連はアメリカにたいし借款を要望する意向を洩し、また通商交渉にも關心を表明しながらも、政治的情勢を反映して今日まで積極的活動を行わず、通商協定ないし借款問題もならん具體的結果をもたらすに至らなかつた。

(二) 米の貸與船舶返還要求問題

一九四六年三月十八日アメリカ政府はソ連政府にたいし、戰時中貸與した船舶の返還を要求したが、ソ連側は交渉に應じないで無償で運営を続け、アメリカの督促に遭うや、その買取を申出た趣である。アメリカ下院海運委員會におけるスミス委員長の言明によれば、貸與船は一二五隻で、その内二六隻は難破、四隻は戰時中沈没し、残り九五隻の内譯は舊型貨物船四八隻、リバティ型三六隻、油送船一一隻となつてゐる。

(三) 米ソ貿易

一九四七年七月五日ワシントン發UPによれば、米ソ貿易の近況は次の通りである。

④ 一九四六年度米ソ貿易

アメリカの對ソ輸出

總額

三億五千七百八十萬ドル

内譯

機械および自動車

一億六千九百四萬五千ドル

外國商品の再輸出

五百八十萬ドル

右總額の四二%は武器貸與法にもとづく引渡し未済分の積出に關するものである。

ソ連の對米輸出

總額 一億六十萬ドル

⑤ 一九四七年第一・四半期における米ソ貿易

アメリカの對ソ輸出

總額

四千七百六十八萬四千ドル

内譯

機械類(工作機械を含む)および自動車

七百二十五萬三千ドル

電氣機械

五百八十五萬七千ドル

採鑛用および精鍊用機械

五百四十九萬六千ドル

建設用機械および輸送機械

二百三萬三千ドル

外にトラクター、鋼管、鐵線、鐵道車輛その他があり、右輸出の内譯は商業輸出二千二百六十五萬ドル、アンラ救濟貸與引渡未済分の積出九百二十九萬ドルであつた。

ソ連の對米輸出 總額一千百六萬七千ドル

なおまた、一九四七年九月二十日ワシントン發USISの報道によれば、同年上半年の米ソ貿易は大體戰前の状態に復し、アメリカの對ソ輸出は同國輸出總額の一・二% (九千百萬ドル)、輸入は一・一% (三千二百萬ドル)の由である。

第七款 アメリカの對ソ露語放送開始

アメリカ國務省の國際情報文化部は世界各地向け二十四カ國語をもつて「アメリカの聲」と稱する短波放送を行つてきたが、一九四七年二月十七日よりロシア語を加え、毎日一時間ソヴィエト民衆にたいし、ニュースの外、アメリカの音楽、文化、科學情報、討論、ことにアメリカ政府の政策および目的、知名人士の意見などに重點を置く放送を開始した。アメリカとしてはソ連を刺戟するような内容は努めて避ける意向であると傳えられ、ソ連側においても批評を差控えていたようであつたが、四月に入りソ連著名の作家イリヤ・エレンブルグは「文化と生活」誌上に長論文を寄稿し、右はアメリカ國民の聲ではなく、アメリカ反動主義者の聲であり、アメリカの人種平等、政治的自由等の問題につきソ連國民を誤らせるもので、米ソ關係を悪化させるものであると痛烈に非難するところがあつた。

第八款 報道取締問題

外國通信員の報道にたいするソ連當局の検閲振りは國際間における兩國の政治的對立の激化とともに嚴重となり、アメリカ・ジャーナリズムより旺んに非難された。

一九四六年十一月ソ連外務省情報部は、アメリカのコロンビア放送局にたいし、戦時中から許可されていたモスクワからの無電放送を禁止し、また、翌四七年三月のモスクワ外相會議にたいしアメリカは百餘名の報道陣を送らうとしたが、ソ連當局は宿舍の不足を理由に三十名に限り入國を許し、アメリカ通信側の不満を買った。検閲問題については一九四七年四月スタックスンはスターリン首相と會談の際その撤廢を希望したのにたいし、スターリンは、ソ連は從來幾度か検閲制度を廢止しようとして試みたが、アメリカその他諸國の通信員等の無責任な報道によりこれが存続を餘儀なくさせられたとて拒否したことがあり、ソ連における報道の自由束縛がアメリカ言論界の鋭い非難を浴びるにおよび、これに對抗する意味を含め、シーモノフの戯曲「ロシア問題」を上演、次いで映畫化した。これは、アメリカの通信をもつて全く節操を缺き、資本家の意のままに歪曲されるものであるとする諷刺劇で、スターリン賞を授けられた。

なお、アメリカにおいても一九四七年中二十世紀フォックス社は「鐵のカーテン」と題する東歐諸國の内情を描いた映畫を製作したが、ソ連側では、これをもつて事實を歪めた極端な反ソ映畫であると攻撃を加えた。

第九款 兩國文化交流問題

アメリカ側は一九四六年中、數回にわたり、在モスクワ大使館をへてソ連側に學生、専門家の交換を申出たのにた

いし、ソ連側は同意を與えず、また、一九四七年二月米國政府は兩國間文化交流を提議したのにたいしても、ソ政府は受諾の回答を發しなかつた趣である。

第十款 アメリカ議員團入ソ拒否事件

一九四七年秋、ヨーロッパ各國視察中のアメリカ上院歳出委員團一行が、在モスクワ・アメリカ大使館の事務査察のため、ソ連政府にたいし入國査證の發給を求めたが、ソ連外務當局は、『ソ連は視察團による調査の對象となる國ではない』との理由でこれを拒絶、アメリカ關係方面から非難された。

本問題につき、十月三日のイズヴェスチヤ紙は短評を掲げ、『アメリカ議員團の視察はドル外交に關心を持つ諸國の内政干渉のため施行しているが、ソ連は國柄を異にしており、一行の入國を拒否した當局の措置は正しい。ソ連は査察を目的としない者には査證を發給するにやぶさかでない』と論じた。

第二節 カ ナ ダ

第一款 ソ連武官の原子力スパイ事件

一九四六年二月十五日カナダ首相キングは同國の原子力に關する情報が某外國諜報機關のみに渡つたことを探知し、關係者の逮捕命令を發したと發表した。しかして右某外國諜報機關とは在カナダ・ソ連公使館を指すものであることは明かであつて、一時は兩國斷交説さえ傳えられるに至つた。

本事件は一九四五年カナダ駐ソ連陸軍武官事務所員グゼンコの逃亡により發覺したもので、カナダ側が確實なる

證據を握つてゐる關係もあり、ソ連側でもその取扱ひには慎重を期し、頭から否定するような態度はとらなかつた。すなわち、二月十九日ソ連各紙にまずキング首相の聲明を掲載、翌二十日外務次官ロソフスキーはカナダ代理公使を招致し、左記趣旨のノートを読み上げた。

『ソ連政府は今次戦争の末期にカナダ・ソ連武官配下の一職員が友人たるカナダ人よりある種の機密情報入手したことを知つたが、右は高度の技術的成功を収めてゐるソ連にはさしたる興味を興えなかつた。従つてこのような無價値な情報の漏洩をもつてカナダの安全が脅威されると主張するのは笑止の沙汰である。しかるにカナダは右に關し聲明を發表するとともに新聞およびラジオで反ソ的宣傳活動を行つてゐるが、右はソ連にたいし政治的損害を加えようとする計畫の一部と認めないわけにはゆかない』との聲明を發表した。

第二款 ペッツァモ地区カナダ人利権補償問題

ソ連は對フィンランド休戦協定第七條の規定によりペッツァモ地区を回復したが、これに關連し同地区においてイギリス人およびカナダ人の利権業者がニッケル採掘のため經營してゐた「モンド・ニッケル」會社および「インターナショナル・ニッケル・カンパニー」の利権を解消することとなり、一九四四年十月八日の英加ソ間議定書でソ連はその補償として總額二千萬米ドルを六カ年にわたり毎年同額ずつ分割支拂うこととなつた。その後一九四七年九月二十九日右支拂延期協定がオッタワにおいて調印され、ソ連は未済分一千六百六十六萬六千五百ドルを一九五一年末までに分割支拂うこととなつた。

第三款 北極圏氣象情報交換

ソ連はカナダとの間に相互主義の下に氣象上の情報交換を實施してゐるが、四七年二月二十八日カナダ外相セント・ローレンスはニューヨークにおける演説中でこれを明かにし、進んで他の多くの有益な資料の交換が望ましいと述べるとともに、ソ連新聞がしきりに報じてゐるカナダの對米北極軍事基地提供のようなことは事實無根であると言明した。

第三節 中南米諸國

第一款 概 説

戦時中ソ連の中南米諸國にたいする關心は急に高まり、一九四二年十月までキューバ、メキシコ兩國との外交關係を設定したのを切つかけに、その後一九四七年末までにウルグアイ、コロンビア、コスタリカ、ガテマラ、ボリヴィア、エクアドル、チリ、ドミニカ、ヴェネズエラ、アルゼンチン、ブラジルの諸國と國交を開き、アルゼンチン、ウルグアイとの間には通商協定をも締結した。ソ連の關心は戦後これら諸國における獨裁的傾向が著しく動搖し、民主化の波に乗つて共產勢力が再び擡頭するに至つたことと關連して益々増大したが、米ソ對立の激化とともに、一方米州においては一九四七年九月米州共同防衛條約の成立を、他方歐洲においてはコミンフォルムの結成を促し、南米諸國における反共運動は急に活況を呈するに至つた。その結果ユーゴスラヴィアの對チリ斷交を切つかけとして、これら諸國とソ連との國交も悪化し、一九四七年十一月ブラジル、チリ兩國はソ連と國交を斷つに至つた。

第二款 アルゼンチン

ソ連は戦時中アルゼンチンの對獨援助をしきりに非難したが引續き戦後においてもソ連各紙は同國の態度を攻撃

し、一九四五年十月九日「赤色海軍」紙は同國はファシヨの巢窟と化し、ナチ黨員、獨軍幹部およびナチの黨資金を庇護していると報じた。しかるにその後、ソ連は南米諸國より小麦、肉類の輸入を計るためブエノス・アイレスへ貿易使節團を派遣した（一九四六・二・二八モスクワ發AP）と報道されたが、一九四六年六月七日、ペロン政府にたいするアメリカの彈壓外交により米亞兩國關係冷却の折柄、ソ亞兩國間に外交および通商關係の設定に關する取極めが成立し、近く大使の交換が行われる旨正式に發表された。兩國正式關係の樹立は一九一七年以來のことで、ソ連政府は初代大使としてミハイル・セルゲーエフを任命、同大使は早くも八月三十一日着任、アルゼンチン側は遅れて同年末大使を任命した。セルゲーエフはブエノス・アイレスにおいて交渉の結果、十二月三十一日兩國間に友好通商航海條約が調印された。

なお、ブルガリアとアルゼンチン間にも一九四六年十一月二十九日國交恢復に關する公文の交換が行われた。

アルゼンチンはチリ、ブラジル兩國の對ソ斷交後も引續きソ連と國交を維持しているが、一九四七年十月チリ大統領より同國駐在ユーゴスラヴィア外交官二名が國外へ追放された旨通報に接するや、兩名を直ちにヴェノス・アイレスで拘禁した。

第三款 ウルググアイ

一九四六年八月九日ソ連とウルググアイ間に友好通商條約が調印された。本條約は兩國間の通商航海に關するあらゆる問題につき機會均等の原則を相互に適用することを規定したもので、同條約にもとつきソ連は外交官の資格を有する通商代表とその代理二名を派遣することとなつた。

第四款 ブラジル

一九四五年四月のソ伯間外交關係設定に關する取極めにもとつき初代ブラジル駐劄ソ連大使としてヤコフ・スーリツは一九四六年五月十四日著任した。ブラジルにおいてはトルーマン・ドクトリン聲名後アメリカの反共政策の影響の下に漸次反共政策が實施され、一九四七年五月七日同國政府は共產黨にたいし結社禁止の宣言をなし彈壓を加ふるに至つた。しかして九月二日の米洲共同防衛條約についてはソ連はブラジルが主人役として活動したとて攻撃を加え、イズヴェスチャ紙は、ブラジルをアメリカの屬國と呼びデトラ大統領をアメリカの追従者と酷評した。右にたいしブラジル政府はソ連の陳謝を求めたが、ソ連はこれを默殺したのでブラジルは十月十八日ソ連にたいし國交の斷交を通告するに至つた。右に關し、十月二十二日のソ紙は「ブラジル政府の斷交の理由には根據がない。新聞記事はソ連政府の關知したところではなく、従つて責任はとれない。ブラジル政府今次の措置はファシヨ分子および外國の指金によるものでブラジル國民の意思に反するものである」と論駁した。

これと相前後して在ブラジル、ソ連大使館にたいし相次いで民衆の暴行が行われたので、ソ連政府は右に關し抗議すると共に、在モスクワ、ブラジル大使以下館員を關係機關の監視下に置き、在リオデジャネイロ、ソ連大使館全員が安全にブラジルを出發するまで、モスクワからの退去を禁ずる措置にでた。

第五款 チリ

一九四七年十月九日チリ政府は當時サンチャゴを訪問中であつたアルゼンチン駐劄ユーゴスラヴィア代理公使および同公使館員一名を國外に追放した。その理由はチリの炭鐵ストの背後に共產黨の活動歴然たるものがあり、共產

黨の國際本部より指令を受けた兩名がこれに關係しており、またチリにおいてスパイ活動を行ったというにある。かくて、チリは南米諸國中反共攻勢の先陣を切つたが、ユーゴ政府はこれをもつて外交關係の基本原則を侵犯したものとなし、十月十一日チリ政府に外交關係の斷交を通告した。このような折柄サンチャゴ市においては十月十一日夜ソ連大使館の建物にたいし疾走中の自動車より銃撃を加えた事件があつた。チリ政府はブラジル政府の對ソ斷交に引續き十月二十一日ソ連およびユーゴスラヴィアにたいし國交を斷絶する旨通告した。

ソ連はチリとの外交關係の斷絶に關し十月二十三日ソ紙において、『今次チリ政府の措置は最近同國における社會安寧の破壊にたいする責任をソ連に轉嫁することによつて自國民を僞瞞しかつ國際世論を迷わせようとするものである』と論じた。

第五章 對西亞およびアフリカ關係

第一節 トルコ

第一款 戰時中におけるソ連の對トルコ態度

戰時中ソ連はトルコが中立の名の下にドイツにたいし協力し、その戦力の強化に盡すところがあつたとて常に非難を加え、一九四四年八月二日トルコの對獨斷交に當つてもブラヴダ紙は、『トルコの對獨斷行はすでに時期を失してお

り、トルコの對外輸出の九〇%がドイツに向けられていたこと、またドイツの屬國であるハンガリー、ルーマニア等と引續き密接な關係にある』ときき下し、同月三十日同紙は八月十日までに引揚げる筈のドイツ人千數百名がなお残留しており外交官等は従來通り自由に活動して連合國側のために有害行爲を續けているとて痛く非難するところがあつた。その後トルコがドイツおよび日本にたいし宣戰した際にもこれを默殺する態度をとり、またトルコがソ土兩國友好關係強化の目的をもつて商議することを提案したのにたいし回答を與えず、一九四五年三月十九日ソ連は、『第二次大戰中に發生した深刻な變化の結果新情勢に適さない』との理由をもつて一九二五年以來長期にわたり繼續していたソ土中立條約を廢棄し、戦後海峽問題等に關し強硬措置を採るのではないかと思わしめるものがあつた。

第二款 ソ連のカルス、アルダハン兩地方恢復要求

(一) 終戦後間もない一九四五年九月二十一日ハバロフスク放送は在米アルメニア人がロンドン外相會議にメッセージを送り、カルス、アルダハン兩地方のソ連への返還を要請したと報じて以來、本要求については十二月二十日ソ連各紙はジョルジャ共和国學士院會員の書翰を掲載、また同二十一日ブラヴダ紙はアレキサンドリア港におけるアルメニア國民會議の對トルコ聲明を報道したが、翌一九四六年二月ソ連邦人民委員會議長長代理ベリアはジョルジャ首都トビリシ(舊チフリス)においてトルコはアメニア領の一部を不法に領有していると指摘し、またジョルジャ共和国共產黨中央委員會書記長「チャブクニア」も同二十五日ブラヴダ紙への寄稿において失地恢復を要求するところがあつた。

(二) かくて、ソ連は戰勝の余威を驅つてトルコにたいし強壓を加え、一九二一年一旦トルコに還付を認めた兩地方

を失地の名の下に恢復しようと企圖したが、トルコ側においても意外に強硬な態度を示し、四六年一月サラジヨグル首相は兩州が第一次大戦後人民投票によりトルコ領と決定したこと、これら地域にはアルメニア人は全く居住しないことを擧げてソ連要求の合法性を否定し、國內各地においては學生を中心とする反ソ、反共運動が廣く展開された。

ソ連はその後トルコのこのような強硬態度を考慮したためか、本問題に觸れず、ことにトルーマンの對希土援助聲明とともにアメリカがトルコにたいし積極的援助の決意を示すに至るや、ソ連の失地恢復要求は一時立消えとなつたかの感があつた。

(三) しかるに一九四七年十月二十五日國連安保理事會においてソ連代表ヴィンスキトは突如兩地方の返還要求を公式に持出し、い然右兩地恢復にたいするソ連の關心の強いことを思わせた。

第三款 海峽にたいするソ連の要求

一九四六年八月十五日ソ連はトルコにたいし、『戦時中の事態は一九三六年のモントルー條約にもとづく黒海々峽體制が黒海諸國の安全を保障するものでないことを示した』との理由により、(一)海峽は各國商船にたいし常時解放されるべきこと、(二)海峽は黒海沿岸諸國の軍艦にたいし常時解放されること、(三)非黒海沿岸諸國の艦艇は特定の場合のほか通過できないこと、(四)黒海への出入のための唯一の海路として海峽體制を樹立することはトルコおよびその他黒海沿岸諸國の權限であるべきこと、(五)海峽における船舶の航行の自由および安全に大きな利害關係をもつソ連およびトルコは、これを保障する能力ある國家として海峽の共同防衛に任ずることを内容とする提案を行つた。右提案はトルコおよび米英に多大のショックを與え、トルコは右は同國の主權および安全と兩立しないし、また國際的にも重大

な反對をひき起すとてこれを拒否したが、米英においても右提案中とくに海峽のソ土共同防衛および沿岸諸國による海峽の管理方式にたいして強い反對の意向を表明するところがあつた。ソ連は九月二十四日トルコにたいし海峽管理問題に關し直接交渉方重ねて申入れたが、アメリカがモントルー條約の改訂に關し英ソ土とともに國際會議を開催する用意があること、黒海沿岸諸國だけが海峽管理に参加するべきであるとのソ連の主張には同意できないこと、ソ連が海峽の防衛に参加することはトルコの主權を侵害しかつ國際安全保障を目的とする國連の責任を損ふこととなることを指摘してソ連の提案に反對し、イギリスもアメリカの見解を支持した關係があり、トルコはソ連の提案を拒否した。それにもかかわらず、ソ連はさらに十一月中旬トルコにたいし第三次の申入れを行つたが、トルコはこれに應ぜず、當時ギリシャのゲリラ戰部隊がトルコ國境付近へ向つたこととも關連し、十二月中旬イスタンブール軍管區に戒嚴令を施行、國內左翼分子に彈壓を加へ、かたがたソ連にたいする決意を示すところがあつた。

このようなトルコの態度にたいしソ連は十二月二十一日ブラヴダ紙において、『トルコは戦後軍隊の動員解除を行わない唯一の國である。トルコ政府は外國の脅威を云々するがそれは自己の非民主主義政策の眞の目的を隠蔽し國民を欺こうとするにほかならない』とトルコの態度を非難した。

しかして十二月二十三日イギリスはソ連にたいしソ連の對土提案に反對し國際會議を開催してモントルー條約の改正を審議することを提案するところがあり、さらにその後トルーマンの對希土援助聲明にもとづきアメリカがトルコにたいし積極的に援助の手を差し延すに至り、ソ連は海峽問題にたいする要求をその後一應差控えるに至つた。

なお、ソ連政府は海峽問題紛糾後一九四六年對土不滿の意を含めて駐土ヴィノグラドフ大使を召還し、以來一九四

七年末までには後任を任命していない。

第二節 イ ラ ン

第一款 戦時中におけるソ連の對イラン態度

獨ソ開戦後まもなくソ連はイギリスと共同、イラン在住ドイツ人の政治的活動を指摘してその退去を要求（一九四一年八月十六日）イラン政府がしゆんじゆんするのを見て兩國は兵力を進め戦時中を通じ援ソ・ルート確保のためイランに駐兵した。しかしてその間ソ連は赤軍を背景に北部イランにおいて着々その勢力を扶植するところがあつた。

第二款 アゼルバイジャン獨立問題

戦後イラン政府は外國軍隊の撤退を要求し、九月七日イラン外相は英ソ駐劄同國大使にたいし撤兵交渉方訓令を發した。イギリス外相は下院において英ソ兩國はイラン駐とん部隊を一九四六年三月二日までに撤退させることに同意した旨言明したが、當時北部イランにおいてアゼルバイジャン民族の獨立運動が擡頭していた折柄、ソ連は戦車および航空隊を加えた部隊をタブリーズ方面に輸送している（十月二十二日AP）との報道もあり成行が注目された。

アゼルバイジャン民族獨立運動は十一月に至りついに叛亂に發展し、政府側との間に武力衝突を展開するに至つたが、叛徒の有する武器は一九四一年ソ軍の進駐當時イラン軍より接收したものであるといわれ、また叛徒のなかにはソ連アゼルバイジャン共和國より潜入した共產黨員がいるとも傳えられた。イラン政府は右叛亂を鎮壓するため派兵したが、派遣部隊は駐とんソ連軍によつて前進を阻止された。これがためイラン政府はソ連にたいし同國の主權を尊

重し内政に干渉しないよう申入れを行うとともに、アメリカにたいし叛徒は外國の後押しによるものと訴えるところがあつた。ソ連は十一月二十一日イズヴェスチャ紙において、『ソ連の武器供給説を否定するとともに本問題はイラン反動分子のアゼルバイジャン民主義運動にたいする彈壓に端を發する』と論じ、同二十四日アメリカが一九四六年一月一日までに連合國軍隊の撤兵方を提案したのにたいしソ連はこれを拒否するとともに、イラン政府にたいし、『イラン北部の騷擾は反動分子の策動に起因する。ソ連がイラン軍隊の行動を妨害した事實なく、同地方へのイラン軍隊の増派はかえつて流血の慘を激化するに至るべく、その場合ソ連は秩序の維持および駐とん軍の安全保障のため兵力を派遣するであらう』と威嚇的通告をした。

このようにして問題は益々紛糾するに至つたが、タスは十二月十四日アゼルバイジャン州には民主黨領袖ピシエヴァリの下に自治政府が樹立された旨を報じた。

イラン政府は事態の收拾困難と見て遂に本問題を國連安保理事會に提訴した。しかしソ連が本問題の理事會における審議に反對した結果、問題の解決は當事國間の直接交渉に移されることとなつた。スターリン首相は一九四六年二月四日イラン首相の親書にたいする回答において、兩國間の友好關係の必要を強調し、紛争解決のため使節團の派遣を歓迎する旨を表明した。右招請にもとづきクヴァム首相を團長とするイラン使節團は二月二十二日モスクワに赴き同地において折衝を重ねたが、ソ連は事態の平靜な東部地區よりは撤退するが、アゼルバイジャン州には成行が判明するまで引續き駐兵させることを主張し交渉は進捗しなかつたので、イランは本問題を再び安保理事會に提訴した。しかして右提訴にもとづき、理事會がソ連の反對にもかかわらず、本件の審議を採擇するや、ソ連代表は本問題を審

議する會議に出席することを拒否するの強硬態度を示した(第一編國連の節参照)。

しかし一方ソ・イ間にはその後テヘランにおいて直接交渉が繼續され、四月四日兩國間に、(一)ソ連軍は三月二十四日より六週間以内にイラン全土より撤退すること、(二)對ソ石油利権供與問題を七カ月以内に議會に提出しその承認をえること、(三)アゼルバイジャン問題は國內問題である故に、イラン政府は同地方の住民にたいし好意的に改革實施の平和手段を見出すことの三點を骨子とする協定が調印された。かくて、ソ連は撤兵の代償として北部イランにおける石油利権を獲得し五月六日豫定通り撤兵を完了した。

その後、イランにたいするアメリカの援助が漸次積極化するに至り、イラン政府は十二月上旬アメリカの支援を頼んでアゼルバイジャン州へ相當の兵力を派遣し、同地の赤色自治政府を一掃するとともに、ソ連にたいし同州よりソ連領へ遁入したピシエワリ以下指導分子の身柄引渡しを要求した。ソ連はイランの右要求を拒否すると同時に新聞およびラジオにおいてイラン政府の措置を非難攻撃し、またアメリカにたいしても一九四七年二月四日テヘラン發タスは、『アメリカ外交官のなかには反ソ的風説を流布してソ・イ親善關係を阻害しようとしているものがある。しかし最近テヘランの反動新聞がしきりに報じているアメリカ・ミッシェンの活動振りはイランの内政干渉を示すものである。また、アメリカのシュワルツコップ將軍はイラン憲兵本部の中樞に喰入つてゐるが、その他にも多數のアメリカ人がイラン官廳内に入り込んでゐる』と非難した。

このようにして、アゼルバイジャン問題はアメリカの援助を背景とするイラン政府の強硬な態度により一應解決を見るに至つたが、戦略的にも極めて重要な北部イランにたいしソ連はその後も地下工作を行い虎視眈々としてゐると

傳えられている。

なお、十月三日アメリカとイラン間に締結された軍事協定が十二月に入り發表されるや、ソ連はアメリカがイランを軍事基地化するため事實上同國を支配下に置いたと非難した。

第三款 石油利権問題

ソ連は前述の通りイランより撤兵の代償の意味で一九四六年四月四日の協定により北部イランのアゼルバイジャン、ギラン、マザンデラン、ゴルガン諸地方ならびにホラサン地方の一部における獨占的石油利権を獲得した。イラン首相が説明したところによれば、ソ・イ石油協定は、(一)ソ・イ合辦石油會社を設立する。(二)ソ・イ石油會社の存續期間は五十年とし、ソ連は最初の二十五年間は全株式の五一%を、次の二十五年間は五〇%を取得する、(三)ソ連は開發に要する一切の經費を負擔し、技術および設備を供給する。(四)ソ・イ合辦會社の産油は兩國間に折半され、イランはその取得分を自由に賣却できるが、賣却先は地理的關係上ソ連となること等を内容とし、協定は七カ月以内に議會の承認を得ることを條件としたものであつた。

右協定に關し、ソ連は一九四六年四月八日ブラヴダ紙において、右は資本主義諸國における搾取を目的とする利権とは異り、イランの發展に寄與するものであることを強調するとともに、兩國の友好關係に新局面を拓いたものと論ずるところがあつた。

九月より十月にかけてソ連外務省中東部長スイチエフはイランに赴いたが、右に關しロイターは右利権協定の實施促進を使命としたものと報じ、またUPは兩國間には特定の地域においてソ連に採掘權を認める暫定協定が調印され

たとも報道したが、所定の期間内に利権協定は批准されるに至らなかつた。

しかしてその間アメリカの對イ援助はトルーマンの聲明とともに一段と強化され、五月アメリカ地中海艦隊司令官コノリー大將および米國務省イラン事務局顧問ウイリヤム、クレイドゥンのテヘラン訪問があり、六月二十二日アメリカの餘利物資購入のための對イ借款が供與された。

このようなアメリカの對イ援助の積極化に關連してイラン内には利権協定の批准反對の聲が起り、協定締結の責任者であるクッヴァム首相にたいする非難がたかまつていた折柄、事態を靜觀して暫く沈黙を守つていたソ連は八月十二日、イラン政府にたいし、ソ・イ合辦石油會社設立の契約案を手交して利権協定の實施を督促し、他方ブラヴダ紙は右協定の不履行はイランにとつて利益とはならないであろうと威かくするところがあつた。イラン首相はソ・イ協定締結後一年半をへた十月二十二日遂に議會において石油利権協定締結以來の對ソ交渉の經過を報告、「イラン資本によるイラン石油資源開發」法案を提出したところ、賛成一〇二票反對二票の壓倒的多數をもつて可決を見た。その當然の結果として、ソ・イ石油利権協定の批准は拒否されたわけである。ソ連は十一月二十一日のブラヴダ紙上に交渉の経緯を詳細發表し、イラン國會が協定規定の期限を經過すること一年の後始めて本問題を審議したこと、合辦會社の設立に反對したことは兩國協定に違反するものであり、南イランにイギリスの石油利権が存するにかかわらず、ソ連の利権を閉め出したことは、差別待遇であると結んだ。

第三節 アフガニスタン

戦時および戦後を通じソ連とアフガニスタンとの關係は平穩であり、ソ連は一九四六年七月同國の國連加入申請に際し、ソ連との外交關係の有無をもつて國連加入資格の一條件とする建前から賛成投票をした。

兩國間には一九四六年六月十三日國境改訂に關する協定が締結され、過去七十三年間にわたつて存在していたアマ・ダリヤ、ビヤンジ兩河に沿う未開地を通ずる國境線が、従來はアフガン側河岸を通じていたのを河心に移し、その結果若干の島嶼がアフガン側に歸屬することとなり、他方ソ連側はムルガフ河上にダム建設を許されることとなつた。なお、兩國間には一九四七年四月無電協定が署名された。

第四節 エジプト

第一款 英・エジプト關係にたいするソ連論調

一九四六年初めカイロに起つた騒擾に關し、ソ連外交評論家ヤコフ、ヴィクトロフは一九四六年二月二十五日モスクワ放送において、イギリスがカイロにおける騒擾を挑發したことは疑問の餘地のないところであつて、右騒擾は民衆が平和な示威運動を行つてゐるのにたいしイギリス兵が發砲したことに端を發する。エジプト民衆の獨立要求がイギリスの企圖と衝突したのは極めて當然のことである』と論じ、また英埃條約の改訂問題に關し、同年五月十六日イズヴェスチヤ紙は、『エジプトは同國よりイギリス軍の撤退を要求しているが、イギリスは同國軍隊の撤兵交渉において英埃間軍事同盟の締結を持出している。イギリス首相の聲明はイギリス軍の撤退を幻想に終らせようとするものである』とイギリスの對埃政策を攻撃した。

第二款 對英埃關係不干涉の態度表明

スターリン首相は一九四七年五月モスクワ外相會議に出席中のベヴィン・イギリス外相を引見したが、右會議に關しエジプト内では英埃關係にたいするソ連の態度につき種々憶測が行われたため五月十三日モスクワ放送は次のようなタスの打消しを發表した。

スターリン、ベヴィン會談でソ首相はソ政府が國連においてエジプトを支持しない旨を約したとの埃紙記事は事實でない。英埃關係は兩當事國間の問題であり、ソ連はこれに干涉するつもりはないと聲明したに過ぎない。

第三款 對エジプト醫療援助

一九四七年秋エジプトにコレラが流行するやソ連政府はエジプト政府の要請を容れ、ワクチン百萬人分の無償提供に應じた。

第六章 對東亞關係

第一節 中 國

第一款 國共合作にたいするソ連の態度

日本の降伏によつて戰爭が終結するや戰時中日本勢力の驅逐という共同目標の下に提携していた國共關係は、中共

軍が地の利に乗じて華北および滿洲に全面的に進出するに至り正面から相對立することとなつた。

ソ連は日本降伏の前日、すなわち一九四五年八月十四日中ソ友好同盟條約を締結し、右條約においてまず内政不干涉の態度を明かにするところがあつた。その後八月三十一日「赤星」紙は「將來中國の發展および國內平和はもつぱら國共合作の如何にかかつており、事態は中國の民主主義的更生のため國內諸力の結束を要求している」と述べたことは渝安交渉にたいするソ連の關心を示したものと見られ、また、同年十二月モスクワ外相會議において、ソ連は中國にたいする内政不干涉政策を再確認するとともに、國共合作による民主主義的統一國家形成の必要を主張するところがあつた。

しかしてソ連が主張する國共合作の裏には、まず、現國民政府を改組して各黨連合の政權を樹立し、この政權の下に憲法を決定した上、中共軍および邊區の問題を解決しようとする意圖があり、現に中共軍の占據している地區については、中共軍撤退前に國民軍内に自黨の勢力を導入し、撤退後これら地區を中共の支配下に引き入れようとする企圖が含まれていることが窺われた。

第二款 アメリカの對華援助にたいするソ連の非難

ソ連はアメリカの對華援助に關しては徹頭徹尾非難する態度にいて、一九四五年十二月十九日ブラヴダ紙は、「日本降伏後の中國の情勢」と題する論文を掲載し、『今日なお中國にアメリカの大部隊が駐とんしている事實は全世界の民主主義者を驚かせるに足る國際的事件の一つで、右は中國主權の尊重、内政不干涉の精神と矛盾する』と論じたのを始めとし、『國民黨政府にたいするアメリカの軍事援助は中國の内紛を助長しており、アメリカは中國側のアメリカ軍

撤退要求を無視している(一九四六年六月二十四日「赤星」紙)とか、『アメリカの對華貿易政策はダンピング的性質を帯びている』(同年七月十三日ニューヨーク發、ダス)とか、あるいはマーシャルの對華調停打ち切り聲明に關し、『今次アメリカの措置は一九四五年十二月マーシャルが特使として中國の内戰調停に乗りだして以來のアメリカの對華政策に一段落をつけたものである。かれの前任者ハレーの公然たる中國反動分子支持政策は中國の内戰激化を誘致するおそれがあるとしてアメリカ内において批判された。一九四五年十二月モスクワ外相會議において中國の統一と民主化につき意見の一致を見た結果、アメリカは「調停」を行うこととなつたが、右は實質的には國民黨を支持し中國の内政に干渉したにほかならなかつた』(一九四七年二月一日イズヴェスチヤ紙)等アメリカの對華援助を攻撃した。このようにソ連はアメリカの對華援助を内政干渉であると攻撃した。ソ連自身は機會ある毎に對中共援助を強く否定してはいるが、中共勢力圏は北方においてソ連と直結しており、従つてこのルートを通じ中共を援助することは事實上極めて容易と認められる。

第三款 國民政府とソ連との關係の惡化

一九四六年一月政治協商會議による國共合作工作の失敗後、國共の對立が漸次激化するに伴い、ソ連と國民政府との關係も惡化し、(一)一九四七年一月には一九四一年以來開かれていたソ連の上海放送局は中國側により閉鎖され(右に關し同二十一日ブラヴダ紙は中ソ兩國の文化および友好關係にとり重大な損失であると報道した)、(二)また、四月ソ連は漢口および蘭州所在の領事館を閉鎖し、(三)六月上海ソ連總領事館は中國在住のソ連人(舊白系で終戦後ソ連籍を取得したもの)三千名およびその家族にたいし年内にソ連へ歸還を命ずる旨の布告をだし、(四)六月三日駐華ペトロ

フ大使は國民政府にたいし、中國内居住白系露人による反ソ宣傳の事例を指摘して抗議し、その取締りを要求した。

第四款 對日講和問題にたいするソ華の同調

一九四七年九月對日講和問題に關し、中國外交部次長葉公超は十日記者會見においてソ連の参加しない單獨講和に反對なる旨の言明を行い、また國連總會に出席中の外交部長王杰烈も十八日記者團にたいし米ソ兩國の妥協案として十一カ國會議と單純多數決制に四大國の拒否権を織り込んだ方式を提案してソ連に同調の態度を示した。このような中國の態度にも關連してソ連は十一月二十七日中國政府にたいし、『極東における平和の恢復をできる限り速かに行い、また日本に平和的發展の條件を速かに與えるため、ソ連は一九四八年一月臨時外相會議を開催することを提議する。右外相會議は米英ソ華四カ國外相をもつて構成し、開催地は中國の希望によつては中國内とすることを提案する』旨申入れるところがあつた。

第五款 滿州問題

八月十四日締結された中ソ友好同盟條約によりソ連は一九四五年十二月三日までに滿州より撤兵を完了することとなつていた。しかしソ連軍當局は、國府軍の滿州への輸送にたいし大連港の使用を拒否し、また京奉線による輸送に援助を與えず國府軍の進駐を遷延させながらも、國府軍の進駐の緩慢あるいは交通の破壊に籍口して撤兵を遅延し、その間中共軍の滿州における進出を支援し、また在滿工業施設を盛んに撤去したばかりでなく、ソ連は中國にたいし中ソ友好同盟條約によつて獲得した旅順大連および舊東支鐵道に對する權益のほか、さらに(一)完全な中ソ兩國の經濟協調、(二)滿洲九省および大連におけるソ連市民にたいする居住および物資購入上の特權の賦與、(三)滿洲における全水運

の管理、(2)旅順大連間に安全地帯の設定ならびに同地帯におけるソ軍の駐屯の承認を要求したと伝えられた。

かかるソ連の態度にたいし中國内にはソ連にたいする不満が表面化し、新聞はソ連の態度を攻撃し、あるいは反ソデモが行われたが、米國においても對ソ輿論は硬化し、一九四六年二月九日米國務省は中ソ兩國にたいし、滿洲經濟の排他的管理は門戸開放機會均等の原則に反すること、在滿洲工業資産は連合國共同の決定により處分されるべきものでこれを戦利品として一方的に處理するべきでないことを申入れた。

ソ連は三月八日撤兵を開始し四月十四日をもつて撤退を完了したが、右撤退に關し國民政府にたいしなんら事前に通告を行わなかつたため、國府軍による接收が遅延するやその間隙を利し要地占領をねらう中共軍は各地に進出、滿州の大半を占據するに至つた。

それ以來滿州を接收しようとする國府軍と、滿州をその掌中に置こうとする中共軍との間に交戦が繼續され、ソ連は一九四六年十一月國府軍の奉天地區進駐後、舊東支鐵道従業員約二百名を中國官憲の壓迫暴行掠奪等のため居住にたえずとの理由をもつて引揚げさせるに至つた(十一月十五日タス)と報じ、また長春鐵道の共同管理に關する現地交渉においては紛議を惹起した。

なほ、ソ連は在滿日本工業施設の撤去に關する米國賠償委員長ポーレーの非難(一九四六年十一月十二日付同氏の大統領宛報告によれば、ソ軍の占領中滿州工業が直接受けた損害は八億五千八百萬ドル、その代替費用および自然消耗を考慮すれば、損害額は内輪に見積つても二十億ドルに達する旨記載された)にたいし、ソ連は一九四七年一月二十九日イズヴェスチヤ紙において、『ソ連は日本軍の資産を戦利品としては押収する權利を有するにかかわら

ず、ポーレーはこれら戦利品を賠償とすり替えようとしている』と反駁した。

ソ連は滿州が北鮮および旅順大連への通路である點よりもこれを重視し、表面においてはともかく事實上地域的に地續きたる中共軍にたいし多大の支援を與え、また舊東支鐵道の共同管理により滿州を中共軍の支配下に置こうと企圖していることは明かであつて、一九四七年六月二十日孫科はUP通信副社長にたいし、『ソ連は現在滿州における中共軍を指導しているばかりでなく、日本軍の有していた武備を中共軍に移讓し、またソ連の指導下に訓練された多數の朝鮮人部隊を中共軍に参加させている』と述べるところがあつた。

第六款 旅順および大連の問題

ソ連は大戦中小説「旅順港」を出版して同地にたいする關心を示したが、中ソ友好同盟條約によつて大連に關しては埠頭および倉庫の賃借權、港務主任をソ連人より選出する權益を、また旅順に關して同地における海軍基地の防衛權を獲得した。

ソ連軍は對日宣戦後いち早く旅順および大連地方に進駐し、軍政を施行して極東におけるソ連の前哨基地の確保に努め、一九四六年三月滿州よりソ軍の撤退に際しては一部々隊の同方面への南下が伝えられた。

しかしてソ連は一九四六年夏頃には、國府側の報道によれば、中共軍の山東方面への輸送に大連を利用させた趣であり、また同年十月國府軍が南滿の中共掃蕩作戰を實施した際には、大連地區へ中共軍の遁入を許したと伝えられた。このような事情により大連地區よりソ連軍の撤退が中ソ間の重大問題の一つとなつたが、米國においても十二月十八日米國船の大連入港に當りソ連軍當局が米人記者の上陸を禁止し、また一定期間内に出港方を強要した経緯もあり、

一九四七年一月三日大連港を中國行政下に移し各國に開港することを要求するところがあつた。

これにたいしソ連は、『近來國府側の新聞は中國側が中ソ條約に従い大連市の行政權を接收しようとするのをソ側が許容しないかのように報道しているが、右は事實に反する。國府側が任命した市長はまだ着任することなく、ソ連は行政權の引渡しを中國政府に督促している次第である』と反駁した(四月一日ハバロフスク放送)。

その後大連の接收問題に關し中ソ間に交渉が行われ、五月二十三日中國外交部長は國民參政會において、『ソ連は大連および旅順の接收を妨害しないこと、ならびに兩市に赴く中國行政官吏の安全保障および國府警察官の立入りを許可することの確約を與えたが、細目については交渉中である』と報告したが、一カ月後の六月二十五日には、『同外交部長は『客年十月國民政府は大連および旅順を接收しようとしたが、ソ連はこれを妨害し、中共軍が同地區に大軍を集結することを許した』と述べるところがあつた。

右に關しソ連は七月十一日イズヴェスチャ紙において、『ソ連は旅順および大連の接收に關してはなんら妨害を行わない。しかし中國軍隊の同地進駐は旅順港に關する中ソ條約に違反する。同條約は旅順の海軍基地におけるソ連の陸海空軍兵力の維持を規定しているが、中國軍隊の宿營は規定していない。大連港に關しても同様であるが故に、日本とまだ講和條約が締結されない戦時状態の下においては、大連は海軍基地に設置された軍政下に置かれるべきである』とソ連の見解を發表した。

アメリカも八月十四日ソ連にたいし米國船および外國船の大連入港禁止に關し抗議するとともに大連を中國の民政下に置き國際貿易のため解放することを要求したが、ソ連は同月二十八日、中ソ條約は平和が保障されるまで大連を

ソ連の軍事管理下に置くことを規定している點を指摘するとともに、ソ連が大連を中國の民政下におくことを希望しても中國側は中國軍の進駐を伴わない行政權の接收を拒否していると應酬し、また大連が中國の民政下に置かれるまで同地における米國の權益の保護方を米國が要請したのにたいしソ連はこれを拒否した。

中國政府は當時ソ連が大連經由山東方面の共產軍に物資を供給しているのを防止するとの理由をもつて、八月二十日大連港を一切の外國船にたいし閉鎖する旨を聲明したが、ソ連は中ソ條約を引用し對日講和條約の締結まで大連港は旅順海軍地區の管轄下に置かれるが故に、ソ連船は入港する權利を有する(八月二十八日タス)となし、い然、大連港を利用した。これにたいし、中國は強硬態度に出で大連港より上海に入港したソ連船イリイチ號の乗客の上陸を禁止するとともに、九月五日右につきソ連に抗議したが、ソ連は從來の主張を繰返し右抗議を反駁した。

かくて對日講和の成立をもつて對日戦争の終了とみなすソ連と、終戦後の事實上の事態に立脚する中國との間に條約解釋上見解の相違があり、これがため大連および旅順の接收問題は一九四七年末に至るも解決を見るに至らなかつた。ソ連は中ソ條約を楯に同地區をソ連の軍政下に置き、前哨基地の地固めを行うとともに中共支援に利用しているが、本問題に關してはアメリカにおいても多大の關心を示しており、従つて右は單に中ソ間の問題に止らず、中國を繞る米ソの世界政策ないし極東政策の一環と見られるに至つた。

第七款 新 疆 問 題

一九四六年三月十二日西北行營主席張治中は二中全會において、『新疆省においては一九四四年十一月以來カザフ族の獨立運動を續り紛争が繼續されていたところ、駐華ベトロフ・ソ連大使が調停を申出たので外交部長は右申出を承

諾した。その結果弛化において交渉が行われ、國府側提案の十一カ條は暫定的に合意を見たが、カザフ族の、(一)政治警察の廢止、(二)新疆省より國府軍の撤退、(三)省衛戍の責務のカザフ族への移管に關する要求はこれを拒否した」と報告するところがあつた。

その後中ソ兩國間には一九四六年十月中ソ航空會社の設立協定(期限七年、株式は折半、理事長と副支配人は中國人、總支配人はソ連人とする)が成立し、同會社の手によりアルマタ・ハミ間の航空輸送が行われることとなつた旨傳えられ、(國民政府十月二十三日發表)また一九四七年二月大剛報紙は前新疆省主席盛世才とソ連の間には相互援助的な内容の秘密協定が締結されたとも報じ、ソ連の對新疆省工作を示唆するところがあつた。

一九四七年六月蒙古人民共和國(以下外蒙)軍が新疆省西北隅より侵入し北塔山地區の中國軍を攻撃した事件が発生したが、右攻撃にはソ連の飛行機が参加したといわれ、國民政府は外蒙およびソ連にたいし抗議した。右にたいし、外蒙は北塔山の外蒙領を主張し、事件の發端は中國軍の同地侵入にあると反駁し、ソ連はタスをしてソ連機の参加を否定し、また七月二十七日ブラヴダ紙は最近中國新聞はソ連軍による塔城占領を報じたが、右はソ連を誹謗しようとする虚構であると論じた。

しかしてその後も中國側は外蒙軍が北塔山地區に反覆攻撃を加えている旨を報道し、また外蒙國境附近の承化は叛亂軍に占領されたが、右叛亂軍は外蒙ないしソ連の援助品と思われる軍需品を有しウルムチに向い南下の兆がある(十月二十二日南京AP)とも報じられ、さらにまた新疆省出身國府委員は十月十六日記者團にたいし、一個連隊のソ連軍がイリに進入したと述べたが、これら報道の眞偽は別とし最近ソ連が外蒙ないしカザフ族を通じ對新疆工作を活

潑に行つてゐることは徹うべくもない事實と認められる。

等二節 朝鮮

一九四三年十一月二十七日のカイロ宣言は「朝鮮の獨立」に關する米英華三大國の決意を闡明したが、一九四五年八月八日のソ連の對日參戰に伴い、朝鮮は北緯三十八度線により米ソ兩軍により二分された。

ソ連は久しい間朝鮮の共產黨を通じその獨立運動を支持して來たが、北鮮進駐と同時に、共產黨を中核とする人民委員會を設け、土地改革ならびに重要産業國有化の斷行、勞働法の施行、男女同權法の施行等により政治、經濟、文化、社會各般にわたつて米軍の占領政策とは全く對蹠的に左翼勢力伸張の基盤を着々固めていつた。従つて事態は北鮮と南鮮とは全く孤立隔離され、二個の別區域を造り出すに至つた。

第二回外相會議(一九四五・一一・一六—二六モスクワ)は歐洲問題とともに極東問題をも審議したが、その際米ソ華英の四大國による朝鮮の共同信託統治施行を決定し、朝鮮の分割占領から生ずる行政、經濟上の不便を除くため、米ソ兩軍代表の會議を開くことに決定した(第二篇第一章第三節參照)。この會議は一九四六年一月十六日から二月八日まで京城において開催され、南北兩鮮間の輸送、住民の交通、郵便物交換、ラジオ周波數、兩軍司令部間の今後の經濟、行政問題についての協調等につき諒解を遂げ、さらに前記外相會議が定めた臨時民主政府の樹立のため米ソ共同委員會の設置につき取極めを行つた。

ちなみに四大國による朝鮮の共同信託統治に關する第二回外相會議の決定をめくり、朝鮮側は當初左右兩翼政黨を

含む全政黨擧つていわゆる「反託運動」を展開していたが、ソ連側が右決定到達の経緯（外相會議開會に先立つてアメリカ代表マーシャルがスターリンにたいしアメリカによる十カ年單獨信託統治を提案したが、スターリンは折衷案として四大國による五カ年共同信託統治案を申入れた由）を発表したため共產黨その他親ソ各政黨はその態度を變更して共同信託統治制を支持するに至つた。

米ソ共同委員會は一九四六年三月二十日から京城に開かれたが、民主政府樹立に關し朝鮮の民主的政黨および社會團體と協議する方法について難關に逢着した。ソ連代表シ・トイコフ大將は第二回外相會議（モスクワ）の定めた四カ國信託統治に反対した政黨および社會團體は協議を受ける資格なしと主張し、アメリカ代表はこれを朝鮮人の言論の自由を抑壓するものとして反対し、ついに兩者の意見一致は見られず、五月六日にいたつて無期休會に入つた。その後米軍司令官ホッジ中將はソ連軍司令官チヌチャコフに二回にわたつて書簡を送り再開の希望を表明したが、再開に至らず、一九四七年を迎えた。

一九四七年四月八日マーシャル米國務長官がモスクワ外相會議出席中モロトフ・ソ連外相に會議再開を申入れ、よつて、共同委員會は五月二十一日再開された。ソ連側はシ・トイコフ大將以下五名が出席し、朝鮮政黨社會團體との協議、臨時政府の形態政綱、政府要人の選定に關する各分科會も二十六日から討議を開始した。

會議は再び臨時政府の樹立につき協議を受ける政黨團體の資格をめくり紛糾しソ連側は前年と同じくモスクワ協定による信託統治に反対する黨派を協議から除外するよう主張、具體的にはその數は兩鮮を通じ三千に限定することを提議した。アメリカ側は前年五月現在で千名以上黨員をもつ黨派全部と協議することを主張したが、結局一廣汎な基

礎における協議」という原則に意見が一致し協議参加を欲する黨派に六月二十三日までにモスクワ協定支如何についての質問書に回答を、ついで七月一日までに臨時政府の機構政綱に關する質問書に回答を行わせ、七月五日から口頭による協議を開始する取極が成立した。参加を申し出た政黨團體は南鮮四二五、北鮮三八であつたが、ソ連側は南鮮の申込政黨が大部分政黨の體をなしていない小團體であるとの理由から参加政黨の縮少を要求、ついに口頭協議は無期延期となり、さらにソ連代表は、南鮮の反託闘争委員會に屬していた右翼政黨十五の除外を要求した。これに對しアメリカ代表はソ連案によれば南北兩鮮の勞働黨が率いる民主民族戦線の壓倒的支配を招來すると反対し、また参加政黨を米ソ兩代表部の合意によつて決定しようとするソ連側主張は拒否權を行使しようとするに等しいと非難した。かくてマーシャル米國務長官は八月十二日モロトフ外相にたいし米ソ交渉が行詰つたことを遺憾とする書簡を送り、共同委員會に八月二十一日までに討議状況についての報告を兩國政府に提出させて、兩國政府の直接交渉に移すよう提議した。一方共同委員會のアメリカ代表部は十二日ソ連側に口頭協議の取止めと國際的監督下に國民議會の選舉を行うことを提議した。しかし米ソ兩代表部が共同で兩國政府に報告を行う件は、ソ連代表部が本國政府の訓令のないことを理由に反対し、アメリカ代表部は二十一日單獨で國務省に報告書を提出した。ついで二十四日のモスクワ放送はモロトフ外相の回答を發表、協議を受ける政黨團體を一萬以上の黨員をもつものに限ることを主張、さらに共同報告作製について訓令した旨を報ずるとともに南鮮でモスクワ協定を支持する黨派がアメリカ占領軍當局の迫害を受けていると非難した。しかしホッジ米軍司令官はこれを否定、かえつて南鮮の民主民族戦線が北鮮の支持を受けてアメリカ政府に敵對行動をとつていると攻撃した後、ソ連代表部が反米黨派を支持することのないよう忠告する旨言明し

た。

ついでロヴェト米國務次官は二十六日付ソ連外相宛書簡をもって共同委員会の失敗を報じ問題をモスクワ協定の當事國たる米ソ英華四國の協議に移すよう提案し、九月八日ワシントンで四國會議を開催したい旨申入れた。他方ソ連代表部は八月二十六日前記十二日の米代表部提案を拒否し、兩鮮各界を代表する全朝鮮臨時人民會議を設置して臨時政府の樹立を討議させるよう提案したが、アメリカ代表部は九月三日ソ連案に従えば右翼分子合計千五百萬を除外する結果になるとしてこれを拒否し、結局共同報告も作成されるに至らなかつた。ついでモロトフ外相は四日マーシャル長官宛書簡で四國會議開催案を拒否し、共同委員会は協定到達の可能性をまだ検討しつくしてはいないと述べた。よつてアメリカ政府は九月十七日ついに朝鮮問題を國連第二回總會に提起するに至つた(第一篇第六章第十節参照)。

米ソ共同委員會はアメリカ側が朝鮮問題を國連總會に移した後も活動を續けたが、九月二十六日ソ連代表シニトイコフは一九四八年初頭米ソ兩軍を同時撤退し、その後において總選舉を実施するよう提案した。しかしアメリカ側は右ソ連代表の提案をもつて國連が本問題を取り上げるのを阻止しようとするに過ぎないものと見なし、『朝鮮問題は國連に上程されており、撤兵もその一部となつてゐる』と回答してソ連側提案を一しゆうした。よつてモロトフ外相は十月九日の米國務長官マーシャル宛書簡で同時撤退案につき辯明を行つた後、『共同委員會のアメリカ側態度はモスクワ決定の遵守ならびに臨時朝鮮民主主義政府創立問題等に關する活動の繼續を欲していないことを立證した』と攻撃した。

他方、共同委員會は十月十八日アメリカ代表の提案により、朝鮮問題が國連總會において審議される間休會するこ

ととなつた。かくてソ連代表は二十日アメリカ側の態度を非難するとともに、本國政府の訓令により平壤を引揚げる旨發表した。

第三節 蒙古人民共和國

第一款 中國による獨立承認

いわゆる蒙古人民共和國(以下外蒙)が從來ソ連邊境の一自治州のような形態を事實上採つていたことは周知の通りであるが、ソ連は中ソ友好同盟條約において、『外蒙の獨立にたいする希望にかんがみ、中國は日本の敗北後外蒙の人民投票が右希望を確認するにおいては、中國は外蒙をその現在の境界において承認すること』の條項を規定させた。

右條項は外蒙の實情より見るとき中國による外蒙の獨立承認と同異語であつた。しかして豫想されたように、一九四五年十月二十三日モスクワ放送は、『中ソ條約にもとづき蒙古人民共和國において人民投票が行われたが、右資格者のうち九七・八%が投票を行い全部が獨立に賛成した旨および右投票後チョイバルサン首相は外蒙の獨立にたいするソ連の援助に謝意を表明するところがあつた』旨を報じた。

中國政府は右人民投票の結果一九四六年一月五日蒙古人民共和國の獨立を正式に承認したが、ブラヴダ紙は同十三日、『右承認により外蒙年來の獨立闘争は終結し、今後ソ蒙間の友好關係は愈々密接となるであらう』と報道した。

第二款 ソ蒙關係の増進

外蒙獨立の承認後間もなくチョイバルサンはモスクワを訪問し、スターリンおよびモロトフ等と會談して友好關係の強化に努め、二月二十七日同地において一九三六年の友好および相互援助條約の期限満了に伴う更新ならびに經濟・文化的提携に關する協定が調印されたが、その後ソ蒙間には一九四七年三月二十日通商協定が締結され、また八月には兩國の文化連絡を目的とする蒙古協會が設立され、かくして兩國の親善關係はますます強化されるに至つた。

第三款 國連および對日處理參加問題

なお、外蒙共和國は一九四六年十月二十六日外相會議にたいし極東委員會への參加方希望すると共に對日賠償要求を提出した。委員會參加申込みの論據は極東平和の堡壘として日本帝國主義の跳梁を喰ひ止めて來たというにあり、また賠償要求の理由は一九三六年以來の對日國境衝突およびソ連軍の滿洲進駐を援助した際人員二、〇三九名、金額三二一、九八三、〇〇〇トウグリクの損害を蒙つたというにある。右は國連加入申請とともに同共和國の國際的地位の向上および極東委員會における發言權の強化を計らうとするソ連の意圖を反映するものと見られる(國連加入問題については第一編國連の部参照)。

第四節 インド

第一款 外交關係の設定

一九四六年九月二十八日インド中間政府副首相ネールの使節メノン^{メノン}は歐洲平和會議に出席中のモロトフ外相と會見し、外交關係の設定方提案したのにたいしモロトフは考慮を約したと伝えられ、(穀物供給についてのインド側要望に、

たいしては、ソ連自體食糧難に直面しているためこの一年位は期待に副えないと答えた趣) また同年十一月ネールは中央立法會議においてソ連は外交代表の交換方に同意を表明したと報告するところがあつたが、一九四七年四月上旬駐華インド大使メノンと同ソ連大使ベトロフ間の交渉により兩國間に外交關係の設定ならびに大使を交換することとなつた旨同十三日發表された。しかして六月インド中間政府はまずネール副首相の妹で國連インド代表としてソ連支持下に南阿のインド人問題に活躍したパンデイド夫人を初代大使に任命、同夫人は八月十三日信任狀を捧呈したが、ソ連は十月下旬に至り初代大使にカ・ヴ・ノヴィコフを任命した。なおインドの分裂によりパ大使はインドスタンを代表するものと見られ、パキスタン側でもソ連との國交樹立を考慮しているといわれる。

第二款 南阿インド人問題をめぐるソ連とのインドとの關係

ソ連はその本來の民族政策より國連機構においてその與國を率い、つねにインドの主張を支持する態度を示した。すなわち、サンフランシスコ會議の際ソ連代表モロトフ外相はインドの獨立支持を表明し、(第一編、第一章、第六節参照) また、國連第一回後期總會における南阿在住インド人の差別待遇についてのインド側提訴を強く支持して日程に繰入れさせた(同第五章、第三節の項参照)。

インド政府および國民は右ソ連の支持を大いに多とし、四六年十月インド國會海外部は折柄ニューヨーク滞在中のソ連代表ヴァシンスキー宛謝電を發したが、翌四七年三月ネール副首相はソ連外相モロトフおよび、白ロシア外相キセレフに書簡をよせ、本問題についての兩國の好意に對し、インド政府および國民の名をもつて深甚の謝意を表した。

第三款 ソ連邦共和國代表の全アジア會議参加

ソ連諸共和國中アジア人種に屬するアゼルバイジャン、アルメニア、グルジア、ウズベック、カザフ、タチックの六カ國はネール中間政府副首相招請に應じ、一九四七年三月二十五日より四月二日の間にわたりインドにおいて開催された全アジア會議に参加したが、右代表團は會議後インド各地を巡歴交歓に務めた。

第四款 ソ連科學者の訪印

一九四七年一月デリーに開かれたインド科學者協會大會にはソ連より連邦科學院副總裁ヴ・ベ・ヴォルギン以下の代表を送つた。一行は大會後各地において講演を行い、インド學界より歓迎された趣である。

第五節 その他諸國

第一款 シヤム

ソ連とシヤムとの間には一九四一年三月國交開始の議がまとまり、ソ連側では公使の任命をも發表したにもかかわらず、太平洋方面における戦争の勃發により、沙汰止みとなつていたが、一九四六年十二月シヤムの國連加入を機會に兩國間國交回復の話し合いが成立した。すなわち、十二月二十日シヤム政府は在ストックホルム公使をへて、現シヤム政府は舊タイ政府のもつた態度を非なりとし、ソ連とは眞に友好關係の維持を希望するおもむきをもつて公使の交換を申入れたのたいし、ソ連政府は同三十一日同意の通を發した。かくて、シヤム公使アルタキッチ、パノミングは一九四七年四月モスクワに着任したが、ソ連側ははるかに遅れて同年七月エス・エス・ネムチンを初代シヤム駐

さつ公使に任命した。

なお、ソ連はシヤムとの通商に關心を示し、一九四七年十月中國駐在ソ連通商代表部員をバンコックに派遣し、シヤムの商品調整に當らせるところがあつた。

第二款 フィリピン

一九四六年十月ブラヴダ紙は、フィリピンの獨立は名目だけで、その經濟は完全にアメリカ資本家の支配下であり、駐とんアメリカ軍は國民解放委員會を壓迫し、國連精神はじゆりんされていると論じた。さらに一九四七年九月二十七日マニラにおいてフィリピンとスペインとの間に友好條約が締結されるや、評論家マエフスキーはブラヴダ紙において、ロハス大統領はアメリカの支持により、民意に反して就任したもので、フランコ同様反民衆的政策を遂行しているが、フランコを友に選んだことは決して偶然ではないと論じた。なおフィリピン當局においては共產勢力の浸透を極度に警戒し、ロシア人の入國は白系、ソヴィエト系共に不許可の方針であるばかりでなく、從來在住のロシア人にたいする取締りも嚴重となり一九四七年春二名のロシア人を國外に追放したおもむきである。

第三款 マライ

一九四七年二月十二日シンガポール發ロイターの報によれば、ソ連は同地に通商代表ニコライ・ブラーヒンを派遣同地中國人商業會議所會頭と大量のマライ産ゴムの買付契約を締結し、その後ソ連船によりオデッサ港へ積送していたが、プは査證期限の延長が不許可となつたため、十月初め同地を退去した。

第四款 インドネシア

インドネシアの獨立運動およびジャバ島における對オランダ軍戦闘についてはソ連は國連においてオランダを非難し、國內言論機關を擧げてさかんに獨立政權に聲援した。また、オーストラリア赤十字社がインドネシア共和國赤十字社あてに送付した醫藥品を、オランダ側赤十字社が沒收した事件については、一九四七年九月ソ連赤十字および赤色半月協會執行委員會はジュネーヴ赤十字本部に書簡を送り、右が赤十字の基本精神に反する行爲であることを指摘、沒收醫藥の受取人への交付および將來この種事件が繰返されないことにつき注意を喚起した。

(付録) ソ連の在外使節一覽表 (一九四七年末現在)

大使の部

國名	氏名	備考
(1) アメリカ	ア・エス・パニューシキン	舊駐華大使
(2) イギリス	ゲ・エヌ・ザルービン	前駐カナダ大使
(3) フランス	ア・エ・ボゴモロフ	舊駐華大使
(4) 中華民國	ア・ア・ペトロフ	前外務省情報部長
(5) ベルギー	ア・ペ・パヴロフ	前外務省條約局長
(6) チェコスロヴァキア	ヴエ・ア・ゾーリン	(一九四七年外務大臣代理となる)
(7) ユーゴスラヴィア	ア・イ・ラヴレンチェフ	前ロシア共和國外務大臣

公使の部

國名	氏名	備考
(8) オランダ	ヴァリコフ	海軍中將本國に歸國中
(9) ギリシヤ	カ・カ・ロディオーノフ	
(10) ポーランド	ヴエ・ゼ・レベディエフ	前外務大臣代理
(11) ルーマニア	エヌ・イ・カフタラツゼ	前外務大臣代理
(12) トルコ	エヌ・ア・ヴィノグラードフ	本國に歸國中
(13) イラン	イ・ヴエ・サドチコフ	前駐ユーゴ大使
(14) アフガニスタン	イ・ヴエ・サムイロフスキー	前外務省近東部長
(15) カナダ	未詳 (エヌ、ペロフヴォステイコフ代理?)	
(16) メキシコ	ア・カブリスチン	
(17) イタリア	エム・コステイレフ	
(18) アルゼンチン	エム・ゲ・セルゲーエフ	
(19) インド	カ・ヴエ・ノヴィコフ	前外務省第二歐洲部長
(20) スウェーデン	イ・エス・チェルヌイシエフ	
(1) ノールエイ	エヌ・ア・アファナシエフ	

(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
コロンビア	サウジアラビア	イエーメン	イラク	エチオピア	エジプト	レバノン	シリア	アルバニア	ルクサンブルグ	スイス	ブルガリア	ハンガリー	デンマーク	アイスランド	フィンランド
ダ・エフ・レザノフ	"	不詳	ダ・テ・ザイツェフ	ヴェ・エス・コズロフ	ア・デ・シチエボリン	"	ア・エス・ソロド	デ・エス・チュヴァヒン	在ベルギー大使兼任	ア・クラジエコフ	エヌ・エヌ・キルサーノフ	ゲ・エム・ブーシキン	ア・イ・ブラーヒン	ア・エヌ・クラシリニコフ	ア・エヌ・アブラーモフ

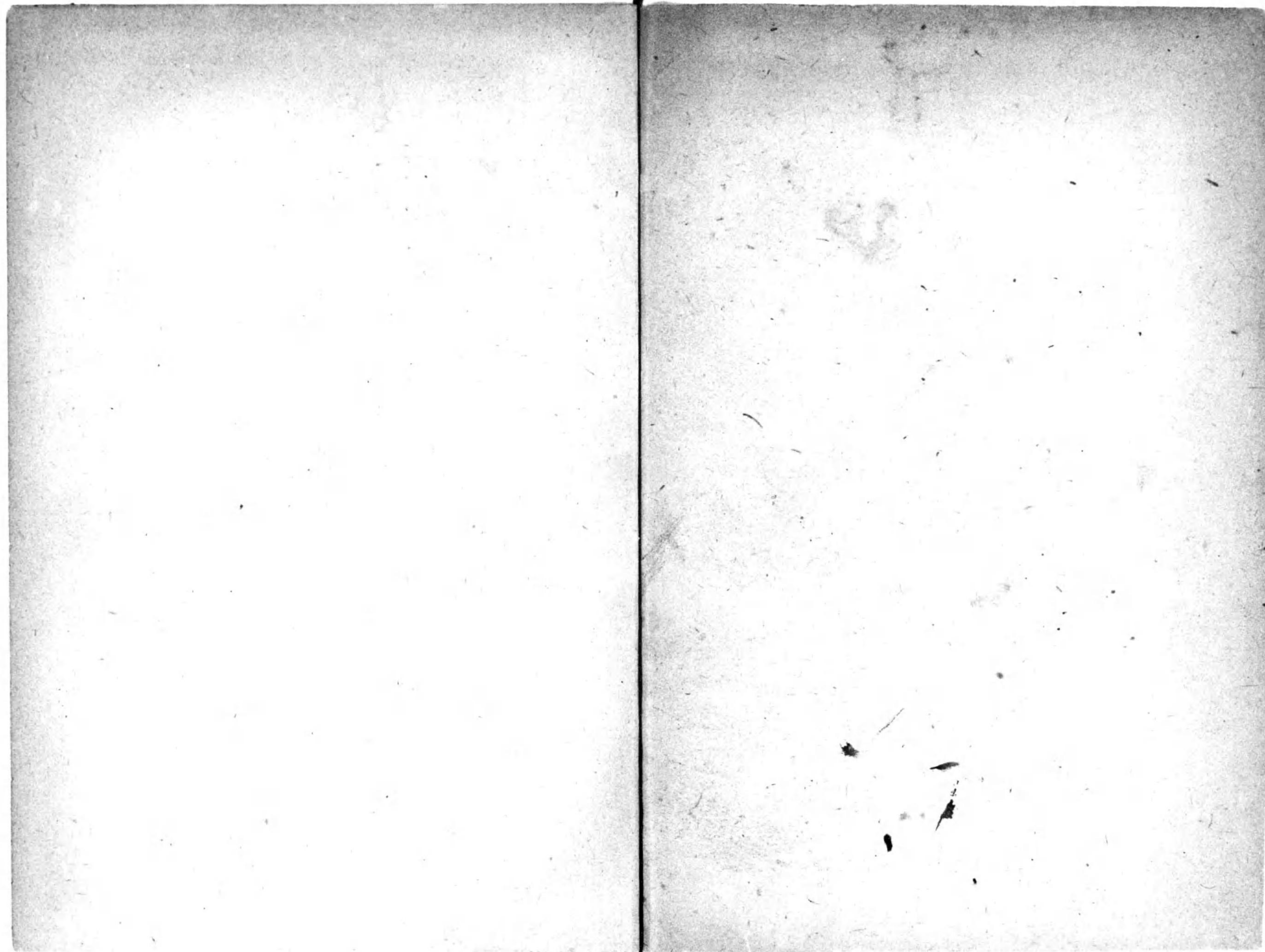
(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)
ウルグワイ	キューバ	コスタリカ	グワテマラ	ボリヴィア	エクアドル	ドミニカ	ヴェネゼラ	ニュージールランド	オーストラリア	蒙古人民共和国	シヤム
エヌ・ヴェ・ゴレルキン	アメリカ大使兼任	メキシコ大使兼任	不詳	"	"	"	"	ジ・ブキン	エヌ・エム・ソファノフ	エヌ・ペ・ヴァジノフ	エヌ・エヌ・ネムチン

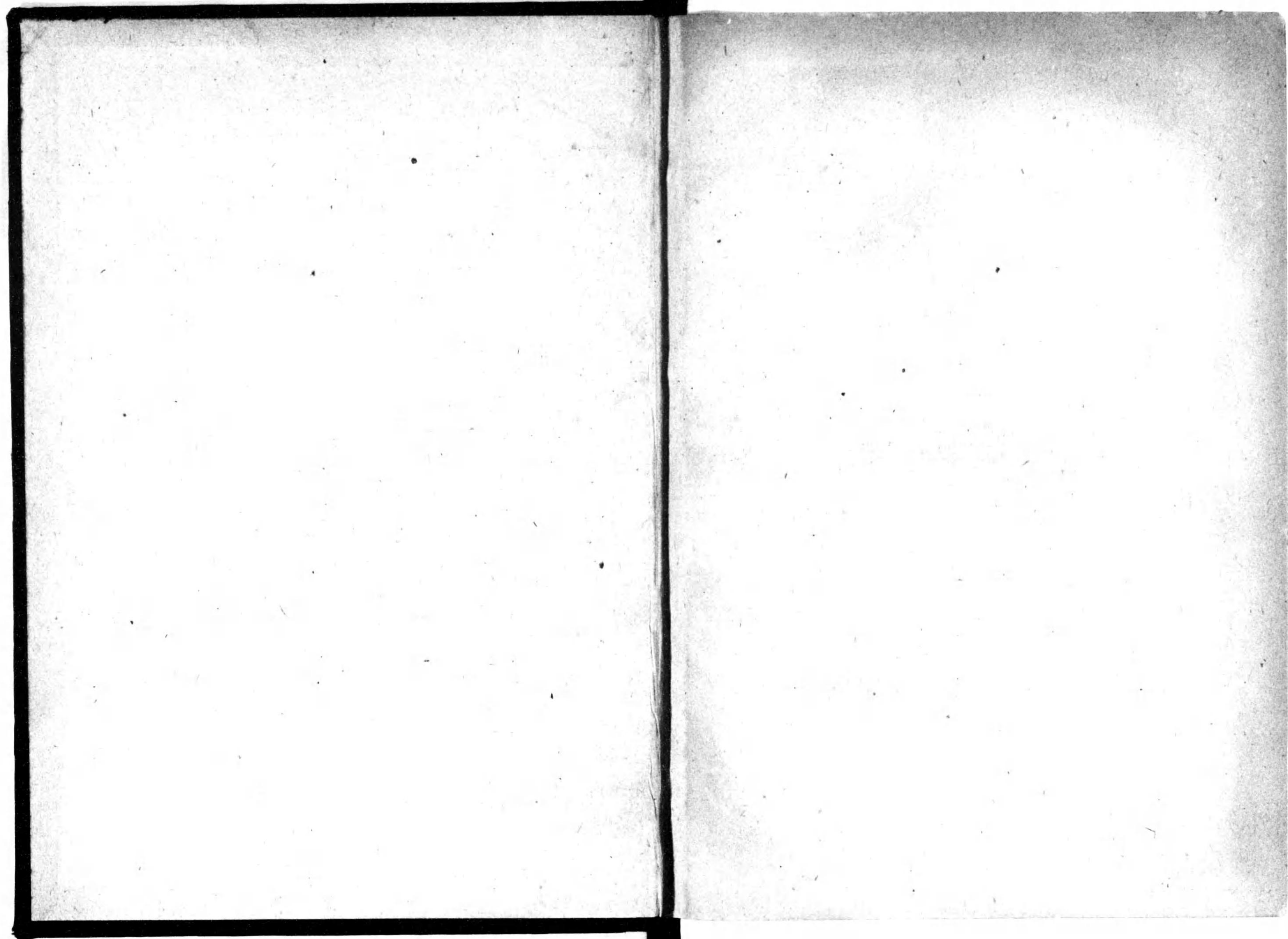
備考
 一九四六年三月 スイスとの外交関係設定
 一九四六年六月 アルゼンチンとの外交関係設定
 一九四六年十二月 シヤムとの外交関係設定

一九四七年四月 インドとの外交關係設定

一九四七年十月 スウェーデンとの間に公使館を大使館に昇格させた

一九四七年十月 ブラジル、チリ兩國と斷交





終